

平成 30 年度
福岡県包括外部監査の結果報告書

平成 31 年 3 月

福岡県包括外部監査人

公認会計士 工藤 重之

目次

第 1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
(1)	監査テーマ	1
(2)	監査の対象期間	1
3	特定の事件として選定した理由	1
4	監査の方法	2
(1)	監査の対象部署	2
(2)	監査の視点	3
(3)	実施した監査手続	3
(4)	監査対象事業の決定	4
5	監査の実施期間	4
6	監査の実施者	4
7	利害関係	4
8	略称等	4
第 2	監査対象の概要	5
1	福岡県の状況	5
(1)	福岡県の人口推移	5
(2)	福岡県の年少人口及び児童生徒の状況	6
(3)	福岡県の財政状況	11
2	国の子育て支援に関する施策	14
(1)	少子化社会対策大綱に基づく取組	14
(2)	子ども・子育て関連 3 法及び子ども・子育て支援新制度に基づく取組	15
(3)	次世代育成支援対策推進法に基づく取組	16
3	福岡県の子育て支援に関する施策	18
(1)	子育て支援に関連する決算概況	18
(2)	福岡県総合計画に基づく取組	19
(3)	福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略に基づく取組	23
(4)	ふくおか子ども・子育て応援総合プランに基づく取組	25
4	監査対象部署の概要	29
(1)	組織体制	29
(2)	事務分掌	31
(3)	監査対象事業	37

第3	監査の視点及び実施した監査手続	41
1	監査の視点	41
	(1) 子育て支援関連施策に関する財務事務の執行の適切性	41
	(2) 子育て支援関連施策の有効性、効率性及び経済性	41
	(3) その他過去に実施された監査委員監査及び包括外部監査等結果への対応	41
2	実施した監査手続	42
	(1) 概要の把握	42
	(2) 監査対象とした各所管部署に対する調査	42
	(3) 監査対象とした出先機関等に対する調査	42
	(4) 関係人に対する調査	42
3	監査対象事業の決定	42
4	監査の実施状況	43
第4	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	44
1	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	44
	(1) 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の件数	44
	(2) 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目	44
2	所管部署別の監査の結果（指摘）及び監査の結果に添えて提出する意見	47
	(1) 人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局	47
	(2) 保健医療介護部	47
	(3) 福祉労働部	55
	(4) 教育庁教育振興部	134

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 及び福岡県外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

子育て支援関連施策に関する財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として平成 29 年度とし、必要と認めた場合、平成 30 年度及び平成 28 年度以前の過年度についても監査対象とした。

3 特定の事件として選定した理由

我が国の人口は、平成 27 年の国勢調査において、大正 9 年の調査開始以来の人口減少となるなど、人口減少及び少子高齢化が進行している。全国 47 都道府県中、人口が増加しているのは 8 都県であり、福岡県（以下「県」という。）もその一つである。

しかし、県においても、15 歳未満人口及び 15 歳以上 65 歳未満人口は減少し、65 歳以上人口の増加がその減少を上回ることによって総人口が増加している状況にあり、少子高齢化は県でも進行している。また、地域によって状況は大きく異なり、子育て世代の世帯が増加している地域では待機児童の増加や学校の新設などが生じているのに対し、少子化が進行している地域では、学校施設の統廃合などが行われている状況にある。

さらに、市町村が実施する就学援助の対象となる要保護及び準要保護児童生徒の割合は 2 割を超えており、子ども及びその保護者に対する支援の必要性も高い状況にある。

国では、子ども・子育て支援新制度を平成 27 年度からスタートし、まち・ひと・しごと創生の柱として、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げており、県においても、「福岡県総合計画」をはじめとして、「福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略」「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」などの計画に基づき、様々な取組を行っているところである。

このような状況を踏まえ、子育て支援関連施策に関する財務事務の執行について、関係法令等に準拠して遂行されているか、有効性や効率性等の観点から適切な運営が行われているか等を検討することは有意義であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4 監査の方法

(1) 監査の対象部署

子育て支援関連施策に関する部署として、次の部署を監査対象として選定し、所管する各事業について監査を実施した。

出先機関については、職員数や決算規模等から、保健福祉（環境）事務所を2か所、児童相談所を3か所及び教育事務所を1か所選定し、監査を実施した。

<対象とした部署及び組織一覧>

部局	部署	出先機関
人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局	私学振興課	-
	青少年育成課	-
保健医療介護部	健康増進課	粕屋保健福祉事務所
福祉労働部	福祉総務課	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
	子育て支援課	福岡児童相談所
	児童家庭課	大牟田児童相談所
	障がい福祉課	宗像児童相談所
	障がい福祉サービス指導室	
	保護・援護課	
教育庁 教育振興部	社会教育課	福岡教育事務所

上記に加え、地方自治法第252条の38第1項の規定に基づき、監査のため必要があると認め、監査委員と協議の上、次の関係人について調査を実施した。

<選定した関係人及びその事業>

関係人	対象事業
公益社団法人 福岡県保育協会	福岡県保育所職員等研修事業(一般保育研修)
	福岡県保育所職員等研修事業(発達障がい児等教育継続支援事業)
	保育士就職支援強化事業
	保育士離職防止対策事業
	福岡県保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業

(2) 監査の視点

監査の視点は、次のとおりである。

ア 子育て支援関連施策に関する財務事務の執行の適切性

子育て支援関連施策に関する財務事務の執行が、法令等に基づき適切に行われているか。

イ 子育て支援関連施策の有効性、効率性及び経済性

県の全体最適の観点から、実施している子育て支援関連施策が有効な手段及び内容となっているか。また、施策は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。

ウ その他過去に実施された監査委員監査及び包括外部監査等結果への対応

過去に実施された定期監査、財政的援助団体等監査及び包括外部監査の結果に係る措置等が適切に行われているか。

(3) 実施した監査手続

詳細は「第3 監査の視点及び実施した監査手続 2 実施した監査手続」に記載している。

ア 概要の把握

公表されている子育て支援関連施策に関する条例、規則、要綱及び過去の監査委員監査の結果等を閲覧した。

また、子育て支援関連施策の概要を把握するために、各所管部署から概要を整理した資料を入手して説明を受けるとともに、子育て支援関連施策の状況及び課題等について担当者へ質問を行った。

イ 監査対象とした各所管部署に対する調査

監査対象とした子育て支援関連施策に関する財務事務について、関連する文書の査閲及び所管部署の担当者への質問を行い、県の条例等への準拠性を始め、各監査要点について検討した。

ウ 監査対象とした出先機関等に対する調査

監査対象とした粕屋保健福祉事務所、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、福岡、大牟田、宗像の各児童相談所及び福岡教育事務所については、現地調査を実施するとともに、関連する文書の査閲及び担当者への質問を行った。

エ 関係人に対する調査

「(1) 監査の対象部署」に記載したとおり、監査人が必要と認めた関係人に対し、調査を実施した。

(4) 監査対象事業の決定

県における子育て支援関連施策に係る取組については「第2 監査対象の概要 3 福岡県の子育て支援に関する施策」に記載している。当該取組の中では多くの施策が掲げられており、「子育て」の意味するところは多岐にわたり、監査を効果的かつ効率的に実施するためには監査範囲を限定する必要がある。

このため、県が実施する事業のうち、原則「妊娠前の男女、小学生以下の子ども及び小学生以下の子どもを持つ親」に関する事業を監査対象とした。「妊娠前の男女」とした理由は、少子高齢化が全国的に課題となっており、県においても例外ではなく、出生のためのサポートが重要と判断したためである。また、「小学生以下の子ども及び小学生以下の子どもを持つ親」とした理由は、小学生以下の子どもは中学生以上の子どもと比較した場合、大人が子育てに関わる時間が長いと判断したためである。

監査対象とした事業は、「第2 監査対象の概要 4 監査対象部署の概要 (3) 監査対象事業」に記載している。

5 監査の実施期間

平成30年6月19日から平成31年3月29日まで

なお、監査の実施状況の詳細は43ページに記載している。

6 監査の実施者

包括外部監査人	工藤	重之	公認会計士
補助者	森	昭彦	公認会計士
同	米本	昌弘	公認会計士
同	松尾	潤一	特定社会保険労務士、行政実務経験者
同	塩塚	正康	公認会計士、行政実務経験者
同	柴田	翔吾	公認会計士
同	奥村	栄隆	公認会計士
同	野瀬	泰裕	公認会計士
同	明石	康平	公認会計士試験合格者
同	森	志保里	アシスタント

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8 略称等

本報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。また、平成31年4月30日より後の年表記については、西暦表記としている。

略称	元号	凡例
S	昭和	S62 = 昭和62年
H	平成	H12 = 平成12年

また、表中の数値については、単位未満を四捨五入しており合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合は「0」としている。

市町村名に関し、筑紫郡那珂川町は、平成30年10月1日市制施行し、那珂川市となっているが、市制施行前の記載に関しては那珂川町を使用している。

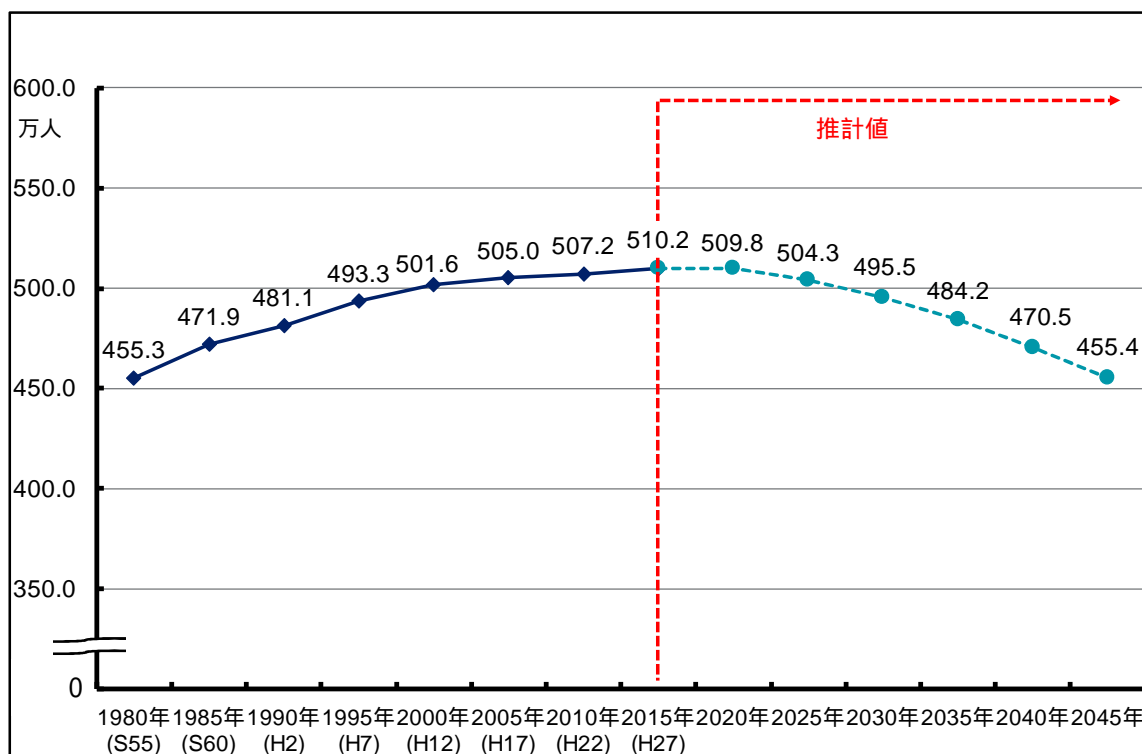
第2 監査対象の概要

1 福岡県の状況

(1) 福岡県の人口推移

県の総人口は昭和55年以降、一貫して増加傾向にあり、平成27年には約510万人となっている。しかし、将来は減少することが見込まれており、2045年には約455万人になると予測されている。

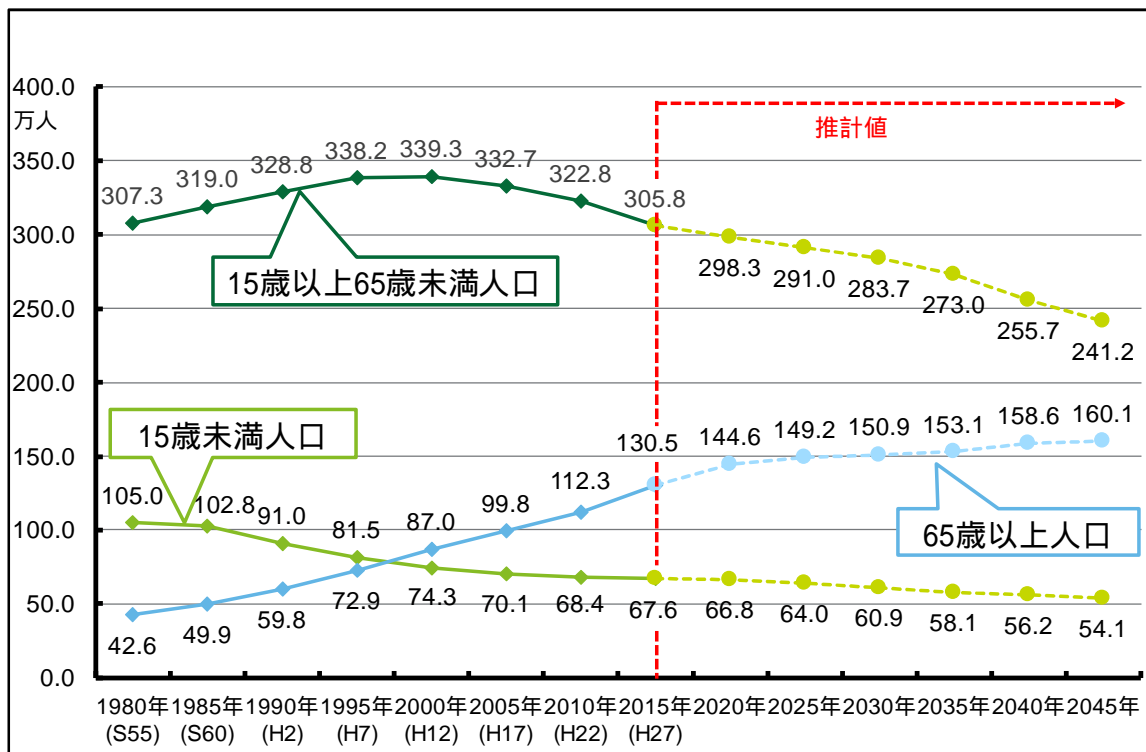
< 県の総人口の推移 >



出所：「国勢調査（H27年以前実績値）」及び「国立社会保障・人口問題研究所推計（2020年以降推計値）」を基に監査人作成

県の年齢別人口をみると、昭和55年以降、年少人口（15歳未満）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加傾向にある。また、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は、平成12年の約339万人をピークとして減少傾向にあり、2045年には約241万人と、平成27年（約306万人）より約65万人減少すると予測されている。

< 県の年齢別人口の推移 >



出所：「国勢調査（H27年以前実績値）」及び「国立社会保障・人口問題研究所推計（2020年以降推計値）」を基に監査人作成

(2) 福岡県の年少人口及び児童生徒の状況

県内には60の市町村があり（平成30年4月1日時点）、地理的、歴史的、経済的特性などから、次のとおり4地域に区分されている。

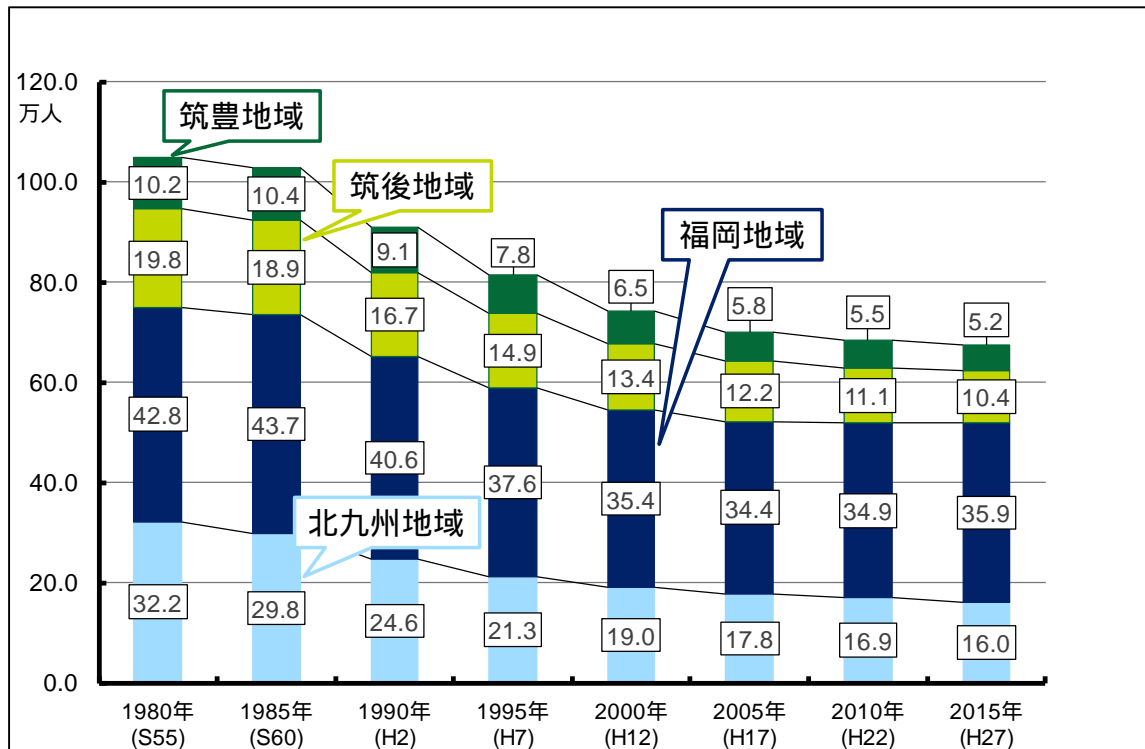
< 県の市町村所属地域（平成30年4月1日時点） >

地域名	所属する市町村
北九州地域	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
福岡地域	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川町（ ）、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、筑前町、東峰村 （ ）那珂川町は、平成30年10月1日に市制施行
筑後地域	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、大刀洗町、大木町、広川町
筑豊地域	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町

出所：県「平成30年度 県政概要」を基に監査人作成

県の年少人口の推移を地域別にみると、各地域の人口はいずれも、県全体の推移同様に減少傾向である点は同様である。ただし、福岡地域では、昭和55年時点で42.8万人から、平成27年時点で35.9万人と約16%程度の減少にとどまるのに対し、その他の地域では47%から50%程度減少しており、県内でも地域によって状況が異なっている。

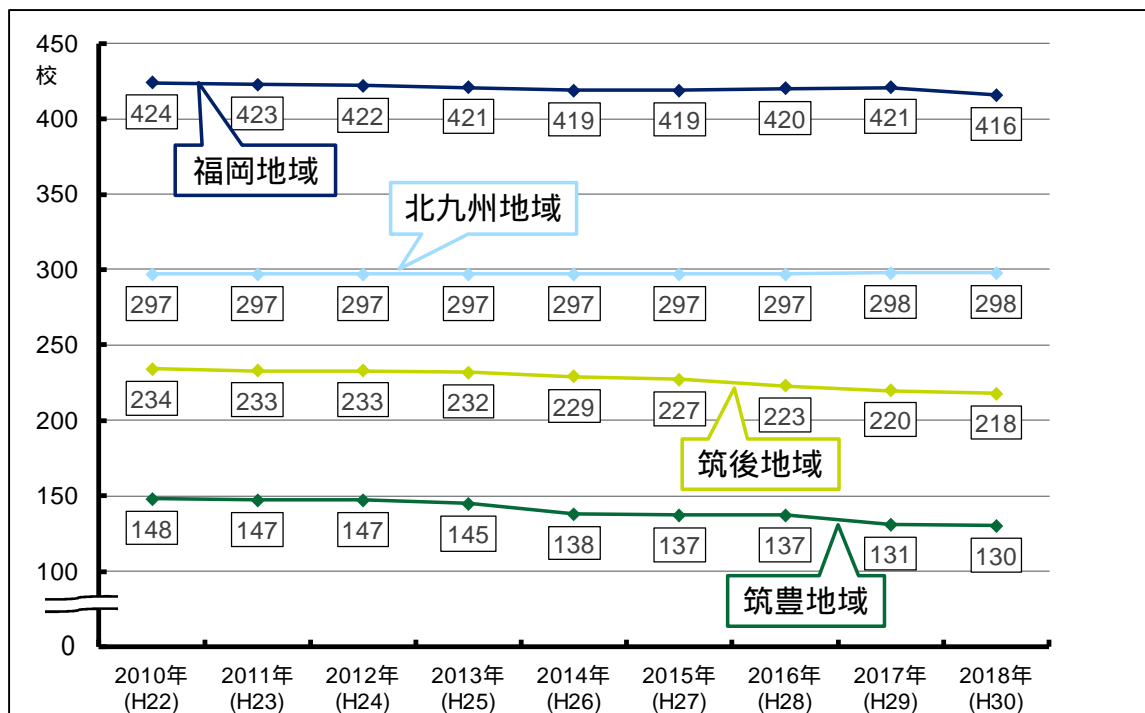
< 県の地域別年少人口推移 >



出所：「国勢調査」を基に監査人作成

また、年少人口の減少等を背景として、学校の統廃合が進んでいる地域も見られる。平成 22 年以降の公立小中学校数（県立除く、分校含む）の推移をみると、北九州地域ではほぼ横ばいで推移しているのに対し、福岡地域では平成 22 年から平成 30 年で 8 校減少しているほか、特に筑後地域では 16 校、筑豊地域では 18 校と、5%以上の小中学校が減少している。

< 県の地域別公立小中学校数の推移（県立除く、分校含む） >



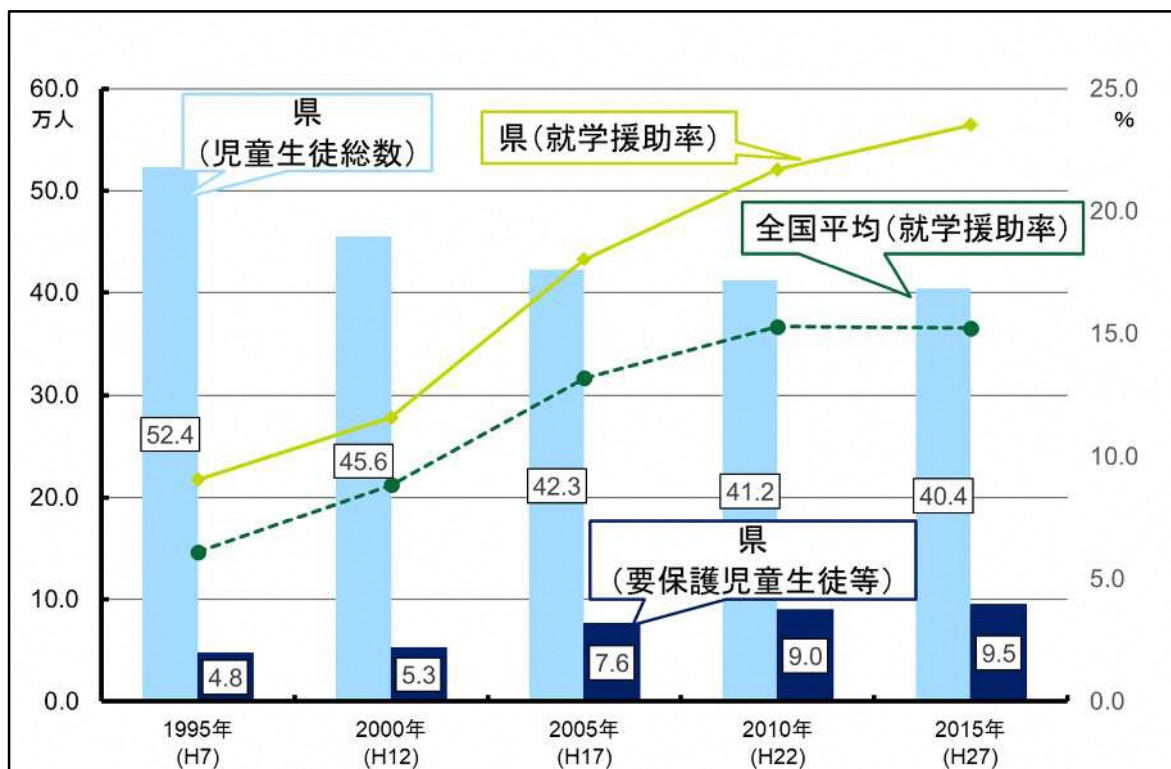
出所：県「教育便覧」を基に監査人作成

さらに、公立小中学校における要保護及び準要保護児童生徒（以下「要保護児童生徒等」という。）の状況は次のとおりである。

なお、要保護児童生徒とは、児童またはその保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である場合の当該児童をいう。また、準要保護児童生徒とは、児童またはその保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると、各市町村教育委員会が認定した場合の当該児童をいう。

県内の公立小中学校児童生徒総数は減少傾向にあるにもかかわらず、要保護児童生徒等の人数は増加傾向にあり、公立小中学校児童生徒総数に占める要保護児童生徒等の割合（以下「就学援助率」という。）は、平成7年以降、常に全国平均を上回る水準にある。

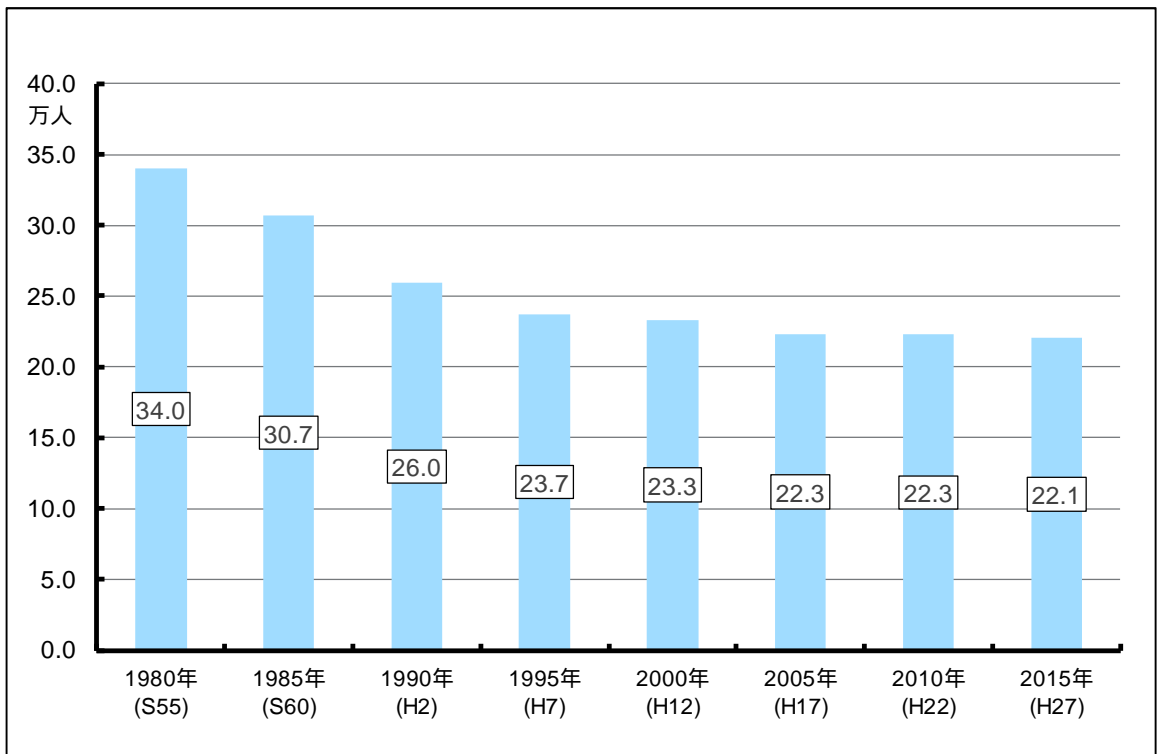
＜公立小中学校児童生徒総数・要保護児童生徒等人数（県）及び
就学援助率（全国及び県）の推移＞



出所：文部科学省「就学援助制度について」を基に監査人作成

年少人口のうち、5歳未満の人口（以下「幼児等」という。）についても、年少人口同様に減少傾向である。

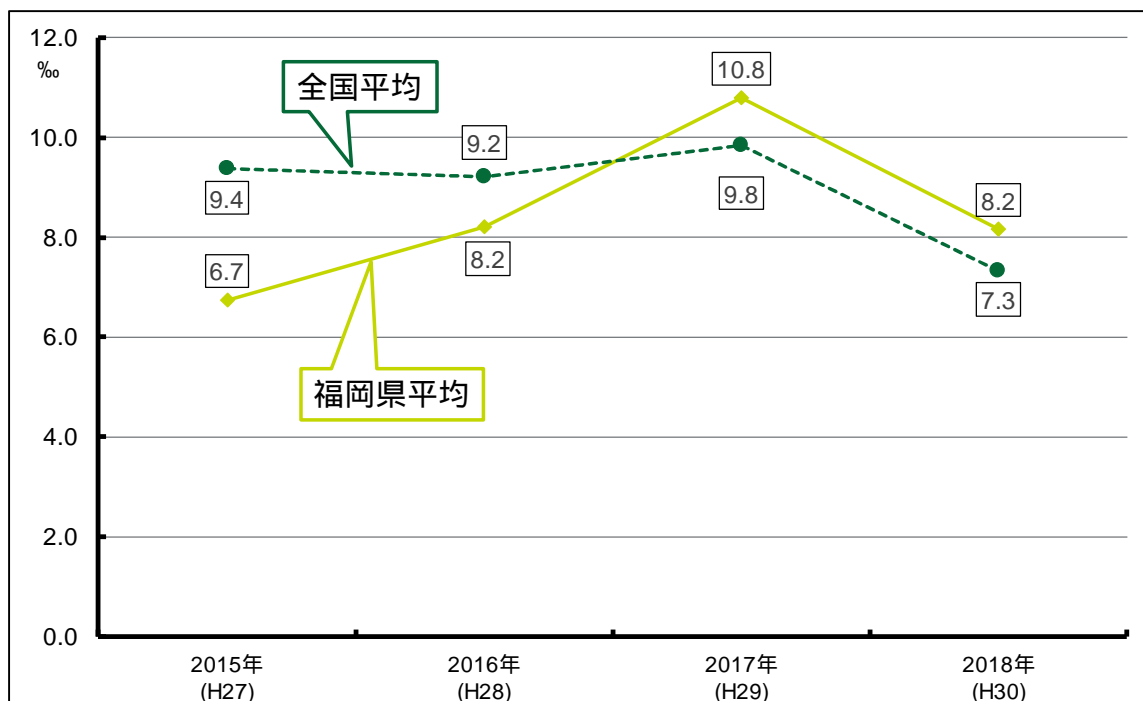
< 幼児等の人口（県）の推移 >



出所：「国勢調査」を基に監査人作成

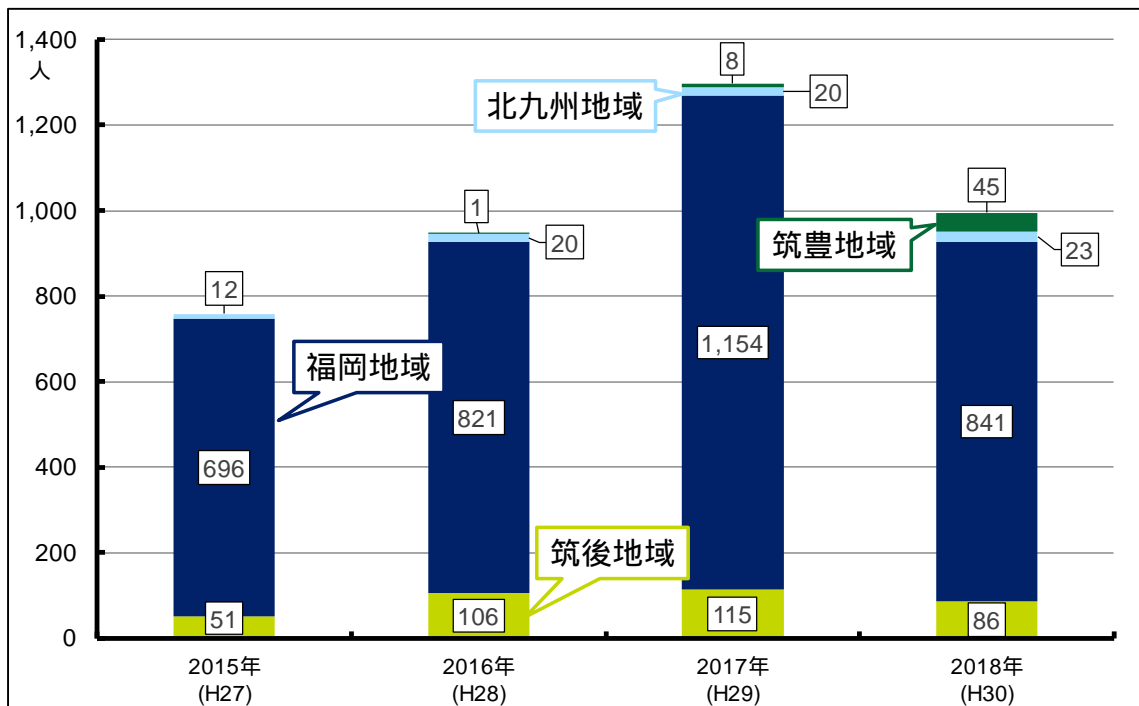
幼児等の人口は減少傾向にあるものの、県の待機児童は一定数存在しており、九州では沖縄県に次いで2番目に高い水準となっている。平成29年以降、県の待機児童率（保育所等に申し込まれた人数のうち、待機児童数の割合）は、全国平均を上回っており、特に福岡地域は、平成29年より減少しているとはいえ、平成30年でも待機児童が800人を超えている。

< 待機児童率（全国及び県）の推移 >



出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」を基に監査人作成

< 待機児童の人数（県）の推移 >

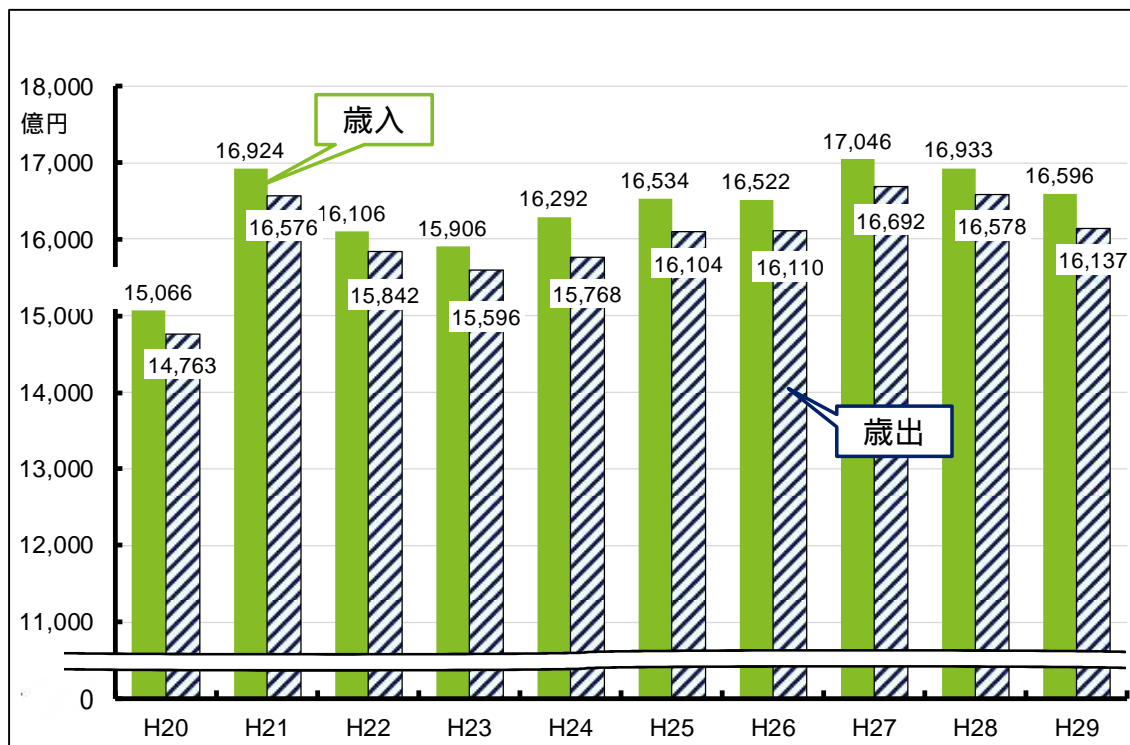


出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」を基に監査人作成

(3) 福岡県の財政状況

県の普通会計の歳入歳出規模は、平成 21 年度に緊急雇用創出事業臨時特例交付金等が国の経済対策により創設されたことにより、約 1,128 億円国庫支出金が増加したことなどに伴い、歳入、歳出ともに大きく増加した。その後、平成 23 年度までは減少し、平成 24 年度からは増加傾向にあったが、平成 28 年度以降は減少傾向にある。

< 県の普通会計歳入歳出規模の推移 >



出所：「決算カード」及び「都道府県決算状況調」を基に監査人作成

決算収支の均衡を、更に詳細に分析するために、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支という指標の推移も把握した。なお、これらの指標の定義は次のとおりである。

< 実質収支・単年度収支・実質単年度収支の定義 >

実質収支と実質単年度収支

- ・ 実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の通次繰越 [執行残額] 繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたもの。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれている。
- ・ 実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いたもの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標。

$$\text{実質単年度収支} = \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額}$$

実質収支と実質単年度収支の相違点

- ・ 実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。
- ・ 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支。

- ・ 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字により当該年度が黒字となっていることを示している。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となる。
 地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は、実質収支が黒字か否かを見るだけでは不十分。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え、それに基金の積立てや取崩し・地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか（実質単年度収支）を併せて見る必要がある。

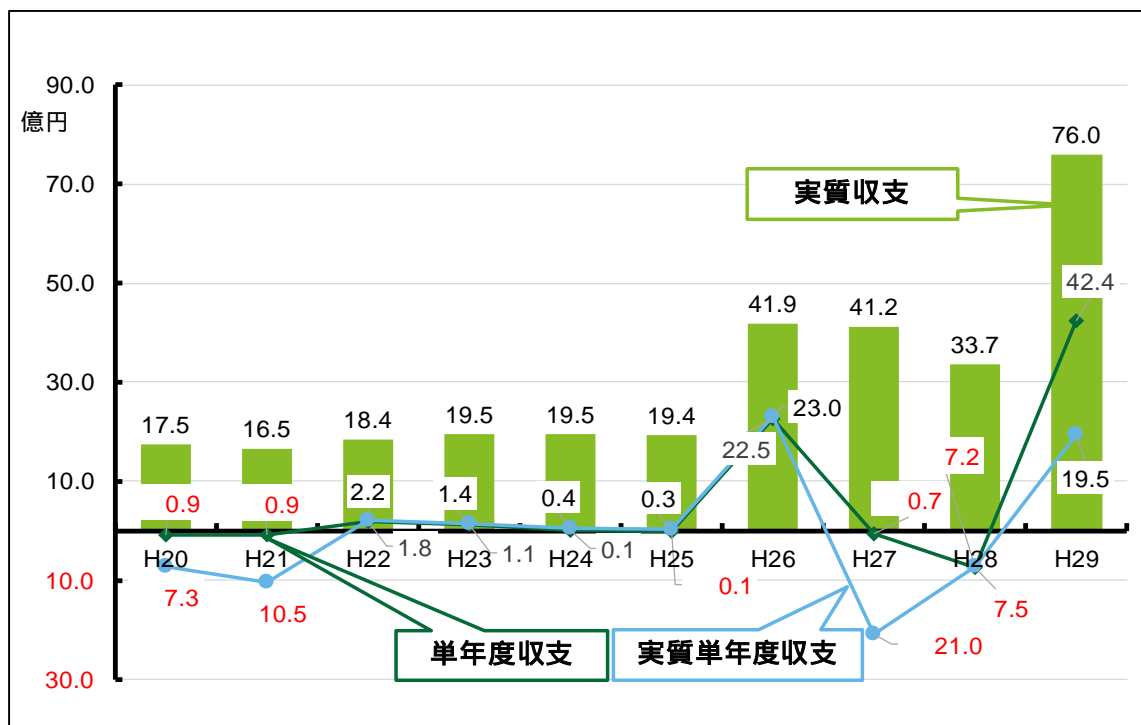
出所：総務省「平成 29 年度地方公共団体普通会計決算の概要」

県の資料によると、実質収支は、平成 29 年度まで 42 年間連続の黒字となっている。しかし、上記の総務省による解説のとおり、実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。そこで、単年度収支をみると、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間分において、平成 22 年度から平成 24 年度、平成 26 年度及び平成 29 年度が黒字となっている。

また、実質単年度収支は、平成 20 年度から平成 21 年度までは、主に財政調整基金から毎年度約 10 億円の取崩しが行われた影響もあり赤字となっている。その後、平成 22 年度から平成 26 年度までは実質単年度収支は黒字となっているが、平成 27 年度は財政調整基金から約 20 億円の取崩しが行われたこともあり赤字に転じ、平成 28 年度は約 7 億円の赤字となっている。平成 29 年度は再び黒字に転じている。

なお、財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するための基金である。

< 県の実質収支・単年度収支・実質単年度収支の推移 >

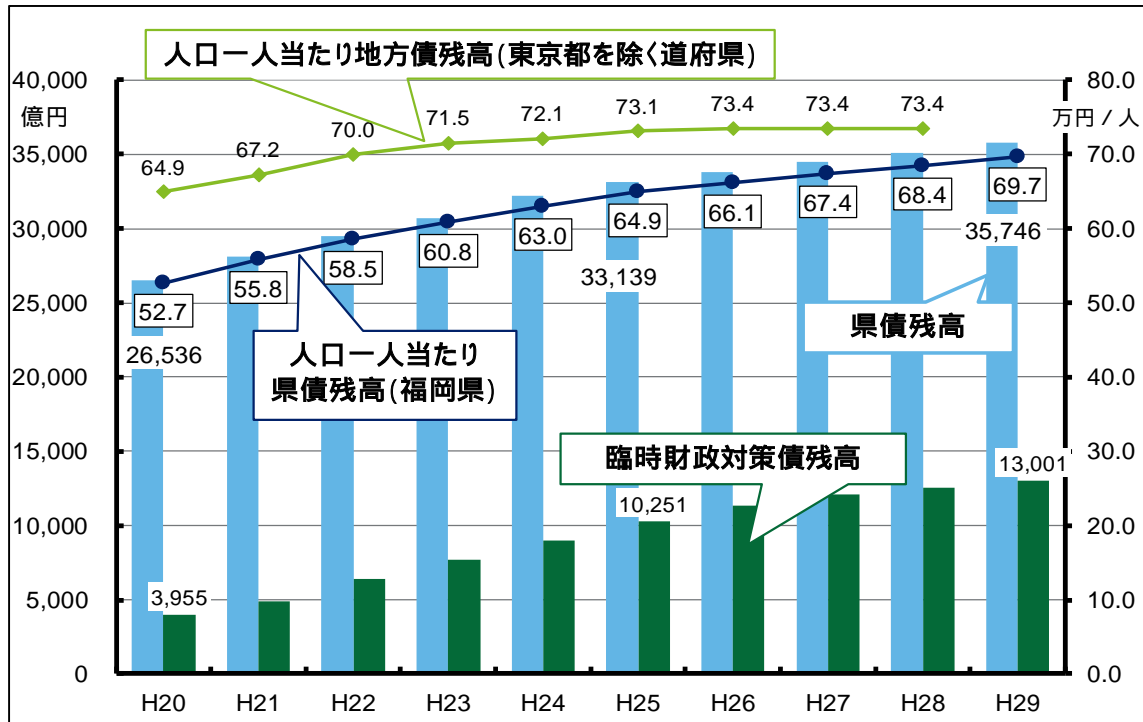


出所：「決算カード」及び「都道府県決算状況調」を基に監査人作成

県の借金である県債残高は増加傾向にあり、平成 28 年度以降 3.5 兆円を超えて推移している。この要因は、国が、地方交付税の原資不足により、その振替財源として地方自治体に発行させ、その元利償還金の全額を地方交付税で後年度措置するという「臨時財政対策債」の発行額が増大していることによる。

なお、平成 28 年度末現在の人口一人当たり県債残高は、全国道府県平均の 73.4 万円と比較し、68.4 万円と 5 万円少なくなっている。

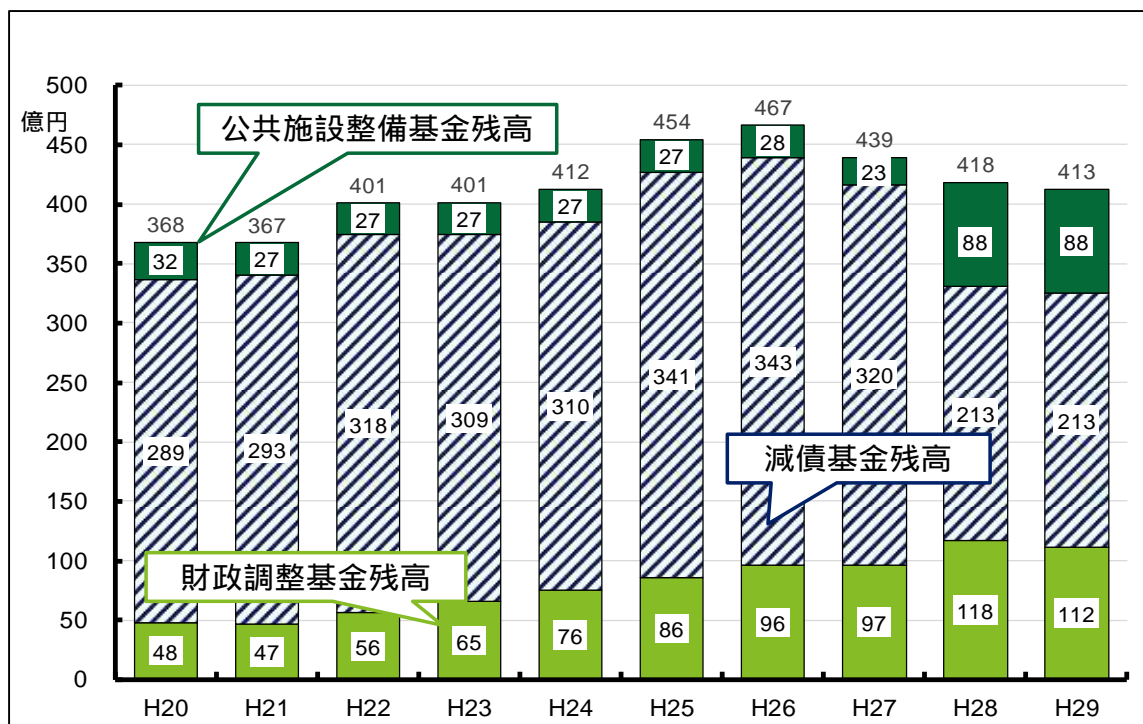
< 県債残高の推移 >



出所：県のホームページ「福岡県の財政」を基に監査人作成

前述の財政調整基金のほか、地方債の償還及びその適正な管理に必要な財源を確保するため設けられた減債基金、並びに公共施設等の整備その他の経費の財源に充てるため設けられた公共施設整備基金の状況をみると、平成 20 年度以降、これら年度間の財政調整のために用いられる基金の合計額は増加傾向にあったが、平成 26 年度の 467 億円をピークにそれ以降は減少している。

< 財政調整用の基金の年度末現在高の推移 >



出所：県のホームページ「福岡県の財政」を基に監査人作成

2 国の子育て支援に関する施策

(1) 少子化社会対策大綱に基づく取組

国は、少子化社会対策基本法に基づいて、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、少子化社会対策大綱を平成 16 年、平成 22 年及び平成 27 年に制定している。直近の平成 27 年少子化社会対策大綱における国の基本的な考え方及び重点課題は、次のとおりである。

<平成 27 年少子化対策大綱における基本的な考え方>

- 1 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に少子化対策の充実を図る。
- 2 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標とする。
- 3 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組と地域・企業など社会全体の取組を両輪として、きめ細かく対応する。
- 4 集中取組期間を設定し、政策を集中投入する。
- 5 長期展望に立って、継続的かつ総合的な少子化対策を推進する。

出所：内閣府「平成 27 年少子化社会対策大綱」

<平成 27 年少子化対策大綱における重点課題>

- 1 子育て支援施策を一層充実させる。
 - ・子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
 - ・待機児童の解消
 - ・「小1の壁」の打破
- 2 若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する。
 - ・経済的基盤の安定
 - ・結婚に対する取組支援
- 3 多子世帯へ一層の配慮を行い、3人以上子供が持てる環境を整備する。
 - ・子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担軽減
 - ・社会の全ての構成員による多子世帯への配慮の促進
- 4 男女の働き方改革を進める。
 - ・男性の意識・行動改革
 - ・「ワーク・ライフ・バランス」・「女性の活躍」の推進
- 5 地域の実情に即した取組を強化する。
 - ・地域の強みを活かした取組支援
 - ・「地方創生」と連携した取組の推進

出所：内閣府「平成 27 年少子化社会対策大綱」

また、平成 27 年少子化社会対策大綱では、施策に関する数値目標が定められており、子育て支援に関する主な数値目標は次のとおりである。

<平成 27 年少子化社会対策大綱における子育て支援に関する主な数値目標>

項目	目標値	現状値
認可保育所等の定員	267万人 (H29年度末)	234万人 (H26年4月1日)
うち3歳未満児	116万人 (H29年度末)	86万人 (H26年4月1日)
保育所待機児童数	解消をめざす (H29年度末)	21,371人 (H26年4月1日)
放課後子ども総合プラン	1万か所以上で 一体型の実施をめざす (H31年度末)	
放課後児童クラブ	122万人 (H31年度末)	94万人 (H26年5月)
放課後児童クラブの利用を希望 するが利用できない児童数	解消をめざす (H31年度末)	9,945人 (H26年5月)
病児保育	延べ150万人 (H31年度)	延べ57万人 (H26年度)
利用者支援事業	1,800か所 (H31年度末)	291か所 (H26年度見込)
地域子育て支援拠点事業	8,000か所 (H31年度末)	6,233か所 (H25年度)
一時預かり事業(幼稚園型を除く)	延べ1,134万人 (H31年度)	延べ406万人 (H25年度)
養育支援訪問事業	全市町村での 実施をめざす	1,225市町村 (H25年4月1日)
子育て世代包括支援センター整備数	おおむね2020年度末まで に地域の実情等を踏まえ ながら全国展開をめざす	

出所：内閣府「平成 27 年少子化社会対策大綱」を基に監査人作成

(2) 子ども・子育て関連3法及び子ども・子育て支援新制度に基づく取組

国は、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」・「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「子ども・子育て関連3法」という。)を制定し、同法に基づいた「子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から施行された。子ども・子育て関連3法の概要は次のとおりである。

< 子ども・子育て支援新制度の概要 >

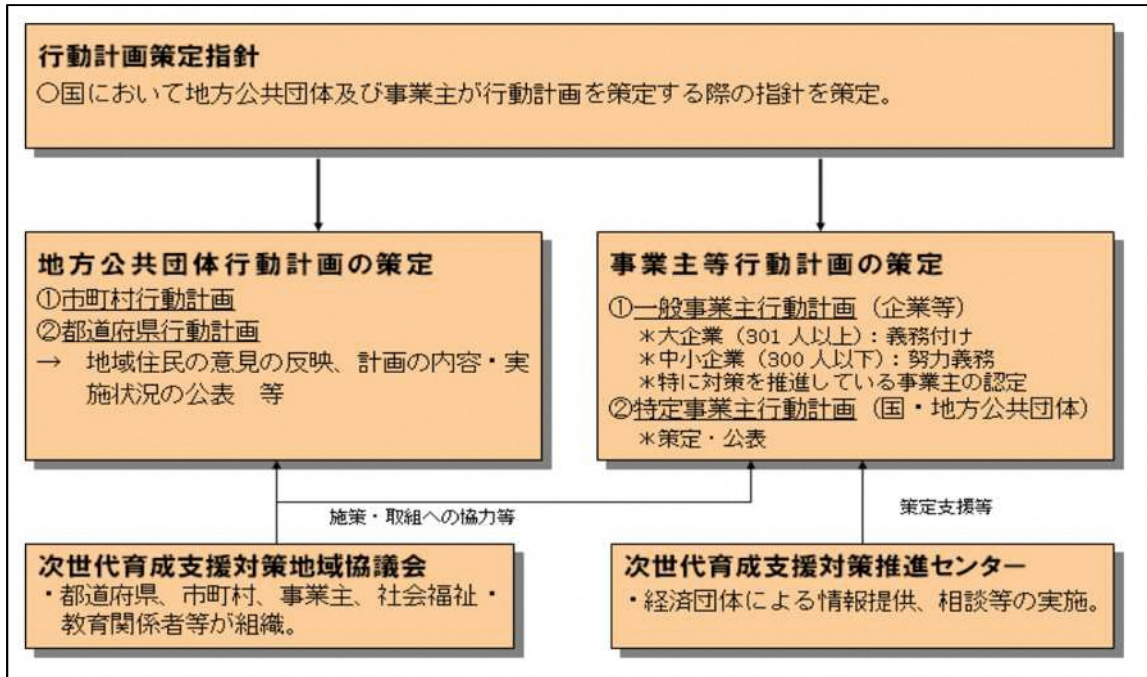
- 1 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - ・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応する。
- 2 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的に位置づける。
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化する。
- 3 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
 - ・教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していく。
- 4 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施する。
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。
- 5 社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としている。
- 6 政府の推進体制
 - ・制度ごとにばらばらだった政府の推進体制を整備し、内閣府に子ども・子育て本部を設置した。
- 7 子ども・子育て会議の設置
 - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置した。
 - ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）を設置努力義務とした。

出所：内閣府ホームページ「子ども・子育て支援新制度の概要等」を基に監査人作成

（３）次世代育成支援対策推進法に基づく取組

国は、日本の急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定を義務付けている。

< 次世代育成支援対策推進法の趣旨 >



出所：厚生労働省ホームページ「次世代育成支援対策推進法の趣旨」

次世代育成支援対策推進法は平成 27 年 3 月 31 日までの時限法であったが、平成 26 年 4 月に改正され、有効期間が平成 37 年（2025 年）3 月 31 日までに延長された。

< 次世代育成支援対策推進法の主な改正点 >

- 1 法律の有効期限を平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長する。
- 2 雇用環境の整備に関し適切な行動計画を策定し実施している旨の厚生労働大臣による認定を受けた事業主のうち、特に次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものについて、
 - ・厚生労働大臣による新たな認定（特例認定）制度を創設
 - ・特例認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、当該次世代育成支援対策の実施状況の公表を義務付ける 等

出所：厚生労働省「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（概要）」

国は、行動計画策定指針のなかで、次のとおり「次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項」を定めているほか、地方公共団体及び事業主による行動計画策定・内容に関する事項を定めており、地方公共団体及び事業主は、これらに基づいて行動計画を策定することになる。

< 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項 >

- 1 基本理念
- 2 行動計画の策定の目的
- 3 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携・協働
 - (1) 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携
 - (2) 国及び地方公共団体の連携
 - (3) 市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携
 - (4) 国、地方公共団体等と一般事業主との連携
 - (5) 地域の事業主や民間団体等との協働
- 4 次世代育成支援対策地域協議会の活用

出所：厚生労働省「行動計画策定指針（平成 26 年 11 月 28 日）」

3 福岡県の子育て支援に関する施策

(1) 子育て支援に関連する決算概況

子育て支援に関連する部署及び各部署の決算額の推移は次のとおりである。なお、各部署の詳細については、次節「4 監査対象部署の概要」に記載している。

< 子育て支援に関連する部署の決算額推移 >

【歳出】

(単位：千円)

部署名	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局					
私学振興課	44,981,446	44,332,883	45,432,254	45,935,413	45,866,622
青少年育成課	-	-	-	2,564,611	3,002,096
計	44,981,446	44,332,883	45,432,254	48,500,024	48,868,718
保健医療介護部					
健康増進課	13,970,290	13,279,766	13,170,196	13,323,023	2,334,929
福祉労働部					
福祉総務課	3,099,710	3,035,309	2,877,160	2,844,539	5,227,994
子育て支援課	18,627,998	32,045,236	30,077,686	29,175,372	26,836,727
児童家庭課	29,610,992	28,870,617	29,682,286	30,903,194	31,897,400
障がい福祉課	38,218,012	38,530,403	41,213,318	42,467,053	45,951,206
保護・援護課	38,273,189	39,188,871	37,727,857	36,500,375	36,583,861
計	127,829,901	141,670,436	141,578,306	141,890,533	146,497,189
教育庁 教育振興部					
社会教育課	3,908,735	3,587,376	2,711,276	1,941,830	1,809,972

【歳入】

(単位：千円)

部署名	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局					
私学振興課	14,796,462	13,385,760	13,468,260	13,579,063	13,765,055
青少年育成課	-	-	-	46,735	48,647
計	14,796,462	13,385,760	13,468,260	13,625,799	13,813,702
保健医療介護部					
健康増進課	7,536,372	7,086,868	7,409,606	7,500,956	631,186
福祉労働部					
福祉総務課	436,604	377,742	85,948	266,810	1,708,871
子育て支援課	11,500,317	23,843,380	9,288,465	7,463,888	4,080,074
児童家庭課	4,244,102	3,814,348	4,352,887	4,922,383	4,567,749
障がい福祉課	6,318,323	6,413,260	5,546,382	5,592,374	6,309,881
保護・援護課	26,738,409	27,482,941	25,678,604	25,216,694	25,158,270
計	49,237,754	61,931,671	44,952,287	43,462,149	41,824,845
教育庁 教育振興部					
社会教育課	1,440,063	1,032,281	38,231	62,769	216,340

出所：「歳入歳出予算執行調書(歳出)」を基に監査人作成

(2) 福岡県総合計画に基づく取組

県は、「県民幸福度日本一」を目指すため、計画期間を5か年（平成29年度～平成33年度）とする総合計画を平成29年3月に策定している。

総合計画は、県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となるものであり、計画の取組の基本となる10の事項が示されている。

<県総合計画における取組の基本となる10の事項>

1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出
2 安心して子育てができること
3 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること
4 女性がいいきと働き活躍できること
5 高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること
6 誰もが元気で健康に暮らせること
7 心のぬくもりと絆を実感できる社会であること
8 豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること
9 災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること
10 環境と調和し、快適に暮らせること

出所：「福岡県総合計画（平成29年度～平成33年度）」

この10項目を柱とする各種施策のうち、本報告書における監査テーマに関連する主な施策及び主な指標は次のとおりである。

<子育て支援に関連する主な施策>

2 安心して子育てができること

項目	施策		
安心して子どもを生ま育 てることができる社会を つくる	若者が結婚・子育てに 希望を持つ社会づくり の推進	若者の就職支援 結婚応援の推進	
	子どもと母親などの健 康の推進	周産期医療体制の確保	
		小児医療の充実	
		母子保健の充実	
	子育てを応援する社会 づくりの推進	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の 向上	
		多様な保育ニーズへの対応	
		地域における子育て支援	
		仕事と子育ての両立支援 子育て世帯への住宅支援	
	きめ細かな対応が必要な 子どもを支える	家庭環境上の課題を抱 えた子どもへの支援	児童虐待の防止 社会的養護の充実 ひとり親家庭の自立支援
		貧困の状況にある子ど もへの支援	教育の支援
生活の支援			
保護者に対する就労支援			
経済的支援			

3 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること

項目		施策
「学力、体力、豊かな心」を育成する	学力の向上	確かな学力向上のための取組みの推進
	体力の向上	体力向上のための取組みの推進
		体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり
		健康教育の充実
	豊かな心の醸成	道徳性を養う心の教育の充実
		実体験を重視した教育の推進
		いじめや不登校等への対応
		少年の非行防止と健全育成
		インターネット適正利用の推進
		幼児教育の充実
		読書活動の充実
		児童虐待の防止
	学校、家庭、地域の連携・協働	学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備
		家庭教育支援の充実
	教育環境づくり	多様な教育ニーズへの対応
私立学校教育の充実		
ICTを活用した教育活動の推進		
児童生徒の安全確保		
学校施設の整備・充実		
教育機会の確保		
教員の指導力・学校の組織力の向上		
「社会にはばたく力」を育成する	知識や経験等を生かした課題解決能力の育成	遊び体験、自発的、能動的な体験活動の充実
		課題解決型実践的育成プログラムの導入
	多様で特色のある能力や個性の伸長	個性や能力を伸ばす教育の充実
		特別支援教育の推進
キャリア教育の充実	キャリア教育・職業教育の推進	

出所：「福岡県総合計画（平成 29 年度～平成 33 年度）」を基に監査人作成

<子育て支援に関連する主な指標>

2 安心して子育てができること

目標	当初値 (計画策定時)	目標値 (H33年度)	現状値
若者しごとサポートセンター 就職者数	6,015人/年 (H27年度)	32,000人 (5年間累計)	7,390人 (H29年度)
30代チャレンジ応援センター 就職者数	913人/年 (H27年度)	5,000人 (5年間累計)	620人 (H29年度)
小児救急電話相談件数	47,340件 (H27年度)	52,000件	53,811件 (H29年度)
保育所等利用待機児童数	948人 (H28年4月)	0人	1,297人 (H29年4月)
子育て応援パスポート登録者数	累計12,549人 (H27年度)	累計33,500人	累計25,790人 (H29年度)
子育て応援宣言企業の従業員の 育児休業取得率	女性：96.2% 男性：5.4% (H27年度)	女性：97%以上 男性：13%以上 (毎年度)	女性：95.6% 男性：4.8% (H29年度)
子育て応援宣言企業の登録数	5,455社 (H27年度)	8,000社	6,306社 (H29年度)
里親等委託率	19.4% (H27年度)	22.7%	20.4% (H29年度)
ひとり親家庭等就業・自立支援 センター登録者の就職率	60.4% (H27年度)	75.0%	66.3% (H29年度)
生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等進学率	89.0% (H27年度)	全国数値を上回る	89.4% 全国平均93.3% (H28年度)
生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等中退率	5.3% (H27年度)	全国数値を下回る	5.1% 全国平均4.5% (H28年度)
生活保護世帯に属する子ども (高等学校等卒業後)の就職率	48.0% (H27年度)	全国数値を上回る	44.3% 全国平均44.3% (H28年度)
児童養護施設の子ども(高等学 校等卒業後)の進学率	19.0% (H27年度)	全国数値を上回る	19.8% 全国平均24.0% (H28年度)

3 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること

目標	当初値 (計画策定時)	目標値 (H33年度)	現状値
全国学力・学習状況調査における標準化得点の教科ごとの平均値(公立小学校) 標準化得点 = (本県の正答数) / (全国の正答数) × 100	国語：99.6 算数：100.0 (H28年度)	国語：100以上 算数：100以上	国語：100.9 算数：99.4 (H29年度)
全国学力・学習状況調査における標準化得点の教科ごとの平均値(公立中学校)	国語：98.5 数学：97.0 (H28年度)	国語：98.9以上 数学：98.6以上	国語：99.1 数学：97.3 (H29年度)
授業の中で自分たちで課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う児童の割合(公立小学校)	71.2% (H28年度)	全国平均以上	71.3% 全国平均75.1% (H29年度)
授業の中で自分たちで課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う生徒の割合(公立中学校)	63.4% (H28年度)	全国平均以上	66.5% 全国平均71.3% (H29年度)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点平均値(公立学校)	小学校：男子54.73 女子55.51 中学校：男子42.65 女子49.00 (H28年度)	全区分全国平均以上	小学校：男子55.01 女子55.88 中学校：男子43.26 女子50.30 全国平均 小学校：男子54.16 女子55.72 中学校：男子42.11 女子49.97 (H29年度)
朝食を食べる習慣が定着している児童の割合(公立小学校)	93.7% (H28年度)	全国平均以上	93.0% 全国平均95.4% (H29年度)
児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数(公立小中学校)	12.8人 (H27年度)	全国平均以下	12.6人 全国平均13.6人 (H28年度)
生徒1,000人当たりの不登校生徒数(県立高等学校)	15.7人 (H27年度)	全国平均以下	14.0人 全国平均16.4人 (H28年度)
不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合(公立小中学校)	29.2% (H27年度)	全国平均以上	30.1% 全国平均28.3% (H28年度)

目標	当初値 (計画策定時)	目標値 (H33年度)	現状値
不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合(県立高等学校)	43.9% (H27年度)	50.0%	35.3% (H28年度)
非行者率(10～19歳までの人口1,000人当たり刑法犯少年が占める割合)	5.2人 (H28年)	4.5人以下	4.1人 (H29年)
再犯者数(14歳以上の刑法犯少年における再犯者の数)	870人 (H28年)	720人以下	606人 (H29年)
里親等委託率	19.4% (H27年度)	22.7%	20.4% (H29年度)
PTAや地域住民が学校の諸活動に積極的に参加している学校の割合(公立学校)	小学校：54.6% 中学校：49.4% (H28年度)	全国平均以上	小学校：70.1% 中学校：57.0% 全国平均 小学校：72.9% 中学校：60.6% (H29年度)
地震に関する避難訓練の実施率(公立学校)	小学校：98.5% 中学校：85.6% 高等学校：72.0% (H27年度)	100%	小学校：99.9% 中学校：98.2% 高等学校：100.0% (H29年度)
放課後の体験活動等に取り組む市町村数	40市町村 (H27年度)	60市町村	45市町村 (H29年5月)
高校生科学技術コンテストの受験者数	877人 (H28年度)	1,200人	975人 (H29年度)
幼児児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成の割合(公立学校(園))	80.4% 80.2% (H27年度)	100% 100%	95.2% 91.7% (H29年度)
キャリア体験活動への参加率(県立高等学校)		100%	38.5% (H29年度)
県立知的障がい特別支援学校高等部における就職希望率	48.5% (H27年度)	50%	48.8% (H29年度)

出所：「平成29年度福岡県総合計画実施状況報告」を基に監査人作成

(3) 福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略に基づく取組

県は、地方創生に取り組むため、平成27年12月に期間を5か年(平成27年度～平成31年度)とする「福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)を策定、県全体で意識を共有し、市町村、企業、民間団体及び県民と協力・連携を図りながら、当該戦略が目指す姿の実現を目指している。

県は、総合戦略の中で、次のとおり4つの基本目標を掲げており、特に「2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に関連して、子育て支援に関連する具体的な施策を示すとともに、当該施策の実効性を高めるための評価指標を設定している。

< 県総合戦略における 4 つの基本目標 >

1 「魅力ある雇用の場」をつくる
2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
3 地方創生を担う人材の育成・定着と首都圏等からの人材還流を進める
4 誰もが住み慣れた地域で暮らしていける安全・安心で活力ある地域をつくる

出所：県「総合戦略」

< 県総合戦略における主な子育て支援関連施策の概要と重要業績評価指標（KPI） >

施策概要	KPI		
	項目	現状値	目標値
安定雇用			
若者の就職支援	大学等就職決定率	91.1% 全国平均： 96.7% (H26年度)	全国平均以上
	高校就職決定率	98.7% 全国平均： 98.8% (H26年度)	全国平均以上
	若者・30代センターによる就職者数のうち、正規雇用者の割合	74% (H26年度)	80%以上 (H31年度)
結婚応援			
未来の家庭を築く 次代の親の育成	「ふくおか・みんなで 家族月間」キャンペーン協賛事業数	215件/年 (H26年度)	300件/年 (H31年度)
出会い・結婚応援の 推進	福岡県が実施する出会い・結婚応援事業による出会い応援イベントへの参加者数	4,691人/年 (H26年度)	10,000人/年 (H31年度)
子どもと母性の健康			
妊娠・出産への支援 及び小児医療・ 乳幼児保健対策の充実	ハイリスク妊産婦に対する早期訪問支援を行っている市町村数	52市町村 (H26年度)	60市町村 (H31年度)
子育て			
幼児期の教育・保育の 量の拡大、質の向上	保育所待機児童数	759人 (H27年4月)	0人 (H32年4月)
放課後子ども総合 プランの推進	放課後児童クラブ等の 小学校区への設置割合	92.7% (H27年5月)	100% (H31年度)
地域における 子育て支援	子育てマイスター認定 者数	907人 (H26年度)	1,500人 (H31年度)
	「子育て応援の店」登 録店舗数	20,192店舗 (H26年度)	23,000店舗 (H31年度)

施策概要	KPI		
	項目	現状値	目標値
子育て中の女性の 就職支援	子育て女性就職支援センターによる就職者数	619人/年 (H26年度)	750人/年 (H31年度)
	25～44歳の女性就業率	70.3% (H24年度)	73% (H31年度)
若い世帯への住宅支援	県営住宅の新婚・子育て世帯の優先入居数	131戸/年 (H26年度)	150戸/年 (H31年度)
ワーク・ライフ・ バランスの推進	子育て応援宣言企業の従業員の育児休業取得率	女性：95.5% (H26年度)	女性：97%以上 男性：13%以上 (毎年)
	25～44歳の女性就業率	70.3% (H24年度)	73% (H31年度)

出所：県「総合戦略」を基に監査人作成

(4) ふくおか子ども・子育て応援総合プランに基づく取組

県は、少子化の流れを変えることを目指すとともに、若者が結婚や子育てに夢や希望を持ち、子どもを安心して生み育てることができ、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めることを目的として、計画期間を5か年(平成27年度～平成31年度)とする「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」(以下「総合プラン」という。)を策定している。

総合プランでは、4つの基本的方向に基づき、7つの施策の柱が設定され、各施策の柱に基づく事業及び関連する目標数値が記載されている。

<総合プランにおける施策の体系>

基本的方向	施策の柱	施策の方向
若者が結婚・子育てに夢や希望を持つ社会づくり	未来の社会・家庭を築く若者の育成と支援	次代の親の育成
		若者の就業支援
		結婚応援の推進
子どもを安心して生み育てることができる社会づくり	子育てと仕事が両立できる環境の整備	働きながら子育てできる環境づくり
		仕事と生活の調和の推進
		職場・家庭における男女共同参画の推進
	子どもと母性の健康の確保と増進	安心して妊娠・出産できる環境づくり
		小児医療・乳幼児保健対策の充実
		「食育」の推進
		学童期・思春期の心と体の健康づくり
	地域における多様な子育て支援	すべての子育て家庭への支援
		幼児教育・保育サービスの充実
		子どもの健全育成
		地域における人材育成
		地域のネットワークづくり
子どもの安全と安心の生活環境の整備	経済的支援の推進	
	子育てしやすい住環境づくり	
	安心して外出できる環境づくり	
	子どもを犯罪の被害者から守る環境づくり	
		被害にあった子どもの保護の推進

基本的方向	施策の柱	施策の方向
子どもの健やかな育ちと自立を応援する社会づくり	子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	子どもの生きる力の育成
		家庭や地域の教育力の向上
		子どもを取り巻くいじめ問題等への対応
	きめ細かな対応が必要な子どもへの支援	児童虐待防止対策の充実
		社会的養護体制の充実
		ひとり親家庭等の自立支援の推進
		障害のある子どもへの支援

出所：県「総合プラン」を基に監査人作成

< 総合プランにおける目標数値一覧 >

柱	項目及び目標内容	基準（H26年度）	目標（H31年度）
未来の社会・家庭を築く若者の育成と支援			
	若者しごとサポートセンターの就職支援の充実 就職者数	6,000人	延べ32,000人
	30代チャレンジ応援センターの就職支援の充実 就職者数	1,000人	延べ5,000人
	若者の農林水産業への参入と定着促進 新規就業者数	農業200人 林業50人 水産業45人 (見込)	農業200人/年 (H28年度) 林業50人/年 水産業60人/年 (H29年度)
	結婚応援事業の推進 出会い応援イベント参加者数	4,500人	10,000人
子育てと仕事が両立できる環境の整備			
	「子育て応援宣言企業」の推進 子育て応援宣言企業数	5,040社	6,000社 (H28年度)
	子育て女性就職支援センターの充実 就職者数	600人	延べ4,275人
子どもと母性の健康の確保と増進			
	周産期医療体制の充実 県内の高度周産期医療機関のNICU病床数	189床	192床 (H28年度)
	小児に関する医療情報の提供 小児救急医療ガイドブック配布部数	延べ60万9千部	延べ84万4千部
	妊娠の早期届出の推進 妊娠満11週以内での妊娠の届出率	86.9% (H25年度)	100%
地域における多様な子育て支援			
	地域子育て支援拠点の拡大 実施施設数	154か所(見込)	165か所
	ファミリー・サポート・センターの設置促進 設置市町村数	24市町	36市町村
	一時預かりの拡大 一時預かり実施施設数 (幼稚園等における在園児対象を除く)	369か所(見込)	413か所

柱	項目及び目標内容	基準（H26年度）	目標（H31年度）
	ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）の拡大 実施市町村数	17 市町 （見込）	39 市町村
	トワイライトステイ事業（夜間養護事業）の拡大 実施市町村数	13 市町 （見込）	17 市町
	「子育て応援の店」の推進 登録店舗数 / 子育て応援サポートサービス提供店舗数	20,000 店舗 / 900 店舗 （見込）	23,000 店舗 / 2,000 店舗
	保育所待機児童の解消 待機児童数	315 人	0 人
	放課後児童クラブの拡大 利用児童数	46,467 人 （見込）	62,172 人
	延長保育の拡大 実施施設数	808 か所 （見込）	879 か所
	病児保育の拡大 実施施設数	80 か所 （見込）	98 か所
	ふくおか子育てマイスターの活躍 マイスター認定者数 / マイスターが活動する市町村数	900 人（見込） / 50 市町（見込）	1,500 人 / 全市町村
子どもの安全と安心の生活環境の整備			
	歩道のバリアフリー化の推進 バリアフリー新法に基づく歩道の バリアフリー化率	89% （H25年度）	約100% （H32年度末）
	通学路の歩道整備 通学路の歩道整備率	56% （H25年度）	約6割 （H28年度末）
	不特定かつ多数が利用する建築物の バリアフリー化 基準適合率	68.9%	75%以上 （H28年度）
	公立学校における交通安全教室の実施 小学校実施率 / 中学校実施率 / 高等学校実施率	100 % / 70 % / 100 %	100 % / 100 % / 100 %
子どもの健やかな成長のための教育環境の整備			
	確かな学力の育成 全国学力・学習状況調査における平均正答 率の全国平均との比較 （小学校4教科区分、中学校4教科区分の 計8教科区分）	全ての教科区分で 全国平均を下回る	全ての教科区分で 全国平均を上回る （H28年度）
	青少年アンビシャス運動の推進 参加団体数	1,550 団体	2,000 団体

柱	項目及び目標内容	基準（H26年度）	目標（H31年度）
きめ細かな対応が必要な子どもへの支援			
	里親制度の推進 要保護児童の里親等への委託率(政令市除く) /ファミリーホーム（小規模住居型児童養 育事業）の実施か所数	16% / 4 か所	23% / 5 か所
	施設のケア形態の小規模化の推進 地域小規模児童養護施設及び小規模グルー プケア実施か所数(政令市除く)	27 か所	45 か所
	児童発達支援の促進 1 か月あたりの利用実人員	2,302人 (H25年度)	3,057人 (H29年度)
	放課後等デイサービスの促進 1 か月あたりの利用実人員	2,450人 (H25年度)	5,878人 (H29年度)
	保育所等訪問支援の促進 1 か月あたりの利用実人員	80人 (H25年度)	399人 (H29年度)
	医療型児童発達支援の促進 1 か月あたりの利用実人員	97人 (H25年度)	125人 (H29年度)
	福祉型入所支援、医療型入所支援の促進 福祉型入所支援1か月あたりの利用実人員 / 医療型入所支援1か月あたりの利用実人員	280人（H25年度） / 180人（H25年度）	334人（H29年度） / 223人（H29年度）
	障害児相談支援の促進 1年あたりの利用実人員	287人 (H25年度)	10,613人 (H29年度)
	小・中・高等学校での特別な教育支援の取組 通常の学級で特別な教育的支援が必要な幼 児児童生徒に個別の教育支援計画を作成し ている学校の割合	93.4% (H25年度実績)	100%

出所：県「総合プラン」を基に監査人作成

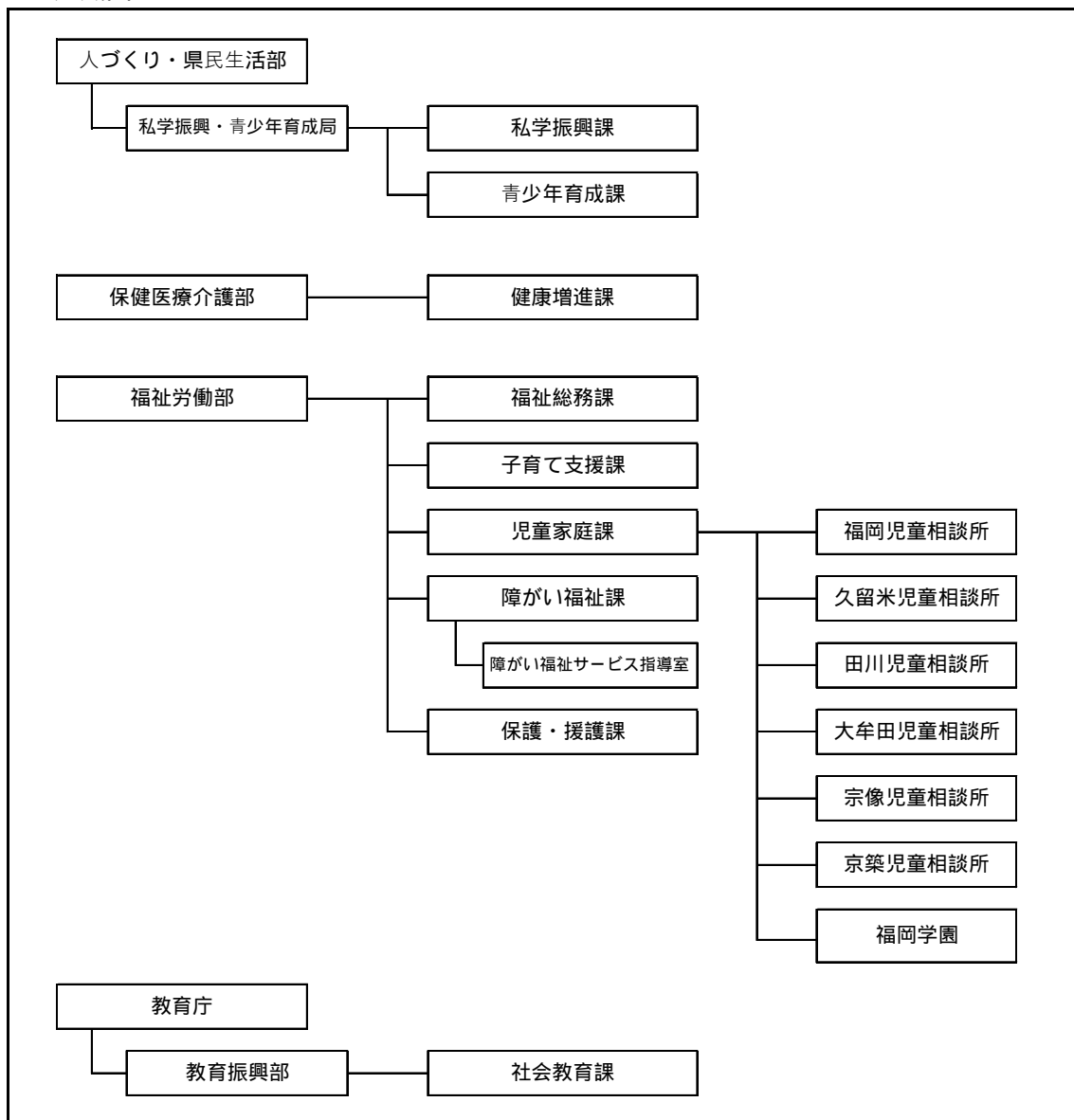
4 監査対象部署の概要

(1) 組織体制

ア 組織図

監査対象とした各部署の組織体制は次のとおりである。

< 組織図 >



出所：「県ホームページ」を基に監査人作成

イ 職員数

監査対象とした各部署の組織体制は次のとおりである。

< 職員数(本庁) >

(平成30年4月1日現在)

部局名	課室名	職員数
人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局	私学振興課	24人
	青少年育成課	22人
保健医療介護部	健康増進課	25人
福祉労働部	福祉総務課	30人
	子育て支援課	17人
	児童家庭課	21人
	障がい福祉課	23人
	障がい福祉サービス指導室	11人
	保護・援護課	35人
教育庁 教育振興部	社会教育課	15人
合計		223人

出所：「県資料」を基に監査人作成

< 職員数(出先機関) >

(平成30年4月1日現在)

出先機関名	職員数	監査対象	備考
保健福祉環境事務所	筑紫	98人	
	宗像・遠賀	126人	
	嘉穂・鞍手	123人	○
	北筑後	72人	
	南筑後	104人	
	京築	91人	
保健福祉事務所	粕屋	110人	○
	糸島	35人	
	田川	175人	
児童相談所	福岡	46人	○
	久留米	36人	
	田川	34人	
	大牟田	23人	○
	宗像	18人	○
	京築	11人	
教育事務所	福岡	46人	○
	北九州	33人	
	北筑後	37人	
	南筑後	37人	
	筑豊	39人	
	京築	31人	

出所：「県資料」を基に監査人作成

(2) 事務分掌

ア 人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局

人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局のうち、私学振興課及び青少年育成課に係る事務分掌は次のとおりである。

< 事務分掌 >

課名	係等名	事務分掌	
私学振興課	私学第一係	1 学校教育法の施行(私立学校のうち、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校及び各種学校に係るもの)	
		2 私立学校法の施行(私立学校のうち、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校及び各種学校に係るもの(検査を除く))	
		3 学校給食法の施行(私立学校に係るもの)	
		4 私立学校教育功労者の表彰、叙勲及び褒賞	
		5 日本私立学校振興・共済事業団法の施行	
		6 私立学校生徒の鉄道乗車賃割引証の発行	
	私学第二係	1 学校教育法の施行(私立学校のうち、幼稚園に係るもの)	
		2 私立学校法の施行(私立学校のうち、幼稚園に係るもの(検査を除く))	
		3 産業教育振興法、理科教育振興法、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法及びスポーツ基本法の施行(私立学校に係るもの)	
		4 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定に基づく私立学校施設災害復旧事業	
		5 私立学校振興助成法の施行(検査を除く)	
		6 私立学校教育の助成	
		7 私立学校施設の耐震化への助成(幼稚園、小学校、中学校、高等学校に係るもの)	
		8 私立幼稚園への就園奨励に係る国庫補助金事務	
	私学第三係	1 高等学校等就学支援金の支給(私立学校に係るもの)	
		2 高等学校等奨学給付金の支給(私立学校に係るもの)	
	指導班	1 私立学校法及び私立学校振興助成法の施行(検査に係るもの)	
	青少年育成課	育成係	1 青少年に関する県民運動の指導及び促進
			2 青少年団体の指導育成
3 青少年及び青少年団体の指導者の養成			
4 青少年の海外体験			
5 青少年のインターネット適正利用の推進			
支援係		1 福岡県青少年健全育成条例の施行	
		2 青少年の非行防止及び立ち直り支援	
		3 青少年に係る相談員及び指導員等の連絡調整	
青少年アンビシャス運動推進班		1 青少年アンビシャス運動の推進	
放課後対策班		1 放課後児童クラブ	
		2 放課後子供教室	

出所：「福岡県職員録【各課(室)事務分掌】」

イ 保健医療介護部

保健医療介護部のうち、健康増進課に係る事務分掌は次のとおりである。

< 事務分掌 >

課名	係等名	事務分掌
健康増進課	保健事業係	1 地域保健法の施行に関する事務のうち、市町村保健センター及び人材確保支援計画
		2 保健福祉環境事務所・市町村保健師活動の指導
		3 医療社会事業の向上及び増進
		4 歯科口腔保健の推進に関する法律の施行
		5 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例の施行
	健康づくり係	1 健康増進法の施行（他課に属しないもの）
		2 栄養士法の施行
		3 調理師法の施行
		4 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、特定健診及び特定保健指導及び後期高齢者医療広域連合が行う被保険者の健康診査に関する事業
		5 食品表示法の施行に関する事務のうち、健康の増進に関すること
		6 地域保健に関する普及・啓発
	母子保健係	1 母子保健法の施行
		2 母体保護法の施行（他課に属しないもの）
		3 児童福祉法の施行に関する事務のうち、母子保健に関すること

出所：「福岡県職員録【各課（室）事務分掌】」

ウ 福祉労働部

福祉労働部のうち、労働局を除く課室に係る事務分掌は次のとおりである。

< 事務分掌 >

課名	係等名	事務分掌	
福祉総務課	総務係	1 福祉労働部に係る人事に関する事務の総括	
		2 福岡県総合福祉センター	
		3 福祉労働部各課の連絡調整	
	予算係	1 福祉労働部に係る予算の総括	
	地域福祉係	1 民生委員法の施行	
		2 社会福祉法の施行（他課及び他係に属しないもの）	
	監査指導係	1 社会福祉法人及び社会福祉施設に係る立入検査（児童福祉施設、障がい者支援施設等）	
	企画班	1 福祉労働部行政の総合企画、調査及び調整	
		2 災害救助法の施行	
		3 災害弔慰金の支給等に関する法律の施行	
		4 被害者生活再建支援法の施行	
		5 再犯の防止等の推進に関する法律の施行	
	子育て支援課	出会い・子育て応援係	1 児童福祉思想の普及啓発及び児童文化
			2 出会い応援及び子育て支援
			3 保育士試験及び保育士養成・登録
4 児童厚生施設			
5 庶務・財務会計事務			
少子化対策班		1 次世代育成支援対策推進法の施行	
		2 少子化対策の総合企画、調査及び調整	
		3 子ども・子育て支援法の施行（他係に属しないもの）	
		4 一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業	
保育係		1 子育て支援（他課及び他係に属しないもの）	
		2 保育所、届出保育施設	
		3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行	
		4 子ども・子育て支援法の施行に関する事務のうち、保育所及び認定こども園に関する施設型給付費並びに地域型保育給付費に関すること	
児童家庭課		管理係	1 児童相談所、県立児童自立支援施設の管理
		児童福祉係	1 児童福祉法の施行（他課に属しないもの）
	2 児童虐待の防止等に関する法律の施行		
	3 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行		
	4 社会福祉法の施行のうち所管の第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業並びに児童福祉法の施行に関する事務（他課に係るものを除く）に従事する職員の訓練		

課名	係等名	事務分掌
児童家庭課	ひとり親家庭支援係	1 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行
		2 社会福祉法の施行のうち所管の第二種社会福祉事業並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関する事務に従事する職員の訓練
		3 子ども及びひとり親家庭等の医療費の助成
	児童扶養手当係	1 児童扶養手当法の施行
		2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行（他課に属しないもの）
		3 児童手当法の施行（他課に属しないもの）
障がい福祉課	企画管理係	1 障がい者福祉施策の企画、調査及び調整
		2 障がい者更生相談所、県立児童福祉施設のうち医療型障がい児入所施設
		3 社会福祉法人福岡県厚生事業団
		4 県立障がい者支援施設（他係に属しないもの）
		5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の施行
	自立支援係	1 障がいのある人がつくる「まごころ製品」売上向上支援事業に関すること
		2 障害者総合支援法の施行（他係に属しないもの）
		3 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療・育成医療・更生医療）に関すること
		4 障害者優先調達推進法の施行
		5 発達障害者支援法の施行
	社会参加係	1 児童福祉法の施行（障がい児に係るものに限る）
		2 身体障害者福祉法の施行
		3 知的障害者福祉法の施行
		4 社会福祉法の施行（児童福祉法（障がい児に係るものに限る）、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に関する事務に従事する職員の訓練）
		5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行（障害児福祉手当及び特別障害者手当）
		6 障害者総合支援法の施行（地域生活支援事業）
		7 福岡県心身障がい者扶養共済制度条例の施行
		8 重度障がいのある人の医療費の助成
		9 県立児童福祉施設のうち福祉型障がい児入所施設
		10 福岡県福祉のまちづくり条例の施行（他課に属しないもの）
		11 「ふくおか・まごころ駐車場」制度

課名	係等名	事務分掌
障がい福祉サービス指導室	指導係	1 社会福祉法の施行のうち所管の第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に係る運営状況の調査、監査及びこれに伴う指導
		2 障害者総合支援法の施行のうち指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設等の指導及び監査
		3 障害者虐待防止法の施行
		4 児童福祉法の施行のうち指定障がい児通所支援等事業所等の指導及び監査
	指定係	1 社会福祉法の施行のうち所管の第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業（他係に属しないこと）
		2 児童福祉法の施行のうち指定障がい児通所支援等事業所等（他係に属しないこと）
3 障害者総合支援法の施行のうち指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設等（他係に属しないこと）		
保護・援護課	調整係	1 予算・決算・財務会計業務
		2 生活保護法の施行（他係に属しないこと）
		3 行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行
	生活困窮者自立支援係	1 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の施行に関する事務のうち、企画、調査及び調整、並びに福岡県ホームレス自立支援計画の推進
		2 地域生活定着支援センター事業の運営
		3 福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の施行
		4 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、企画、調査及び調整
		5 生活困窮者自立支援法の施行
	保護医療係	1 生活保護法の施行に関する事務のうち、指定医療機関の立入検査等、医療扶助運営要領の指導、指定介護機関の立入検査等及び介護扶助運営要領の指導
		2 生活保護法の規定に基づく診療報酬及び介護の報酬の支払事務の受託
		3 生活保護事務の電算処理
	保護指導係	1 生活保護法の施行に関する事務のうち、実施機関の監査及び指導、保護の実施要領の指導、不服申し立て
		2 生活保護法の施行に関する事務に従事する職員の訓練
援護恩給係	1 戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行	
	2 未帰還者留守家族等援護法及び未帰還者に関する特別措置法の施行	
	3 引揚者給付金等支給法及び引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の施行	
	4 戦没者等の妻及び父母等に対する特別給付金支給法の施行	
	5 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の施行	
	6 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の施行	
	7 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の施行及びその他引揚者の援護	
	8 戦没者の慰霊	
	9 軍人軍属であった者及びその遺族の恩給	
	10 軍人軍属であった者の軍歴証明	
	11 軍人軍属であった者の身分上の取扱い及び遺骨遺品の伝達	
	12 毒ガス障害者に対する救援措置	
	13 北朝鮮当局による人権侵害問題啓発	

出所：「福岡県職員録【各課（室）事務分掌】」

エ 教育庁教育振興部

教育庁教育振興部のうち社会教育課に関する事務分掌は次のとおりである。

< 事務分掌 >

課名	係等名	事務分掌
社会教育課	総務・文化係	1 子どもの文化芸術活動の推進
		2 ユネスコ活動の総括に関する事務
		3 文化団体に関する事務
		4 福岡県立美術館、福岡県立図書館、福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」、福岡県立社会教育総合センター少年自然の家、福岡県立ふれあいの家北筑後、福岡県立ふれあいの家南筑後、福岡県立ふれあいの家京築及び福岡県立夜須高原野外活動センターに関する事務
		5 福岡県立青少年科学館に関する事務
		6 福岡県教育文化奨学財団に関する事務
	地域学校協働推進班	1 社会教育の振興に関する事業の推進
		2 地域学校協働活動の推進
		3 社会教育施設に関する事務
		4 社会教育関係団体の助成
	社会教育班	1 社会教育に関する総合的計画及びその推進
		2 社会教育に関する指導助言
		3 社会教育専門職員の養成及び社会教育関係者の研修
		4 社会教育委員に関する事務
		5 社会教育関係団体の育成及び指導
		6 社会教育に関する表彰

出所：「福岡県職員録【各課（室）事務分掌】」

(3) 監査対象事業

監査対象とした事業は次のとおりである。

平成 29 年度歳出決算額ベースでみると、一般会計歳出決算額 1 兆 7,593 億円に対し、監査対象事業決算額合計は 1,053 億円であり、6.0%を占めている。

ア 部局別の状況

部局別の監査対象事業の状況は次のとおりである。

< 部局別監査対象事業の状況 >

部局名	対象事業数	H29 年度決算額 (円)	結果件数	意見件数
人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局	13	39,395,718,480	- 件	- 件
保健医療介護部	5	680,625,181	1 件	2 件
福祉労働部	46	64,907,486,110	6 件	23 件
教育庁教育振興部	11	381,657,135	- 件	1 件
合計	75	105,365,486,906	7 件	26 件

イ 人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局

課室名	係等名	事業名	H29 年度決算額 (円)	指摘	意見
私学振興課	私学第一係	私学振興対策助成費	36,433,151,079	-	-
	私学第二係				
私学第三係					
課室計		1 事業	36,433,151,079	-	-
青少年育成課	青少年アンビシャス運動推進班 放課後対策班	ふくおかグローバル青年育成事業費	7,040,830	-	-
		アジア青少年交流事業費	460,542	-	-
		福岡県青少年国際スポーツ交流事業	1,337,590	-	-
		青少年囲碁交流事業費	1,000,000	-	-
		福岡県青少年団体活動強化推進費	4,057,000	-	-
		青少年育成県民運動推進費	30,763,000	-	-
		青少年アンビシャス運動企画管理費	5,001,010	-	-
		青少年アンビシャス運動推進費	30,004,280	-	-
		放課後子供教室事業費	29,969,072	-	-
		放課後児童健全育成事業費	2,560,050,077	-	-
		放課後児童クラブ利用料減免事業費	50,973,000	-	-
		放課後児童クラブ整備費	241,911,000	-	-
課室計		12 事業	2,962,567,401	-	-
部局計		13 事業	39,395,718,480	-	-

ウ 保健医療介護部

課室名	係等名	事業名	H29 年度決算額 (円)	指摘	意見
健康増進課	保健事業係	学童期むし歯予防推進事業	1,444,133	-	1
	母子保健係	不妊治療等支援事業費	343,819,928	-	1
		母子保健指導費	138,962,372	1	-
		未熟児等養育費	101,686,748	-	-
		乳児家庭全戸訪問等事業費	94,712,000	-	-
課室計		5 事業	680,625,181	1	2
部局計		5 事業	680,625,181	1	2

エ 福祉労働部

課室名	係等名	事業名	H29 年度決算額 (円)	指摘	意見	
福祉総務課	地域福祉係	社会福祉事業助成費(県単)	34,663,000	-	-	
		民生委員活動費	321,705,151	-	2	
	監査指導係	社会福祉法人等指導監査費	858,000	-	1	
課室計		3 事業	357,226,151	-	3	
子育て支援課	出会い・子育て応援係	基本的生活習慣習得事業費	122,000	-	-	
		少子化対策班	こども・子育て支援調査特別委員会運営費	516,000	-	-
	少子化対策班	高齢者子育て支援推進費	10,070,952	-	-	
		地域子育て支援拠点施設環境改善費	1,420,000	-	-	
		保育係	保育所等緊急整備費	3,283,948,000	-	-
			児童福祉対策助成費	17,100,000	-	-
	産休代替職員費		22,670,513	-	-	
	保育給付費負担金		21,972,939,432	-	-	
	保育係及び少子化対策班	保育所職員等研修費	36,827,233	-	-	
		保育対策等促進費	1,231,312,302	2	2	
	保育係及び出会い・子育て応援係	児童福祉施設等整備事業費	19,208,000	-	-	
		児童福祉行政事務費	12,355,476	1	1	
	出会い・子育て応援係及び少子化対策班	子育て応援社会づくり推進費	71,287,417	-	1	
-	該当事業なし	-	-	1		
課室計		13 事業	26,679,777,325	3	5	
児童家庭課	管理係	児童相談所運営費 AB	137,350,032	-	3	
		宗像児童相談所整備費	222,008,354	-	-	
	児童福祉係	児童虐待防止対策事業費	49,985,843	-	-	
		児童虐待防止対策強化費	28,844,889	1	-	
		社会的養護推進費	18,967,252	1	-	
		児童保護措置費	4,325,974,088	-	-	

課室名	係等名	事業名	H29 年度決算額 (円)	指摘	意見	
児童家庭課	ひとり親家庭支援係	母子・父子福祉団体育成指導費	8,777,000	-	-	
		就業・自立支援センター事業費	29,468,000	-	-	
		母子(父子)家庭自立支援給付費	75,180,583	-	-	
		貸付金債権回収費	5,424,800	-	-	
		ひとり親家庭等健全育成対策費	17,296,000	-	-	
		子ども医療対策費	5,285,305,511	-	1	
		ひとり親家庭等医療対策費	1,693,932,879	-	-	
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業	203,920,413	-	1	
	児童扶養手当係	児童扶養手当費	4,169,862,360	-	-	
		児童扶養手当認定事務費	29,090,856	-	-	
		特別児童扶養手当認定事務費	41,638,582	-	-	
		児童手当費	13,042,488,198	-	-	
	課室計		18 事業	29,385,515,640	2	5
	障がい福祉課	自立支援係	発達障がい者支援センター運営費	71,663,702	-	-
発達障がい児者等支援費			25,362,992	1	1	
育成医療及び結核児童療育医療費			33,017,505	-	-	
社会参加係		心身障がい児早期訓練事業費	2,068,734	-	-	
		障がい児施設給付費・措置費	5,456,940,703	-	-	
		児童福祉団体助成費	12,375,221	-	-	
		医療的ケア児支援費	25,253,691	-	2	
		重度障がい児(者)医療対策費	2,722,616,213	-	-	
		重複障がい児者等対策事業費	3,646,540	-	-	
自立支援係及び社会参加係		在宅心身障がい児対策費	52,724,110	-	1	
	課室計		10 事業	8,405,669,411	1	4
保護・援護課	生活困窮者自立支援係	子ども支援オフィス運営費	40,248,543	-	5	
		生活困窮世帯の子どもに対する学習支援費	39,049,040	-	1	
課室計		2 事業	79,297,583	-	6	
部局計		46 事業	64,907,486,110	6	23	

才 教育庁教育振興部

課室名	係等名	事業名	H29 年度決算額 (円)	指摘	意見
社会教育課	総務・文化係	社会教育関係団体育成費	30,332,000	-	1
	地域学校協働推進班	地域活動指導員設置事業助成費	235,716,781	-	-
		子どもの読書活動充実事業費	2,763,314	-	-
		地域学校協働活動事業費	95,383,574	-	-
		家庭教育支援チーム設置事業費	3,462,386	-	-
		家庭教育充実事業費	2,468,013	-	-
	社会教育班	青少年教育事業振興費	499,000	-	-
		社会教育運営費	8,066,996	-	-
		社会教育推進費	1,434,914	-	-
		青少年教育振興費	365,000	-	-
		社会教育指導者等研修事業費	1,165,157	-	-
課室計	11 事業	381,657,135	-	1	
部局計	11 事業	381,657,135	-	1	

第3 監査の視点及び実施した監査手続

1 監査の視点

「第1 監査の概要 4 監査の方法 (2) 監査の視点」に記載したとおり、次の視点によって監査を実施した。

(1) 子育て支援関連施策に関する財務事務の執行の適切性

子育て支援関連施策に関する財務事務の執行が、法令等に基づき適切に行われているか。

- ・ 財務事務を行う根拠となる規則、要綱等(以下「規則等」という。)は整備されているか。
- ・ 規則等が、現在の子育て支援関連施策を取り巻く環境に対応したものとなっているか。
- ・ 報酬、賃金等の支払いは、適切に行われているか。
- ・ 業務委託等の契約は、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・ 補助金等の交付は、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・ 土地、施設、設備及び備品等は適切に管理されているか。

(2) 子育て支援関連施策の有効性、効率性及び経済性

県の全体最適の観点から、実施している子育て支援関連施策が有効な手段及び内容となっているか。また、施策は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。

- ・ 施策の立案及び実施に当たって、その必要性は十分に検討されているか。
- ・ 施策の実施に当たって、対象者に対し、効果的な広報等が実施されているか。
- ・ 土地、施設、設備及び備品等は、その目的に対し有効に活用されているか。
- ・ 計画と実績の対比等により、実施した事業に対するモニタリングは適切に行われているか。
- ・ 施策に係る財務事務に非効率な点はないか。
- ・ 施策実施に係る組織体制は、県民ニーズに対応したものとなっているか。
- ・ 国、市町村、関係団体、企業等との協働や連携は適切に図られているか。
- ・ 施策に係る費用及び効果は適切に把握されているか。また、その費用対効果を踏まえた検討がなされているか。

(3) その他過去に実施された監査委員監査及び包括外部監査等結果への対応

過去に実施された定期監査、財政的援助団体等監査及び包括外部監査の結果に係る措置等が適切に行われているか。

- ・ 過去の発見事項と同様の事項はないか。
- ・ 過去の発見事項を踏まえた措置等は適切に実施されているか。

2 実施した監査手続

「1 監査の視点」を踏まえ、次の手順で監査手続を実施した。

(1) 概要の把握

公表されている子育て支援関連施策に関する条例、規則、要綱及び過去の監査委員監査の結果等を閲覧した。

また、子育て支援関連施策の概要を把握するために、各所管部署から概要を整理した資料を入手して説明を受けるとともに、子育て支援関連施策の状況及び課題等について担当者へ質問を行った。

(2) 監査対象とした各所管部署に対する調査

監査対象とした子育て支援関連施策に関する財務事務について、関連する文書の査閲及び所管部署の担当者への質問を行い、県の条例等への準拠性を始め、各監査要点について検討した。

(3) 監査対象とした出先機関等に対する調査

監査対象とした粕屋保健福祉事務所、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、福岡、大牟田、宗像の各児童相談所及び福岡教育事務所については、現地調査を実施するとともに、関連する文書の査閲及び担当者への質問を行った。

(4) 関係人に対する調査

地方自治法第 252 条の 38 第 1 項の規定に基づき、監査のため必要があると認め、監査委員と協議の上、関係人である「公益社団法人福岡県保育協会」について調査を行った。

3 監査対象事業の決定

県における子育て支援関連施策に係る取組については「第 2 監査対象の概要 3 福岡県の子育て支援に関する施策」で述べたところである。当該取組の中では多くの施策が掲げられており、「子育て」の意味するところは多岐にわたり、監査を効果的かつ効率的に実施するためには、監査範囲を限定する必要がある。

このため、県が実施する事業のうち「妊娠前の男女、小学生以下の子ども及び小学生以下の子どもを持つ親」に関する事業を原則監査対象とした。「妊娠前の男女」とした理由は、少子高齢化が全国的に課題となっており、県においても例外ではなく、出生のためのサポートが重要と判断したためである。また、「小学生以下の子ども及び小学生以下の子どもを持つ親」とした理由は、小学生以下の子どもは中学生以上の子どもと比較した場合、大人が子育てに関わる時間が長いと判断したためである。

監査対象とした事業は、「第 2 監査対象の概要 4 監査対象部署の概要 (3) 監査対象事業」に記載している。

4 監査の実施状況

「2 実施した監査手続」について、次のとおり実施している。

< 監査の実施状況 >

実施期日	項目	対象部署等
7月10日～12日	概要の把握	福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、保護・援護課、健康増進課、青少年育成課、社会教育課、障がい福祉課、私学振興課
7月30日～ 8月10日	所管部署調査	福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、保護・援護課、健康増進課、青少年育成課、社会教育課、障がい福祉課、私学振興課
8月27日	出先機関調査	宗像児童相談所
8月28日	出先機関調査	大牟田児童相談所
8月29日	出先機関調査	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
8月30日	出先機関調査	粕屋保健福祉事務所
8月31日	出先機関調査	福岡児童相談所
9月25日～26日	所管部署調査	児童家庭課
10月11日	出先機関調査	福岡教育事務所
10月17日	関係人調査	公益社団法人福岡県保育協会 (対象事業は下記の表を参照)

< 関係人調査の対象関係人及び対象事業 >

関係人	対象事業
公益社団法人福岡県 保育協会	福岡県保育所職員等研修事業(一般保育研修)
	福岡県保育所職員等研修事業(発達障がい児等教育継続支援事業)
	保育士就職支援強化事業
	保育士離職防止対策事業
	福岡県保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

1 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

「第3 監査の視点及び実施した監査手続 1 監査の視点」に基づいて実施した監査の結果（指摘）及び意見の概要は、次のとおりである。

なお、詳細については、次の「2 所管部署別の監査の結果（指摘）及び監査の結果に添えて提出する意見」で述べる。

「監査の結果」は、主として法規性の観点からの指摘事項であり、「監査の意見」は、指摘事項には該当しないが、有効性、効率性及び経済性の観点から、監査人が必要と認めて述べる見解である。

(1) 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の件数

監査の結果（指摘）及び意見の件数は、次のとおりである。

< 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の件数 >

対象部署	結果（指摘）	意見
人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局	-	-
保健医療介護部	1	2
福祉労働部	6	23
教育庁 教育振興部	-	1
計	7	26

(2) 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目

監査の結果（指摘）及び意見の項目は、次のとおりである。

< 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目 >

所管部署、結果及び意見の項目	ページ
(1) 人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局	
該当なし	47
(2) 保健医療介護部	
ア 健康増進課	
(ア) 学童期むし歯予防推進事業	
(意見) 学童期むし歯予防推進事業の継続的かつ広域的な構築について	47
(イ) 不妊治療等支援事業費	
(意見) 不妊治療助成対象者等拡充の検討について	49
(ウ) 母子保健指導費	
(結果) 先天性代謝異常等検査事業委託に係る事前決裁前の見積書徴取について	53

所管部署、結果及び意見の項目	ページ
(3) 福祉労働部	
ア 福祉総務課	
(ア) 社会福祉法に定める社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査	
(意見) 指導監査業務における外部専門家の利用の検討について	55
(イ) 民生委員児童委員活動費	
(意見) 民生委員児童委員協議会事業費補助金に係る補助対象経費の明確化について	60
(意見) 市町村民生委員協議会に対する補助金の取扱いについて	63
イ 子育て支援課	
(ア) 保育対策等促進費	
(結果) 一時預かり事業費補助金の実績報告書に係る審査の徹底について	67
(結果) 地域子育て支援拠点事業費補助金の実績報告書に係る審査の徹底について	69
(意見) ファミリー・サポート・センター機能の充実について	71
(意見) 地域子ども・子育て支援事業に係る補助金審査の強化について	75
(イ) 子育て応援社会づくり推進費	
(意見) にこにこ家族づくりポータルサイト事業に係る効果検証の実施について	78
(ウ) 保育所等に対する指導監査	
(結果) 指導監査における施設等からの改善報告書提出期限遵守の徹底について	81
(意見) 情報システムの導入等による指導監査業務の効率化について	84
(意見) 県ホームページに掲載されている「届出保育施設一覧」掲載情報の更新について	86
ウ 児童家庭課	
(ア) 児童相談所関係	
(意見) 市町村地域防災計画への記載要請について	87
(意見) 児童相談所における一時保護委託料の請求時期の統一について	89
(意見) 児童相談所における給食の献立の共通化について	91
(イ) 児童虐待防止対策強化費	
(結果) 市町村に対する補助金の適切な審査について	92
(ウ) 社会的養護推進費	
(結果) 児童養護施設等に対する補助金の適切な審査について	96
(エ) 子ども医療対策費	
(意見) 医療費公費負担金制度運営費補助金の見直し検討について	101
(オ) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
(意見) 母子父子寡婦福祉資金貸付における「関係人」の定義の明確化について	107

所管部署、結果及び意見の項目		ページ
エ 障がい福祉課		
(ア) 医療的ケア児支援費		
(意見)北九州市立総合療育センター整備事業費補助金に係る交付事務の適時性の確保について		109
(意見)交付要綱に規定された様式等による適切な指導について		112
(イ) 在宅心身障がい児対策費		
(意見)障がい児等療育支援事業における四半期ごと精算払の契約書への規定及び事業実績の適切な把握について		114
(ウ) 発達障がい児者等支援費		
(結果)発達障がい児者等支援事業における仕様書と実績の相違について		116
(意見)発達障がい支援研修事業における参加者の増加策の検討について		120
オ 保護・援護課		
(ア) 子ども支援オフィス関係		
(意見)子ども支援オフィス事業における出張相談会の実施状況について		121
(意見)子ども支援オフィス事業における広報の充実強化について		125
(意見)高校生の就学継続のための訪問相談支援事業における広報の充実強化について		127
(意見)子ども支援オフィス事業及び高校生の就学継続のための訪問相談支援事業における実績の適切な確認について		129
(意見)子ども支援オフィス事業及び高校生の就学継続のための訪問相談支援事業における事業の統合の検討について		130
(イ) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援費		
(意見)学習支援ボランティア人材バンク事業のさらなる活用策の検討について		131
(4) 教育庁教育振興部		
ア 社会教育課		
(ア) 社会教育関係団体補助金		
(意見)補助金額を上回る繰越金がある場合に補助金を交付する合理性等の検討及び検討結果の記録保存について		134

2 所管部署別の監査の結果（指摘）及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局

監査の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。また、監査の結果に添えて提出する意見も特にない。

(2) 保健医療介護部

ア 健康増進課

(ア) 学童期むし歯予防推進事業

< 事業概要 >

事業の概要	(1) フッ化物洗口の進め方検討会の開催 (2) 保護者説明会の開催 (3) フッ化物洗口の実施 (4) 実施報告書の作成
実施状況	・モデル校を選定し、モデル校ごとに進め方検討会を開催した後、保護者説明会を開催 ・フッ化物洗口について保護者の同意が得られた児童に対し、週1回フッ化物洗口を実施

出所：「学童期むし歯予防推進事業実施要領」

< 平成 29 年度歳出決算額 >

(単位：円)

節名	平成 29 年度歳出決算額
旅費	66,653
需用費	4,178
役務費	23,420
委託料	1,349,882
合計	1,444,133

出所：「県資料」を基に監査人作成

① (意見) 学童期むし歯予防推進事業の継続的かつ広域的な構築について

【現状】

県は、学童期におけるむし歯予防を推進するため、県内の小学校(モデル校)において、保護者の同意が得られた児童に対してフッ化物洗口を行う学童期むし歯予防推進事業を実施している。平成 29 年度の事業実績は次のとおりである。

< 平成 29 年度の事業実績 >

事業実施主体	福岡県 ただし、事業の一部を一般社団法人福岡県歯科医師会（以下「福岡県歯科医師会」という。）に委託する。
実施内容	(1) フッ化物洗口の進め方検討会の開催 モデル校におけるフッ化物洗口を実施するため、スケジュール 保護者説明会 実際の進め方 関係する機関の役割等について検討する。 (2) 保護者説明会の開催（福岡県歯科医師会に委託） フッ化物洗口について、保護者の理解を得るための説明会を開催する。 (3) フッ化物洗口の実施（福岡県歯科医師会に委託） 保護者の同意が得られた児童に対して、週1回フッ化物洗口を開始する。

	開始から1年間継続して行う。 (4) 実施報告書の作成(福岡県歯科医師会に委託) モデル校の実施状況をまとめ、教育事務所管内の小学校関係者に報告書を配布する。
委託額	福岡県歯科医師会への委託費 実績額 1,349,882 円
モデル校	(1) 遠賀町立広渡小学校 (2) 新宮町立花小学校 (3) 柳川市立垂見小学校 (4) 大川市立道海島小学校 (5) 添田町立津野小学校
事業実施期間	いずれのモデル校においても2学期ないし3学期からフッ化物洗口をスタートしており、開始から1年間行われる。 このため、県による事業は平成29年度から平成30年度にかけて行われている。

出所:「県資料」を基に監査人作成

【意見】

県によれば、フッ化物洗口を行った場合のむし歯予防の効果は、複数年継続して実施することで効果が増加するとのことである。しかし、当該事業は2年間のモデル事業であり、その後の事業継続については市町村と協議中とのことであるが、その後どの程度の期間継続されるかは決定されていない。

また、県によると、当該事業の目的はフッ化物洗口を県内に広げること、とのことである。県は、平成30年度以降についても引き続きフッ化物洗口の導入及び浸透について検討し、平成31年度以降の施策について、具体的な事業内容を検討中とのことである。

以上を踏まえ、県は、フッ化物洗口を行う学童期むし歯予防推進事業について、その予防効果が増加するよう、継続的かつ広域的に事業を構築することが望まれる。具体的には、各市町村又は小学校で行われるフッ化物洗口推進事業に係る導入経費、及び継続的な事業費を補助する制度を構築すること等が考えられる。

(イ) 不妊治療等支援事業費

< 事業概要 >

事業の概要	次世代育成支援の一環として「安心して妊娠、出産できる環境づくり」を目指して、不妊に悩む夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図るために実施する。
実施状況	<p>1 不妊治療費助成事業</p> <p>助成件数 延 1,988 件</p> <p>面接相談 延 2,419 件</p> <p>電話相談 延 1,653 件</p> <p>2 不妊専門相談センター事業</p> <p>面接相談 延 730 人 (内、外部専門職等による対応 22)</p> <p>専用電話相談 延 612 人 (内、外部専門職などによる対応 0)</p>

出所：「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間（平成 29 年度）」

< 平成 29 年度歳出決算額 >

(単位：円)

節名	平成 29 年度歳出決算額
旅費	400
需用費	82,269
委託料	49,980
扶助費	343,687,279
合計	343,819,928

出所：「平成 29 年度決算節別集計表」

① (意見) 不妊治療助成対象者等拡充の検討について

【現状】

県は、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精や顕微授精）に要する費用の一部について、国の助成制度に基づき助成を行っている。

県が実施している不妊治療等支援事業の概要は、次のとおりである。なお、助成対象者、所得要件、対象治療及び助成上限額等は全て国の助成制度の要件と同等である。

< 不妊治療等支援事業の概要 >

制度名	不妊治療助成制度
助成対象者	<p>助成の対象となるのは、下記の要件を全て満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定不妊治療開始時に法律上の夫婦であり、申請日に少なくとも一方が福岡県内（北九州市、福岡市、久留米市以外の市町村）に住民票があるもの。 ・ 体外受精及び顕微授精以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断されたもの。 ・ 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計金額が730万円未満であるもの。 ・ 福岡県または他の自治体で実施している不妊に悩む方への特定治療支援事業（国の制度に基づく助成）で決められている通算助成回数を超えていないもの。 ・ 治療開始日時点での妻の年齢が43歳未満であるもの。
所得要件	夫及び妻の前年（1月から5月までは前々年）の所得の合計金額から各種控除を差し引いた額が730万円未満。

対象治療	<p>【特定不妊治療】・・・指定医療機関で行われた治療のみ（保険外診療）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体外受精 または 顕微授精 <p>【特定不妊治療の一環として行う男性不妊治療】・・・指定医療機関以外で行われた治療でも可（保険外診療）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精巣または精巣上体からの精子採取手術（以下のとおり） ・TESE（精巣内精子回収法） MESA（精巣上体精子吸引法） TESA（精巣内精子吸引法） PESA（経皮的精巣上体精子吸引法） ・1回の治療につき15万円まで助成（ただし、治療ステージCの治療を除く） 			
治療ステージと助成上限額	治療ステージ	治療内容	1回の治療に対する助成上限額（初回治療に限る）	1回の治療に対する助成限度額（2回目以降）
	A	新鮮胚移植を実施	30万円	15万円
	B	凍結胚移植を実施	30万円	15万円
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円	7万5千円
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	30万円	15万円
	E	受精できず。 または、胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精等により中止	30万円	15万円
	F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円	7万5千円
助成回数	<p>初回申請時の治療開始日における妻の年齢によって回数が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外 ・妻の年齢が40歳未満の場合、43歳になるまでに通算6回まで ・妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合、43歳になるまでに通算3回まで 			
事業費の負担割合	国：1/2、県：1/2			

出所：「県資料」を基に監査人作成

当該事業の事業実施状況は次のとおりであり、年間おおむね2,000件程度の助成件数となっている。

<事業実施状況>

（単位：千円）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	312,053	361,930	343,687
助成件数（件）	2,268	2,052	1,988

出所：「県資料」を基に監査人作成

【意見】

不妊治療助成制度の内容に関して、次のような課題が考えられ、結果として、妊娠・出産を希望する方のうち助成の対象外となっている場合や、不妊治療等を継続したいが経済的理由から不妊治療等を断念せざるを得ない場合があるといったことが考えられる。

< 不妊治療助成制度について考えられる課題 >

<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象者は、法律上の夫婦であり事実婚の者は対象外となっている。 ・ 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、代理母等は助成の対象外となっている。 ・ 730万円未満という所得要件がある。 ・ 治療に対する助成には限度額があるが、特に2回目以降は助成額がおおむね半額となる。

これらの課題について、全国的には、次のとおり、事実婚の夫婦も対象としている自治体や治療ステージの内容に応じて助成金額をかさ上げしている自治体もあり、国の助成制度よりも手厚い独自の助成制度を設け、妊娠・出産を希望する方への支援策を強化している事例がある。

< 不妊治療助成制度に関する事例 >

団体名	内容
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実婚の夫婦も対象としている。 ・ 上記<不妊治療等支援事業の概要>に記載の治療ステージの内容に応じて、2回目以降の金額が治療ステージAの場合は5万円、治療ステージBの場合は10万円等かさ上げされている。
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記<不妊治療等支援事業の概要>に記載の治療ステージの内容に応じて、2回目以降の金額が治療ステージAの場合は5万円、治療ステージBの場合は5万円等かさ上げされている。
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記<不妊治療等支援事業の概要>に記載の治療ステージの内容に応じて、2回目以降の金額が治療ステージAの場合は5万円、治療ステージBの場合は5万円等かさ上げされている。
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記<不妊治療等支援事業の概要>に記載の治療ステージの内容に応じて、2回目以降の金額が治療ステージAの場合は15万円、治療ステージBの場合は24万円等かさ上げされている。

出所：「各地方公共団体ホームページ」を基に監査人作成

少子化社会対策を踏まえると、上表のように独自の助成制度を検討する意義は大きいと考えられる。

このため、県は、医療機関や市町村と連携を取りながら、妊娠・出産を希望する方々の要望事項等を把握し、県独自の不妊治療等助成制度を検討して助成対象者等を拡充することが望まれる。

(ウ) 母子保健指導費

< 事業概要 >

事業の概要	<p>乳幼児の健康の母子及び増進、妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援、地域の母子保健事業の推進を図るため、以下の事業を実施する。</p> <p>乳幼児育児支援事業 先天性代謝異常等検査事業 母子保健指導事業 生涯を通じた女性の健康支援事業 ハイリスク妊産婦支援事業 乳幼児発達診査事業 子育て支援電話相談事業 妊娠・出産子育て支援事業</p>
実施状況	<p>育児小冊子「子育て応援団」の作成（合計 143,000 部） 先天性代謝異常等検査件数 22,024 件他 母子健康手帳別冊の作成（合計 22,000 部） 福岡県医師会（4,000 千円）及び歯科医師会（1,000 千円）への補助 健康教育 延 6 回（延 334 名参加）電話及び面談相談 延 4,222 件 育児支援者研修会 延 42 回（延 715 名参加）医療機関等訪問 延 35 回 発達相談・訓練 延 78 回、年間受診者数 実 238 名 電話相談 延 17,719 件、メール相談 延 2,827 件 4,650,000 円 補助金交付 49,314,000 円（9 市 8 町） （北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、田川市、行橋市、春日市、宗像市、那珂川町、新宮町、粕屋町、芦屋町、水巻町、大刀洗町、福智町、苅田町）</p>

出所：「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間（平成 29 年度）」

< 平成 29 年度歳出決算額 >

（単位：円）

節名	平成 29 年度歳出決算額
報償費	3,137,950
旅費	621,810
需用費	4,290,331
役務費	268,117
委託料	71,567,760
使用料及び賃借料	112,404
負担金補助及び交付金	58,964,000
合計	138,962,372

出所：「平成 29 年度決算節別集計表」

① (結果) 先天性代謝異常等検査事業委託に係る事前決裁前の見積書徴取について

【現状】

先天性代謝異常等検査事業とは、新生児を対象として、生まれつきの疾患（先天性代謝異常等）を症状が発症する前に発見し、適切な治療ができるように検査を行う事業である。

県が実施している同事業の近年の実施状況は、次のとおりである。

< 事業実施状況 >

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	74,162,800	71,279,760	70,634,760
検査件数	先天性代謝異常検査 23,130	先天性代謝異常検査 22,234	先天性代謝異常検査 22,024
	クレチン症検査 23,535	クレチン症検査 22,620	クレチン症検査 22,545
	タンデマス検査 23,015	タンデマス検査 22,118	タンデマス検査 21,854
要精密検査件数	77	76	85

県は、検査の実施を事業者へ委託している。平成 29 年度の検査委託契約の概要は次のとおりである。

< 検査委託契約の概要 >

委託名	先天性代謝異常検査及び先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）検査業務
委託の理由	先天性代謝異常症及び先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）を早期に発見し、早期に治療を開始することで、心身障害等の発現を抑制することを目的として検査を実施するものである。 なお、年間検査数は、約 2 万 4 千件程度であり、確定しないことから単価契約とする。
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）
契約の相手方	一般財団法人 A
予定価格	・先天性代謝異常症検査 2,440 円/件 ・先天性甲状腺機能低下症検査 760 円/件
委託単価	・先天性代謝異常症検査 2,440 円/件 ・先天性甲状腺機能低下症検査 760 円/件

出所：「平成 29 年度先天性代謝異常等検査事業の委託契約について（事前伺い）」及び「平成 29 年度先天性代謝異常等検査事業の委託契約の締結について」を基に監査人作成

県では、平成 29 年度の事業実施に当たり、委託契約に関する事前伺いが決裁されており、この決裁に基づき、事業者から見積書が徴取されている。事前伺いの決裁の日付と見積書の日付は次のとおりであり、見積書の日付が事前伺いの決裁の日付より前の日付となっていた。県によれば、このように見積書の日付が事前伺いの決裁より前の日付になっている理由は不明とのことであった。

< 各書類の日付 >

事前伺いの決裁の日付	平成 29 年 3 月 27 日
見積書の日付	平成 29 年 3 月 23 日

出所：「平成 29 年度先天性代謝異常等検査事業の委託契約について（事前伺い）」及び「見積書」を基に監査人作成

【指摘事項】

上記のとおり事前伺いの決裁の日付は平成 29 年 3 月 27 日であることから、その日以後に業者へ見積を依頼し、業者から見積書の提出を受けるべきと考える。

しかし、提出された見積書の日付は平成 29 年 3 月 23 日となっており、事前伺いの決裁の前に見積書を入手していた可能性があると考えられる。

文書の施行は、起案文書の決裁に基づき行われる。この事例のように、決裁の日付より前の日付で見積書を受領することは、行政機関としての意思決定である決裁自体が適切に行われていないとの懸念を抱かせかねない。

よって、県は適切に文書管理事務を行うことが必要であり、福岡県文書管理規程に基づき、所属長は、文書事務が適正に処理されるよう職員を指導監督する必要がある。

< 福岡県文書管理規程 >

(所属長の職務)

第 5 条 所属長は、当該所属における文書事務が適正かつ円滑に処理されるように職員を指導監督しなければならない。

出所：「福岡県文書管理規程」

(3) 福祉労働部

ア 福祉総務課

(ア) 社会福祉法に定める社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査

< 事業概要 >

事業の概要	社会福祉法に定める社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査 社会福祉法に定める社会福祉法人及び社会福祉施設が、法令、通達及び定款などを順守し、適正な事業を実施しているか、監査により確認し、必要に応じて、改善状況を報告させるとともに事後指導を行うなど、継続的な指導を行うことにより、社会福祉事業の適正な運営確保に努めている。 さらに、社会福祉法人及び社会福祉施設において、不祥事が発生した場合、特別監査を実施している。
実施状況	平成 29 年度における監査状況は次のとおりである。 法人監査 43 法人、施設監査 97 施設
備考	指導監査担当課 昭和 56 年 4 月 1 日に監査指導室として設置され、昭和 61 年 4 月 1 日から社会課監査指導係となり、さらに、平成 10 年 4 月 1 日からは監査保護課監査第 1 係及び監査第 2 係として再編された。現在は、平成 20 年 4 月 1 日の部の再編に伴い、福祉労働部福祉総務課監査指導係及び保健医療介護部介護保険課監査指導第一係（平成 27 年 4 月 22 日高齢者支援課から改組）が社会福祉法に基づく指導監査を担当している。

出所：「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間（平成 29 年度）」

① （意見）指導監査業務における外部専門家の利用の検討について

【現状】

県福祉労働部及び保健福祉環境事務所が実施する指導監査とは、社会福祉事業の適正な運営確保のため、社会福祉法に定める社会福祉法人及び社会福祉施設が、法令、通達及び定款等を遵守し、適正な事業を実施しているか、監査によって確認し、必要に応じて改善状況を報告させるとともに事後指導を行うなど、継続的な指導を行うことをいう。

指導監査は、次の要綱等に従って実施されている。

< 要綱等 >

策定者	名称	備考
厚生労働省	社会福祉法人指導監査実施要綱	社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日付）の「別添」資料
	指導監査ガイドライン	社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日付）の「別紙」資料
	児童福祉行政指導監査実施要項	児童福祉行政指導監査の実施について（平成 29 年 8 月 9 日付）の「別添」資料
	特定教育・保育施設等指導指針	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成 27 年 12 月 7 日付）の「別添」資料
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（通知）	平成 28 年 6 月 20 日付
	認可外保育施設指導監督の指針	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 28 年 6 月 20 日付）の「別添」資料

策定者	名称	備考
県	福岡県社会福祉法人等指導監査実施要綱	平成 29 年 5 月 30 日施行、平成 29 年 4 月 30 日から適用
	福岡県社会福祉法人指導監査等方針	年度毎に策定
	福岡県保育所監査基準	年度毎に策定
	福岡県幼保連携型認定こども園監査基準	年度毎に策定
	届出保育施設等に対する指導監督要綱	平成 28 年 4 月 1 日施行
	認可外保育施設指導監督基準	年度毎に策定

指導監査の類型及び実施の周期は次のとおりである。

< 指導監査の類型及び実施の周期 >

類型	対象	実施周期	
		法人	原則 3 箇年に 1 回
一般監査	特に運営に問題が認められない法人・事業	施設	原則 2 箇年に 1 回(児童福祉施設：1 箇年に 1 回) 以上
特別監査	運営等に重大な問題を有する法人、不正又は著しい不当、最低基準違反等を有する施設等	随時実施	

出所：「福岡県社会福祉法人等指導監査実施要綱」を基に監査人作成

平成 29 年度における社会福祉事業等の一般監査実施状況のうち、子育て支援に関連するものは次のとおりである。

< 平成 29 年度社会福祉事業等一般監査実施状況（子育て支援関連） >

1 法人

法人所管課 (監査担当課)	法人区分	監査の 実施 周期	法人数 (H29.4.1) 休眠法人を除く	H29 年度 監査実施 法人数
福祉労働部				
子育て支援課 (福祉総務課)	保育所及び 第一種事業経営	3 か年 に 1 回	6	2
子育て支援課 (保健福祉環境 事務所)	保育所等 (第二種事業) のみ経営	3 か年 に 1 回	83	30
児童家庭課 (福祉総務課)	児童福祉施設等経営	3 か年 に 1 回	10	3

2 施設

施設所管課 (監査担当課)	施設区分	監査の 実施 周期	施設数 (H29.4.1) 休止施設を除く	H29年度 監査実施 施設数
福祉労働部				
子育て支援課 (保健福祉環境 事務所)	保育所(1)	毎年	510	511
児童家庭課 (福祉総務課)	児童養護施設	毎年	11	11
児童家庭課 (福祉総務課)	母子生活支援施設	毎年	7	7
児童家庭課 (福祉総務課)	乳児院	毎年	3	3
児童家庭課 (福祉総務課)	児童自立支援施設	毎年	1	1
児童家庭課 (福祉総務課)	児童心理治療施設	毎年	1	1
児童家庭課 (福祉総務課)	児童家庭支援センター	毎年	1	1
障がい福祉課 (福祉総務課)	福祉型障がい児入所施設 (2)	毎年	9	9
障がい福祉課 (福祉総務課)	医療型障がい児入所施設	毎年	6	6
障がい福祉課 (福祉総務課)	児童発達支援センター	毎年	15	15

1：幼保連携型認定こども園を含む

2：障がい者支援施設と福祉型障がい児入所施設の両方の指定を受けている施設が5か所含まれる
出所：「平成29年度社会福祉事業等一般監査実施状況」

県は、県内4か所の保健福祉環境事務所監査指導課において、認可保育所及び保育所のみを経営する社会福祉法人、幼保連携型認定こども園、届出保育施設（以下「保育所等」という。）に対して指導監査を実施しているが、平成29年度における指導監査の事務所ごとの実績は次のとおりである。

<指導監査(法人)の実績(平成29年度)>

(単位：法人)

対象施設 事務所	管轄(平成29年度)	社会福祉法人 (保育所経営)
粕屋	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、 糸島市、筑紫郡、糟屋郡	11
嘉穂・鞍手	直方市、飯塚市、中間市、宗像市、福津市、宮若市、 嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡	5
田川	田川市、行橋市、豊前市、田川郡、京都郡、築上郡	13
南筑後	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、 小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、 三井郡、三潴郡、八女郡	1
合計		30

< 指導監査(施設)の実績 (平成 29 年度) >

(単位：施設)

対象施設 事務所	公立保育所	私立保育所	幼保連携型 認定こども園	届出保育 施設等	計
粕屋	23	97	3	56	179
嘉穂・鞍手	23	84	8	32	147
田川	24	90	1	11	126
南筑後	28	123	6	23	180
合計	98	394	18	122	632

出所：県資料を基に監査人作成

県は、保育所等に対し、上記の法令、要綱等に準拠して指導監査を実施し、施設基準の遵守及び事業の適正な運営の確保に努めている。

また県は、保育所等に対して、あらかじめ「社会福祉法人指導監査資料」、「保育所指導監査資料」及び「幼保連携型認定こども園指導監査資料」の作成を依頼し、法人及び施設の基礎的情報や質問事項への回答を事前に入手することによって効率的な指導監査の実施に当たるとともに、指導監査の一定水準以上の質の確保に努めている。

この指導監査を実施するに当たっては、福祉に関連する法令、事業及び監査に関する高度な専門的知識が必要である。例えば、会計処理に関する事項については、複式簿記に加えて社会福祉法人会計基準等に対する十分な知識と理解が必要である。

県は、指導監査実施部署に公営企業等で複式簿記の経験がある者を配置したり、会計に関する知識の向上及び蓄積に努めたりしているものの、指導監査担当者は様々な業務を抱えており、会計に特化して専門性を高めることは困難であると考えられる。

また、定期的な人事異動があるため、指導監査に必要なそれらの専門的知識及び理解の蓄積は容易ではないと考えられる。

【意見】

指導監査における指導をより強化するため、会計に関する部分など高度な専門的知識を要する事項については、外部専門家の利用を検討することが望まれる。

例えば、法人及び施設の財務諸表の検査又は確認など、会計に関する業務を公認会計士等に外部委託することを検討する、弁護士や公認会計士等の専門的知識を有する者を特別職非常勤職員として任用することを検討する等が考えられる。

なお、外部専門家の利用を検討するに当たって、検討事項の例を挙げると次のとおりである。

< 外部専門家の利用に関する検討事項例 >

項目	検討事項例
業務の専門性	県職員は様々な業務を抱えているため会計の分野に特化してスキルを向上させることは困難である一方で、外部専門家は専ら会計の業務に関与している点を検討する。
業務の効率的な実施	県職員のみで実施する場合よりも、外部専門家を利用した場合のほうが効率的かどうかを検討する。
業務の効果的な実施	県職員のみで実施する場合よりも、外部専門家を利用した場合のほうが効果的かどうかを検討する。

指導監査業務に係る外部専門家の導入について、他自治体の例としては次の事例があるので参考にされたい。

< 指導監査業務に係る外部専門家の導入事例 >

自治体名	名称	内容
鳥取県	社会福祉法人指導強化事業	平成 22 年より県の指導監査に会計及び法律のそれぞれの専門家である公認会計士及び弁護士同行による指導監査を行った。 専門家の視点での監査の着眼点、法的な見解等について助言・指導をいただきながら、監査を実施した。
横浜市	児童福祉施設及び社会法人指導監査補助業務委託	児童福祉施設及び社会福祉法人の会計監査補助業務として財務諸表、自己点検等が適正に作成されているか否を検査、確認する。

出所：各自治体のホームページを基に監査人作成

(イ) 民生委員児童委員活動費

< 事業概要 >

事業の概要	民生委員児童委員に対して、手当・死亡弔慰金・公務災害見舞金の支給。 市町村及び県民生委員児童委員協議会に対して事業費の補助を行う。
実施状況	・民生委員報償費 261,725,883 円 ・県民生委員児童委員協議会補助金 3,000,000 円 ・市町村民生委員協議会補助金 56,951,168 円

出所：「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間（平成 29 年度）」

< 平成 29 年度歳出決算額 >

（単位：円）

節名	平成 29 年度歳出決算額
報償費	261,725,883
役務費	28,100
負担金補助及び交付金	59,951,168
合計	321,705,151

出所：「平成 29 年度決算節別集計表」

① （意見）民生委員児童委員協議会事業費補助金に係る補助対象経費の明確化について

【現状】

県は、民生委員及び児童委員の活動を促進し、もって社会福祉を増進することを目的として民生委員児童委員協議会（以下「県民児協」という。）に対し、民生委員児童委員協議会事業費補助金を交付している。その算定方法は次のとおり民生委員児童委員協議会事業費補助金交付要綱で定められている。

< 民生委員児童委員協議会事業費補助金の算定方法 >

第 3 条 補助金の交付額は、別表に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。		
別表		
1 補助事業	2 基準額	3 補助対象経費
民生委員育成・促進事業	2,000 千円を超えない額	次に掲げる経費のうち知事が適当と認める経費 (1) 諸謝金 (2) 県民協において臨時に雇用する者に対する賃金 (3) 旅費 (4) 需用費（食糧費、光熱水費、消耗品費、印刷製本費） (5) 役務費（通信運搬費、保険料、手数料） (6) 委託料 (7) 使用料及び賃借料 (8) 備品購入費 (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める経費
民生委員研修事業	1,000 千円を超えない額	

出所：「福岡県民生委員児童委員協議会事業費補助金交付要綱」

本補助金は、開始年度は不明であるが補助開始から長期間が経過している。過去5年間の補助金額の推移は次のとおりであり、2事業の事業費に対する補助金として毎年度計3,000千円が交付されている。

< 補助金額の推移 >

(単位:千円)

事業	年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	民生委員育成・促進事業		2,000	2,000	2,000	2,000
民生委員研修事業		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	計	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

出所:「実績報告書」を基に監査人作成

県民児協からの実績報告書を閲覧した結果、補助対象経費は事業別に集計されておらず、その内容は下表のとおり理事会や市町村会長会議の開催に係る旅費や賃借料など、当該事業に直接必要な費用ではなく、団体自体の運営に要する費用と考えられる支出項目が散見された。

< 本補助金の平成29年度補助事業費明細 >

【支出】

(単位:円)

項目	内容	金額
賃借料支出	行政財産使用料、100周年大会、理事会、評議員会、市町村会長会議等会場費	701,365
旅費交通費支出 (役員旅費支出)	市町村会長会議・研究協議会、100周年記念大会、全国大会、九プロ民生委員会、都道府県事務局会議	189,890
旅費交通費支出 (委員等旅費支出)	100周年記念事業検討委員会、民生委員大学、主任児童委員研修、中堅民生委員児童委員研修会、市町村会長会議・研究協議会、活動研究委員会、組織委員会、研修企画委員児童委員研修、全国大会、全国民生委員大学、全国児童員研修、九プロ民生委員会、全国主任児童員研修、相談技法研修、民生委員リーダー研修、広報啓発員派遣旅費、100周年記念大会、どんたく旅費	7,225,056
諸謝金支出	民生委員大学、市町村会長会議・研究協議会、主任児童委員研修会、中堅民生委員児童委員研修会、100周年記念大会、広報啓発員派遣事業、100周年記念大会標語図書券	427,000
印刷製本費支出	表彰状印刷・筆耕・名簿印刷、どんたく横断幕、県民児協Tシャツ、広報物製作費	92,060
会議費支出	民生委員大学、市町村会長会議・研究協議会、100周年記念大会、中堅民生委員児童委員研修会、会議用飲料	78,312
	合計	8,713,683

出所:「平成29年度 福岡県民生委員児童委員協議会 収支計算書」を基に監査人作成

さらに、支出項目毎に要した経費の明細や会議録等も添付されていないため、「民生委員・児童委員の活動を促進し、もって社会福祉を増進することを図る」という交付目的に沿った支出が実際にどの程度あるのかが不明である。

このような状況での補助金の交付は、補助目的と補助対象経費との関係性が曖昧になっており、補助金額が妥当なものであるのか判断できない。

【意見】

上記で述べたように、本補助金は創設から既に長期間が経過しており、補助目的と補助対象経費との関係が不明確になっているため、例えば「民生委員を育成するために要する経費」等、県は、団体の裁量で補助対象経費を選択できないよう交付要綱などで具体的に定めるとともに、補助対象経費とそれ以外の経費とを明確に区分させることが望まれる。

補助対象経費の明確化を行うことにより、交付目的に沿った支出が実際にどの程度あるのか、補助金額が妥当なものであるのかが判断できると考えられる。

また、本補助金を交付するに当たっては、補助金額の妥当性について毎年度十分に検討することが望まれる。

② (意見) 市町村民生委員協議会に対する補助金の取扱いについて

【現状】

県は、民生委員及び児童委員の活動を促進し、もって社会福祉を増進することを目的として、民生委員活動の基盤である市町村民生委員協議会(以下「市町村民協」という。)に対し、市町村民生委員協議会事業費補助金を交付している。その算定方法は次のとおり市町村民生委員協議会事業費補助金交付要綱(以下、本項において「交付要綱」という。)で定められている。なお、別表中の「民協」とは民生委員児童委員協議会の略である。

< 市町村民生委員協議会事業費補助金の算定方法 >

第3条 補助金の交付額は、別表に定める交付基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から市町村助成金を控除した額とを比較して少ない方の額とする。		
別表		
1 補助事業	2 交付基準額	3 補助対象経費
民生委員育成事業	当該年度 4月1日現在の 定数×1,500円	次に掲げる経費のうち知事が適当と認める経費 (1) 諸謝金 (2) 市町村民生委員協議会において臨時に雇用する者に対する賃金 (3) 旅費 (4) 需用費 (5) 役務費 (6) 委託料 (7) 使用料及び賃借料 (8) 備品購入費 (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める経費
民生委員活動促進事業	当該年度 4月1日現在の 民協会長数×5,000円	
	当該年度 4月1日現在の 民協数×230,000円	

出所：「福岡縣市町村民生委員協議会事業費補助金交付要綱」

交付要綱では、実績報告における補助金の確定は、以下の様式の「補助金精算書」によって行い、根拠となる「歳入歳出決算書妙本」を添付することとされている。

< 福岡縣市町村民生委員協議会事業費補助金精算書の様式 >

区分	総事業費 A	市町村助成金 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出額 D	交付 基準額 E	県補助金 所要額 (C,D,Eを 比較して 少ない額) F
福岡縣市 町村民生 委員協議会 事業費補 助金	円	円	円	円	円	円

出所：「福岡縣市町村民生委員協議会事業費補助金交付要綱 様式第3号」

< 市町村民生委員児童委員協議会歳入歳出決算書妙本の様式 >

				市町村名 _____
歳入				
科目	予算額	収入済額	増減	説明
県補助金				
市町村補助金				
雑収入				
合計				
歳出				
科目	予算額	支出済額	増減	説明
会議費				
研修費				
旅費				
需用費				
負担金				
予備費				
合計				
原本と相違ないことを証明する				
年 月 日				
協議会会長				印

出所：「福岡県市町村民生委員協議会事業費補助金交付要綱 様式第3号」

市町村民協からの実績報告を閲覧した結果、次のような不適当な事例が見受けられた。

A) 補助対象経費から控除されるべき収入が適切に控除されていない事例

上記の「福岡県市町村民生委員協議会事業費補助金精算書の様式」に示しているように、県補助金の所要額は「差引額C」、「対象経費支出額D」、「交付基準額E」を比較して最も少ない額として決定される。このうち「差引額C」は、総事業費から当該事業に係る収入である市町村助成金を控除して算定されることになっている。

各市町村民協からの実績報告を閲覧した結果、市町村からの助成金以外にも県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）や市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）からの補助金や助成金が当該事業に係る収入として計上されている事例が見受けられた。

本補助金の算定において、事業費から控除される収入が市町村からの助成金に限定されていることについて、県の見解は次のとおりである。

< 県の見解 >

- ・福岡県市町村民生委員協議会事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という）第3条（補助金の算定方法）において、「補助金の交付額は、別表に定める交付基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から市町村助成金を控除した額とを比較して少ない方の額とする。」と定めています。このため、市町村からの助成金は除外しています。これは、同一の事業に対する、県と市町村という行政からの二重の補助を避けるためです。
- ・各市町村民児協では、県社協や市町村社協からの補助金や助成金も事業の財源としていますが、県としては補助金交付要綱別表記載経費の実支出額を補助対象としているため、市町村補助金を除く財源については考慮していません。

出所：県の回答

県によると、「県と市町村という行政からの二重の補助を避けるため」に、市町村からの助成金については事業費から控除しているとのことである。

しかし、「社協や市町村社協からの補助金や助成金も事業の財源」とされているのであれば、当該事業に係る収入として県社協や市町村社協からの補助金や助成金も同様に控除する必要があると考えられる。

B) 補助対象経費の算定基準が明確でない事例

本補助金の補助対象経費は、実績報告として上記の「市町村民生委員児童委員協議会歳入歳出決算書妙本の様式」で作成された決算書から算定される。

しかし、次の点に関し、本補助金の補助対象経費の算定には問題があると考えられる。

< 本補助金の補助対象経費の算定に係る問題点 >

- 補助事業に係る経費について、所定の歳入歳出決算書妙本様式を各団体が自由にカスタマイズすることにより「活動費」や「事務費」などの科目が任意に追加されており、具体的な内容説明の記載もないまま当該追加科目が補助対象経費とされている団体もある一方で、補助対象外経費とされている団体もある。当該科目の金額が交付要綱に定める補助対象経費の範囲内であるのか不明である。
- 慶弔費等の交際費は補助対象外経費とされており、団体によっては「交際費」等科目を区分しているが、所定の歳入歳出決算書妙本様式には類する科目が含まれていないため、「研修費」等に含まれている場合は、当該科目の金額が補助対象経費であるかないかの検証が不可能である。
- 交付要綱では役員手当に類するものは補助対象経費には含まれていないが、「役員手当」や「役員活動費」の科目を任意に追加し、補助対象経費としている団体もあった。補助対象経費と認められた根拠が不明である。

【意見】

県は、補助金額の算定に当たり、補助事業の収入及び経費の内容を適切に確認し、審査することが望まれる。

審査の際、補助対象事業に係る収入がある場合は、市町村からの補助金以外の収入についても、原則として事業費の総額から控除することが望まれる。補助対象経費の算定基準も明確でないため、交付要綱などで補助対象外となる経費を明確に定めるとともに、歳入歳出決算書妙本の様式をより具体的に示すことが望ましい。

その際は、補助金精算のためのチェックリストを準備し、実績報告提出前に各市町村民協側で一定の自己審査を行ってもらう方法も考えられる。

イ 子育て支援課

(ア) 保育対策等促進費

< 事業概要 >

事業の概要	多様な保育サービスの推進 ・ 休日保育事業 ・ 病児保育事業 ・ 延長保育促進事業 ・ 幼稚園長時間預り保育支援事業 など
実施状況	病児保育 74 か所 (35 市町) 延長保育 922 か所 (54 市町村) 届出保育施設等衛生・安全対策 77 か所 (15 市町) 保育環境改善 3 か所 (3 市) 保育士資格取得特例等保育士確保支援 13 か所 (8 市) 幼稚園長時間預り保育 2 か所 (1 市) 認定こども園等への円滑な移行のための準備補助 1 団体 多様な事業者の参入促進 115 か所 (1 市) ファミリー・サポート・センター 31 か所 (32 市町) 子育て短期支援 ・ ショートステイ 63 か所 (32 市町) ・ トワイライト 25 か所 (15 市町) 地域子育て支援拠点 151 か所 (58 市町) 一時預かり 440 か所 (51 市町村) へき地保育 2 か所 (2 市町) 利用者支援 34 か所 (23 市町) 保育体制の強化 4 か所 (2 市町) 実費徴収に係る補足給付 延 4,772 人 (4 市町)

出所：「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間（平成 29 年度）」

< 平成 29 年度歳出決算額 >

（単位：円）

節名	平成 29 年度歳出決算額
報償費	76,950
旅費	132,352
需用費	60,000
負担金補助及び交付金	1,231,043,000
合計	1,231,312,302

出所：「平成 29 年度決算節別集計表」

① (結果) 一時預かり事業費補助金の実績報告書に係る審査の徹底について

【現状】

一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業である。一時預かり事業費補助金の概要は次のとおりである。

< 一時預かり事業費補助金の概要 >

補助金名	一時預かり事業費補助金
交付の目的	知事は、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的として、これらの事業を行う市町村に対して、補助金を交付するものである。
実施主体	市町村。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。
根拠法令	子ども・子育て支援法
事業費の負担割合	国：1/3、県：1/3、市町村：1/3 国及び県は、市町村に対して交付金（補助金）を交付する。

出所：「平成 29 年度福岡県一時預かり事業費補助金交付要綱」を基に監査人作成

< 一時預かり事業費補助金の交付実績推移 >

項目	年度				
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
交付市町村数（団体）	47	47	52	51	50
預かり件数（件）	104,615	106,374	502,329	601,967	668,854
交付実績額（千円）	121,022	104,132	178,276	194,863	210,891

出所：「県資料」

本補助金の実績報告書の提出に当たっては、次の書類を添付することが義務付けられている。

< 実績報告書提出時の添付書類 >

<p>(1)平成 29 年度福岡県一時預かり事業費補助金精算額総括表 (2)平成 29 年度福岡県一時預かり事業費補助金精算額内訳表 (3)平成 29 年度福岡県一時預かり事業費補助金事業実施状況 (4)添付資料 ・当該事業の歳入歳出決算（見込）書抄本 ・その他知事が必要と認める書類</p>

出所：「平成 29 年度福岡県一時預かり事業費補助金交付要綱 様式第 4 号」

本監査では、補助金の交付市町村のうち、交付申請書、実績報告書等について任意にサンプルを抽出し、監査を行った。

その結果、大川市から提出された実績報告書及びその添付書類をみると、本補助金の交付要綱にて添付することが義務付けられている「当該事業の歳入歳出決算（見込）書抄本」が添付されていなかった。

【指摘事項】

県によれば、各市町村から実績報告書及びその添付書類が提出された後、それら書類の審査作業を行うが、場合によっては市町村へ書類の修正等を依頼することがあり、その修正等の過程で大川市の「当該事業の歳入歳出決算（見込）書抄本」が漏れてしまったのではないかとのことである。

「当該事業の歳入歳出決算（見込）書抄本」は、実績報告書及びその添付書類に記載された各種数値と、当該市町村の歳入歳出決算数値の整合性を確かめるために、実績報告書の添付書類とされている。

このため、「当該事業の歳入歳出決算（見込）書抄本」が添付されていない場合は、実績報告書及びその添付書類に記載された各種数値との整合性が審査されていない可能性を否定できない。

したがって、県は、実績報告書の添付書類である「当該事業の歳入歳出決算（見込）書抄本」について、添付の確認及び数値の整合性等に係る審査を徹底する必要がある。

なお、審査の徹底については「（意見）地域子ども・子育て支援事業に係る補助金審査の強化について」に記載した数値の実在性、正確性等を検証するためのチェックリスト等の作成について検討することが望まれる。

② (結果) 地域子育て支援拠点事業費補助金の実績報告書に係る審査の徹底について

【現状】

地域子育て支援拠点事業とは、核家族化や地域のつながりの希薄化等が進行する中で、子育てが孤立化し、子育ての不安感や負担感が増加している等の課題に対応するために、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所となる地域子育て支援拠点を提供する事業である。本補助金の概要は次のとおりである。

< 地域子育て支援拠点事業の概要 >

補助金名	地域子育て支援拠点事業費補助金
交付の目的	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。
実施主体	市町村。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。
根拠法令	子ども・子育て支援法
事業費の負担割合	国：1/3、県：1/3、市町村：1/3 国及び県は、市町村に対して交付金（補助金）を交付する。

出所：「平成 29 年度福岡県地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱」を基に監査人作成

< 地域子育て支援拠点事業費補助金の交付実績推移 >

項目	年度				
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
交付市町村数（団体）	57	57	58	58	58
支援拠点件数（件）	144	151	153	150	151
交付実績額（千円）	441,746	290,624	299,345	307,432	315,030

出所：「県資料」

本補助金の実績報告書の提出に当たっては、次の書類を添付することが義務付けられている。

< 実績報告書提出時の添付書類 >

<p>(1)平成 29 年度福岡県地域子育て支援拠点事業費補助金精算額総括表 (2)平成 29 年度福岡県地域子育て支援拠点事業費補助金精算額内訳表 (3)平成 29 年度福岡県地域子育て支援拠点事業費補助金事業実施状況 (4)添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の歳入歳出決算（見込）書抄本 ・その他知事が必要と認める書類
--

出所：「平成 29 年度福岡県地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱 様式第 4 号」

本監査では、補助金の交付市町村のうち、交付申請書、実績報告書等について任意にサンプルを抽出し監査を行った。

その結果、水巻町から提出された実績報告書提出時の添付書類をみると、本補助金の交付要綱にて添付することが義務付けられている「補助金事業実施状況」に記載された「対象経費の実支出額」と同じく添付が義務付けられている「当該事業の歳入歳出決算（見込）書抄本」に記載された「対象経費の実支出額」は、本来金額が一致すべきであるにもかかわらず、金額が各書類で異なっていた。

＜水巻町における対象経費の実支出額の把握＞

平成 29 年度福岡県地域子育て支援拠点事業費補助金事業実施状況 に記載された「対象経費の実支出額」	13,392,961 円
当該事業の歳入歳出決算（見込）書抄本に記載された「対象経費の実 支出額」	13,392,379 円

出所：「水巻町から提出された実績報告書提出時の添付書類」を基に監査人作成

【指摘事項】

「当該事業の歳入歳出決算（見込）書抄本」は、実績報告書及びその添付書類に記載された各種数値と、当該市町村の歳入歳出決算数値の整合性を確かめるために、実績報告書の添付書類とされている。

このため、平成 29 年度福岡県地域子育て支援拠点事業費補助金事業実施状況に記載された「対象経費の実支出額」と当該事業の歳入歳出決算（見込）書抄本に記載された「対象経費の実支出額」の金額が不一致であることは、実績報告書及びその添付書類に記載された各種数値との整合性が審査されていない可能性を否定できない。

したがって、県は、実績報告書の添付書類である「当該事業の歳入歳出決算（見込）書抄本」について、添付の確認及び数値の整合性等に係る審査を徹底する必要がある。

なお、審査の徹底については「（意見）地域子ども・子育て支援事業に係る補助金審査の強化について」に記載した数値の実在性、正確性等を検証するためのチェックリスト等の作成について検討することが望まれる。

③ (意見) ファミリー・サポート・センター機能の充実について

【現状】

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者(以下「依頼会員」という。)と当該援助を行うことを希望する者(以下「提供会員」という。)との相互援助活動に関する連絡及び調整を行う事業である。

ファミリー・サポート・センター(以下「ファミサポ」という。)は、地域において依頼会員と提供会員からなる会員組織のことであり、市町村事業として実施されている。ファミサポで行われる相互援助活動の例は次のとおりである。

<ファミリー・サポート・センターの相互援助活動例>



出所：「厚生労働省ホームページ」

県は、国の交付金制度に基づき、市町村に設置されているファミサポの運営費等に対し補助金を交付している。このため、補助金交付の対象事業は、国が定めた「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき実施される事業が原則である。しかし、県は実施要綱に定められる会員数の制限を一部緩和し、県独自の上乘せ補助を行うことで市町村におけるファミサポの設置促進を図っている。

本補助金の概要は次のとおりである。

<子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)費補助金の概要>

補助金名	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)費補助金
交付の目的	知事は、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後時の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的として、これらの事業を行う市町村に対して、補助金を交付するものである。
根拠法令	子ども・子育て支援法
実施主体	市町村。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

<p>交付の対象等</p>	<p>(1)子育て援助活動支援事業 市町村が、実施要綱に基づき実施する事業</p> <p>(2)安心子育て支援強化事業 市町村が、実施要綱の基本事業に基づき実施する事業で、会員数については30人以上50人未満とする。 ※(2)は県独自の上乗せ補助である。 <参考>実施要綱で定められる事業の内容</p> <p>(1)基本事業 ファミリー・サポート・センターを設立して、次の相互援助活動を実施する。<u>会員数は50人以上とする。</u> ア 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり イ 保育施設等までの送迎 ウ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり エ 学校の放課後の子どもの預かり オ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり カ 買い物等外出の際の子どもの預かり</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業 次の相互援助活動を実施する。会員数は問わない。 ア 病児及び病後児の預かり イ 宿泊を伴う子どもの預かり ウ 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり エ 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の間の送迎</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者(生活保護世帯、市町村民税非課税世帯)及びダブルケア負担の世帯(育児と親等の介護を同時に行っている世帯)の利用支援 次の利用支援を実施する。会員数は問わない。 ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員を優先して調整 イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応 ウ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員への助成</p>
<p>事業費の負担割合</p>	<p>(1)子育て援助活動支援事業 国：1/3、県：1/3、市町村：1/3 国及び県は、市町村に対して交付金（補助金）を交付する。</p> <p>(2)安心子育て支援強化事業 県：1/2、市町村：1/2 県は、市町村に対して補助金を交付する。</p>

出所：「平成29年度福岡県子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）費補助金交付要綱」及び「実施要綱」を基に監査人作成

<子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）費補助金の
 交付実績推移> (単位：団体、千円)

項目	年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
ファミリー・サポート・センター設置市町村数		21	24	27	31	33
交付市町村数		21	24	27	31	33
交付実績額	(1)子育て援助活動支援事業	54,726	39,636	44,122	46,807	48,054
	(2)安心子育て支援強化事業	-	-	441	222	225
	合計	54,726	39,636	44,563	47,029	48,279

出所：「県資料」

【意見】

ファミサポについて、県へのヒアリング及び県資料の閲覧等を行った結果、次のような課題があると考えられる。

<ファミリー・サポート・センターについて考えられる課題>

<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県におけるファミリー・サポート・センターの設置市町村数は、平成29年度末時点で33市町村であり、特に県内の町村において32町村中21町村は未設置である。 ・提供会員の報酬は一般的に低廉であり、基本的にはボランティアという側面が強い。また、子どもを預かる事についての責任も重い。このようなことから、提供会員として登録者数も限定的であり、提供会員不足になっていると考えられる。 ・提供会員になるには会員登録時に講習を受けることとされているが、市町村によって実施される講習の内容や時間は様々であり、依頼会員の子どもを預かる事についての安全面の知識等が不足している可能性を否めないと考えられる。 ・当該事業が円滑に運営されるためには、依頼会員のニーズと提供会員の活動がマッチしていることが重要である。しかし、例えば、早朝や夕方・夜間における子どもの預かりについて、そのニーズを満たせる提供会員は限定的になってしまう等依頼会員のニーズを満たせていないケースは多いと考えられる。

また、民間事業者が子育てサポートとして、市町村が設置するファミサポに類似又は代替する事業を行っているケースも見受けられる。

前述のとおり、県は独自の補助制度を設けることで、国が実施要綱で定める以上の支援を市町村に対して行っている。

しかし、上記の課題及び民間事業者によるファミサポに類似又は代替する事業の可能性を踏まえ、県は広域的な行政主体として、ファミサポ機能の充実に向けて、次のような事項を検討することが望まれる。

<ファミリー・サポート・センター機能の充実に向けた検討事項案>

県内における各ファミリー・サポート・センターの実態について次項を参考に調査及び分析を行うことが望まれる。

- ・ファミリー・サポート・センターの設置・運営に係る具体的かつ詳細な課題
- ・既設置ファミリー・サポート・センターの目標の達成状況
- ・未設置市町村における未設置の具体的かつ詳細な理由
- ・各市町村におけるファミリー・サポート・センターに類似又は代替する事業（民間事業者等が実施する事業を含む）の有無・内容

の調査及び分析結果を踏まえ、市町村等に対する追加的な支援策の検討（講習会開催費、会員向け交流会の開催費、提供会員の処遇改善等に関する助成制度の拡充、広域連携の推進等）

市町村向け、ファミリー・サポート・センターの運営主体向け研修会・交流会の拡充（回数の増加。効果的運営、安全面、市町村担当者間・ファミリー・サポート・センターの運営主体間の意見交換等）

④ (意見) 地域子ども・子育て支援事業に係る補助金審査の強化について

【現状】

国は、急速な少子化の進行、深刻な待機児童問題、子ども・子育て支援が質的・量的ともに不足していること等を背景として、平成 24 年に子ども子育て支援法等を制定し、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、地域子ども・子育て支援事業を推進している。

地域子ども・子育て支援事業の実施主体は市町村であり、国及び都道府県は、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付することができる。

<子ども・子育て支援法>

(市町村の支弁) 第 65 条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。 一～二 (略) 三 地域子ども・子育て支援事業に要する費用 第 66 条 (略) (都道府県の負担等) 第 67 条 (略) 2 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第 65 条の規定により市町村が支弁する同条第 3 号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。 (市町村に対する交付金の交付等) 第 68 条 (略) 2 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第 65 条の規定により市町村が支弁する同条第 3 号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
--

出所：「子ども・子育て支援法」

このため、国は子ども子育て支援交付金（以下「国の交付金制度」という。）を創設し、平成 27 年度から市町村へ交付している。

また、県においても、国の交付金制度に基づき、地域子ども・子育て支援事業として市町村に補助金を交付している。平成 29 年度に県が市町村へ交付した補助金の交付実績は、次のとおりである。

<平成 29 年度地域子ども・子育て支援事業に係る補助金交付実績> (単位：千円)

事業名称	金額
利用者支援事業	101,266
地域子育て支援拠点事業	315,030
乳児家庭全戸訪問事業	67,519
養育支援訪問事業	27,193
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	18,361
子育て短期支援事業	6,941
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	48,054
一時預かり事業	210,891
延長保育事業	277,433
病児保育事業	277,663
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	2,548,232
実費徴収に係る補足給付を行う事業	1,420
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	3,337

出所：「県資料」

県は、補助金等の額を確定する場合は、各補助金の交付要綱及び県の補助金等交付規則に基づき、補助金額及び内容について審査等を行う必要がある。

<福岡県補助金等交付規則>

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

出所：「福岡県補助金等交付規則」

本監査において、県へ地域子ども・子育て支援事業に係る補助金の審査についてヒアリングを行った際、次のような回答が得られた。

<補助金審査に係る県からの回答>

- ・各補助金の実績報告書における補助金精算書、補助金精算書内訳表、歳入歳出決算書抄本等について、各書類に記載されている金額の整合性確認は行なっている。
- ・しかし、補助金精算書内訳表に記載されている日数、時間数、人数等の各数値については、その基礎資料まで遡り数値の実在性、正確性等を検証するまでには至っていない。
- ・市町村が補助対象であり、第一義的には市町村で補助金額の確認が行われているはずであり、県が改めて基礎資料まで遡った資料まで行う必要性は高くない。

出所：「県からの回答」

上記の回答にある「第一義的には市町村で補助金額の確認が行われている」ことについて、市町村で確認した証跡を示す書類は、各補助金の実績報告書には添付されていない。

また、補助金の審査に当たって、審査の項目、審査の要点及び審査に係る具体的な対応事項等が組織として事前に検討・整理されていない。

さらに、「（結果）一時預かり事業費補助金の実績報告書に係る審査の徹底について」、「（結果）地域子育て支援拠点事業費補助金の実績報告書に係る審査の徹底について」に記載したとおり、補助金の審査が適切に行われていない事例が発見された。

【意見】

上述のとおり、補助金の審査については、補助金額の基礎資料まで遡り数値の実在性、正確性等を検証するまでには至っていない。また、第一義的には市町村で補助金額の確認が行われているとしても、市町村で確認されたとの証跡を示す書類は、各補助金の実績報告書には添付されていない。さらに、本監査において補助金の審査を適切に行っていないとみられる事例も発見されている。

このため、県は、地域子ども・子育て支援事業に係る補助金について、市町村において第一義的に補助金額の基礎資料等による確認が行われているとすれば、その確認結果を添付書類として提出することを依頼する等、審査の強化を検討することが望まれる。

具体的には、補助金額算出の根拠となる日数、時間数、人数等の各数値について、その基礎資料まで遡り数値の実在性、正確性等を検証するためのチェックリスト等を作成し、市町村に当該チェックリスト等で確認することを依頼することが考えられる。

また、県が補助金の審査を行う際は、審査の項目、審査の要点及び審査に係る具体的な対応事項等、審査の各項目等を整理したマニュアルを作成し、審査時に活用することが考えられる。

地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、都道府県は広域自治体として市町村を支えとともに、事業が健全に運営されるよう助言・援助等を行う必要がある。県は、この趣旨を踏まえ、補助金に係る審査の強化について検討することが望まれる。

<都道府県の役割>

広域自治体として、国の基本指針を踏まえて「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。また、新制度の給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行う。

出所：内閣府ホームページ「子ども・子育て関連3法について」

(イ) 子育て応援社会づくり推進費

< 事業概要 >

事業の概要	○少子化の流れを変えるため、独身者に出会いの機会を提供して結婚のきっかけづくりを行うとともに、店舗や企業が子育て応援に取り組むことを通じて、家族を持つことや子育てを社会全体で応援する気運の醸成を図り、子育て応援社会づくりを推進する。
実施状況	<p>「出会い応援団体」として県に登録した企業や団体等が行う出会いイベント情報をメールマガジン「あかい系めーる」で情報発信 (出会い応援団体数 659 団体、イベント開催回数 387 回、延べ参加者数 7,709 人、メルマガ会員数 7,864 人)</p> <p>地域の結婚応援関係者(市町村、出会い応援団体等)を対象にした交流会、研修会の開催(受講者数 111 人)</p> <p>トータルライフプランを主体的に考えさせるためのセミナーの開催(開催回数 31 回、延べ参加者数 1,366 人)</p> <p>出会いイベント等に役立つスキルの向上をサポートするセミナーの開催(開催回数 70 回、延べ参加者数 862 人)</p> <p>東京都内において結婚や今後の人生について考えてもらうセミナー及び交流会の開催を実施(参加者数約 144 人)</p> <p>ふくおか出会い・子育て応援協議会の開催</p> <p>「子育て応援の店」の募集、登録、広報等(登録店舗数 21,348 店舗)</p> <p>「ふくおかみんなで家族月間」キャンペーンの実施(協賛イベント 275 件)</p> <p>地域少子化対策重点推進交付金(11 市町)</p> <p>結婚新生活支援補助金(10 市町)</p>

出所:「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間(平成 29 年度)」

< 平成 29 年度歳出決算額 >

(単位:円)

節名	平成 29 年度歳出決算額
報償費	160,400
旅費	197,520
需用費	430,365
役務費	44,658,023
使用料及び賃借料	49,240
負担金補助及び交付金	25,791,869
合計	71,287,417

出所:「平成 29 年度決算節別集計表」

① (意見)にこにこ家族づくりポータルサイト事業に係る効果検証の実施について

【現状】

にこにこ家族づくりポータルサイトとは、県が運営する結婚・子育てを応援するウェブサイトで、平成 26 年度から運営されており、結婚から妊娠、出産、子育てまでライフステージに応じた切れ目のない支援の情報を発信している。

同ウェブサイトのサイトマップによれば、次のような情報が掲載されている。情報は、大きく「結婚応援広場」と「子育て応援広場」の 2 つに区分されており、結婚応援広場では結婚を希望する方への出会い応援等の情報が、子育て応援広場では年齢別・目的別や市町村別の子育て情報がそれぞれ掲載されている。

< にここにこ家族づくりポータルサイトの主な掲載情報 >

総合 ・総合トップページ ・お問合せ ・個人情報の取り扱いについて	・あなたのライフプランデモ ・サイトポリシー
結婚応援広場 ・結婚応援広場トップページ ・動画 ・出会いを探す	・新着情報 ・特集記事 ・縁結び・デートスポット
子育て応援広場 ・子育て応援広場トップページ ・施設・サークル情報 ・相談したい子育て情報 ・イクジイ・イクバア応援	・ニュース ・知りたい子育て情報 ・イクメン応援 ・働くママ応援

出所：「福岡県にここにこ家族づくりポータルサイト」を基に監査人作成

同ウェブサイトを開覧してみると、「あなたのライフプランデモ」では、自分の年齢等を入力することで、今後の家族の年齢やライフイベント等が表で表示され、今後のライフプランを考えるヒントになると考えられる。

また、「知りたい子育て情報」では、「赤ちゃんができたら」や「出産したら」といったステージ別、「0～5歳」や「小学生」といった年齢別及び「子どもがほしい」や「子育てに関するサポート」といった目的別で、それぞれ情報を検索することができ、得たい情報までスムーズに到達できる設計になっていると言える。

県が平成29年度に同ウェブサイトの充実、運営・管理のために要した費用及び内容は次のとおりである。

< 平成29年度における要した費用等 >

内容	金額
「福岡県にここにこ家族づくりポータルサイト」運営・管理に係る委託業務	289千円

出所：「福岡県にここにこ家族づくりポータルサイト」運営・管理業務委託料の額の確定通知書」

【意見】

上記のとおり、にここにこ家族づくりポータルサイトは有用な情報を含んでいると考えられるが、次の状況を踏まえると、県民にとって利便性の高いウェブサイトとは必ずしも言い難いとも考えられる。

同ウェブサイトの「子育て応援広場」における「市町村別子育て情報」では、「子どもがほしい」、「子育てに関するサポート」等の目的別に市町村毎の情報が掲載されているが、県内市町村のすべての子育て情報が記載されていない状況にある。

また、「子育て応援広場」における「子どもと遊ぶ・お出かけする」や「子どもの健康・医療」の各ページについては、子どもと遊ぶことのできる施設情報や医療機関等に関する情報量が少ない印象である。

さらに、利用者が同ウェブサイトを開覧する場合には、インターネットにおける結婚や子育てに関する情報の検索性の高さも重要であると考えられる。しかし、監査人が検索サイトにおいて「福岡、子育て」、「福岡、出会い」又は「福岡、結婚」で検索した結果、同ウェブサイトは検索結果の上位には表示されなかった。

よって、以上の内容、及び、福岡県にここ家族づくりポータルサイトは運営開始から3年以上を経過していることに鑑み、県は、ウェブサイトの目的達成の程度、利用者に対する有用性、情報の更なる充実等に要するコスト等の観点からウェブサイトの効果検証を行うことが望まれる。また、検証の結果を踏まえ、同ウェブサイトにおける情報の充実強化や情報の改編等の対応を検討することが望まれる。

(ウ) 保育所等に対する指導監査

① (結果) 指導監査における施設等からの改善報告書提出期限遵守の徹底について

【現状】

県は、保育所等に対して指導監査を実施し、施設基準の遵守及び事業の適正な運営の確保に努めている。指導監査は「ア 福祉総務課 (ア) 社会福祉法に定める社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査 (意見) 指導監査業務における外部専門家の利用の検討について」に記載した法令、要綱等に準拠して原則として毎年度1回実施されており、複数の職員により監査班を編成し、監査対象施設等の代表者等に対して事前に関係書類の準備を依頼した上で、関係書類の検査や施設への立入調査を行っている。

指導監査終了後は、改善を求める必要があると認められる事項を監査対象施設等の代表者等に口頭で説明し、後日指摘事項を記載した「指導監査結果」を文書として送付している。その後、指摘を受けた監査対象施設等は、改善状況を「改善報告書」として文書で県に改善報告を行っている。

監査対象施設等からの「改善報告書」を閲覧したところ、「改善報告書」の提出が所定の回答期限より遅れているケースが散見され、特に次の粕屋保健福祉事務所所管の届出保育施設に関しては、提出が回答期限を6か月超遅れて「改善報告書」が提出されている事例が見受けられた。

< 改善報告書の提出遅延の状況 >

施設名	指導監査実施日	改善報告書提出日	指導事項
保育施設 B	H29.5.29	H30.1.9	1. 文書指導事項 なし 2. 口頭指導事項 継続して保育している乳幼児の定期健康診断を1年に2回(おおむね6か月毎に実施)、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行ってください。
保育施設 C	H29.5.29	H30.1.18	1. 文書指導事項 主たる開設時間帯において、保育に従事する者(以下「保育従事者」という。)に保育士又は看護師の資格を有するものを配置していませんので、乳幼児に応じて必要となる保育従事者総数の3分1以上(ただし、保育従事者が2人の場合は1人以上)の保育士又は看護師(准看護師を含む)の資格を有する者を選び、配置してください。 2. 口頭指導事項 (1) 継続して保育している乳幼児の定期健康診断を1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行ってください。なお、入所時の健康診断は、なるべく入所決定前に行い、未実施の場合は入所後速やか(1か月以内)に行ってください。 (2) 施設及びサービスに関する内容の提示について、「事業を開始した年月日」を追記してください。 (3) 避難訓練は、不審者及び風水害を想定した訓練を各々年1回以上行い、実施状況等の記録を残してください。なお、火災を想定しない避難訓練等を実施した月も消火訓練(模擬訓練を含む)は行い、実施状況等の記録を残してください。

施設名	指導監査 実施日	改善報告書 提出日	指導事項
保育施設 D	H29.6.22	H30.1.30	<p>1. 文書指導事項</p> <p>(1) 管理者1名で乳幼児10名ほどの保育をしている期間がありましたので、従業者が従事できなくなった場合でも速やかに補充できるよう配慮し、主たる開所時間は常時、複数の保育事業者を配置するよう徹底してください。</p> <p>(2) 保育室が2階に設けられていますが、1階への階段が1か所しかありませんので、非常口その他非常災害に必要な設備を設置する等避難・防火対策に万全を期してください。</p> <p>(3) 避難訓練は、不審者を想定した訓練を年1回以上行い、実施状況等の記録を残してください。なお、不審者を想定した避難訓練を実施した月も含め消火訓練（模擬訓練を含む）は毎月行い、実施状況等の記録を残してください。</p> <p>(4) 労働基準法第107条の規定に基づく労働者名簿を作成し、労働者の氏名、雇入れ、退職の年月日及びその事由等を記載し保存してください。また、労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳を作成し、労働者の氏名、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給等賃金支払の都度記載し、保存してください。</p> <p>(5) 継続して保育している乳幼児の健康診断を入園児及び1年に2回行ってください。</p> <p>(6) 窓に転落防止設備がないので幼児が窓を開けられないようにするなど、転落防止対策を徹底してください。</p> <p>(7) 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えてください。</p> <p>2. 口頭指導事項</p> <p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防のため、睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察し、その記録を残してください。</p> <p>(2) サービスの利用者に交付する契約内容の書面に以下の事項を追記してください。</p> <p>ア 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>イ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p>

出所：「届出保育施設等立入調査結果」「改善報告書」を基に監査人作成

国からの通知に基づき、県が策定している「届出保育施設等に対する指導監督要綱」によると、次のとおり、おおむね1か月以内の報告期限を設定し、改善報告書の提出を求めらるものとしている。

< 改善報告書の提出期日に関する国の通知 >

2 改善指導

(1) 改善指導の対象

立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求めると認められる認可外保育施設については、文書により改善指導を行うこと。

(4) 改善指導の手順

ア 改善指導の内容

立入調査実施後概ね 1 か月以内に、改善されなければ児童福祉法第 59 条第 3 項に基づく改善報告及び同法第 59 条第 4 項に基づく公表等の対象となりうることを示した上で、改善すべき事項を文書により通知すること。

この場合、概ね 1 か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めると。また、改善に時間を要する事項については、概ね 1 か月以内に改善計画の提出を求めると。

出所：「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成 28 年 6 月 20 日雇児発 0620 第 27 号)

< 改善報告書の提出期日に関する県の規定 >

第 11 条 知事は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求めると認められる届出保育施設等に関しては、おおむね 1 か月以内の報告期限を記載した文書（様式第 9 号）による改善指導を行い、当該届出保育施設等から改善の状況及び計画の提出を求めるものとする。

出所：「届出保育施設等に対する指導監督要綱」(平成 28 年 4 月 1 日施行)

【指摘事項】

指導監督の目的は、監査対象施設等の適正な運営を確保し、利用者が安心して利用できる環境を確保することにある。

「改善報告書」の提出が遅れていた施設への指導事項の中には、保育士の配置不足や防災対策の不備等利用者の安全の確保の観点から見て重大な事項も含まれている。

特に保育施設は、自ら安全を確保することが難しい子どもが利用する施設であることから、これら事項の改善状況を適時に把握し、改善を促すことは、監督機関たる県の重要な役割である。

県は、認可施設はもちろん今後も増加が見込まれる届出保育施設の指導監督を適切に行う体制を確保し、改善報告書の提出期限が遵守されるよう、監査対象施設等への指導を徹底する必要がある。

② (意見) 情報システムの導入等による指導監査業務の効率化について

【現状】

県は、保育所等に対し、「ア 福祉総務課 (ア) 社会福祉法に定める社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査 (意見) 指導監査業務における外部専門家の利用の検討について」に記載した法令、要綱等に準拠して指導監査を実施し、施設基準の遵守及び事業の適正な運営の確保に努めている。

指導監査は原則として毎年度 1 回実施されており、複数の職員により監査班を編成し、監査対象施設等の代表者等に対して事前に関係書類の準備を依頼した上で、関係書類の検査や施設への立入調査を行っている。

指導監査終了後は、改善を求める必要があると認められる事項を監査対象施設等の代表者等に口頭で説明し、後日指摘事項を記載した「指導監査結果」を文書として送付している。その後、指摘を受けた監査対象施設等は、改善状況を「改善報告書」として文書で県に改善報告を行っている。

県は、適宜改善状況の確認を行い、過年度の指導課結果等も考慮し、良好に運営されていると認められる施設に関しては立入調査を 2 年に 1 回とするなど、翌年度以降の指導監査の実施計画に反映させている。

県では、これらの指導監査計画の立案から指導監査結果の整理、問い合わせ対応など指導監査に係る業務全般を紙ベースで管理運用している。

そのため、過年度の指導監査結果の整理や照会、改善報告のフォローなどに手間を要し、「(結果) 指導監査における施設等からの改善報告書提出期限遵守の徹底について」に記載したような改善報告提出の大幅遅延の一因になっていると考えられる。

また、指導監査は一定の専門性を必要とし、どの程度の不備を指摘事項とするかは各保健福祉環境事務所間や担当者毎に判断にばらつきがあるため、事務所内会議等により適宜指摘事項の水準の統一に努めている。しかし、県では人事異動によって数年単位で指導監査の担当者も交代となることや、監査の根拠となる通知が多岐に渡り毎年度のように更新されることから、指導監査の知識・経験の蓄積と引き継ぎが課題となっている。

さらに、過去の指導監査記録は各保健福祉環境事務所に紙ベースで保管されている状況であり、情報セキュリティの面からも問題があると考えられる。

【意見】

一般的に、情報システムを利用することによって情報共有を容易に行うことが可能となり、人為的ミスの軽減など、業務の効率化を図ることができる。また、過去の記録の照会や現在の記録との比較を容易に行うことが可能となるため、データをより有効に利用することができる。さらに、情報システムを利用することで過去のノウハウが標準化され、各保健福祉環境事務所間の判断基準の統一や、作業の代行や担当者交代時の引き継ぎも容易になると考えられる。

県は、より効率的かつ効果的に指導監査業務を実施するため、情報システムを導入し、指導監査業務の標準化、各種記録のデータベース化及び情報セキュリティ水準の向上を検討することが望まれる。これにより、「(結果) 指導監査における施設等からの改善報告書提出期限遵守の徹底について」に記載したような指摘事項が生じないよう、システム上のアラート機能等も活用して期日・期限管理を徹底することが望まれる。

なお、情報システム導入の検討に当たっては、費用対効果を考慮する必要がある。その際、保育所等への指導監査は法定業務として国レベルで実施されていることを踏まえ、例えば九州全域で広域連携して構築を進めるなど、導入コストを抑える工夫を図ることも望まれる。

また、指導監査の受検者側で不備の有無についてあらかじめ確認ができる自己点検チェックリストを整備し、これを事前に提出させた上で指導監査を行うことも効率化に資すると考えられる。さらに、当該自己点検チェックリストについても、結果を情報システムに取り込む仕様にすることによって容易に参照することができると考えられる。

③ (意見) 県ホームページに掲載されている「届出保育施設一覧」掲載情報の更新について
【現状】

福岡県庁ホームページの「しごと・産業」面の「就職支援・職業能力開発・人材確保」の「子育て女性の就職支援」ページに「届出保育施設の情報」として、届出保育施設一覧(エクセル版及びPDF版)が掲載されている。このページに関する問い合わせ先は、子育て支援課との記載があり、「届出保育施設の個別情報」として次の掲載がある。

< 県ホームページにおける届出保育施設の一覧の紹介 >

届出保育施設等については、事業主が雇用する従業員の乳幼児のみを預かる事業所内保育施設等一部の施設を除き、施設開設した際に必要事項を県に届け出ることが法律で義務づけられています。(児童福祉法第59条の2)

届出られた事項をもとに「届出保育施設一覧」として、各届出保育施設の情報を掲載しております。

また、届出保育施設のうち、県の立入調査により認可外保育施設指導監督基準に全て適合していると確認された施設については、「基準適合届出保育施設」として掲載しております。

施設からの届出及び県が調査をしたときから現在までに届出内容等の変更がある場合がありますので、利用する前には、必ず各届出保育施設にお問い合わせください。

出所：県ホームページ

平成30年8月29日に嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所及び8月30日に粕屋保健福祉事務所において、管内の平成29年度開設施設の届出関係書類ファイルの一部と当該「届出保育施設等一覧」(平成30年3月31日まで届出分)を照合したところ、次の情報が更新されていなかった。

< 情報が更新されていなかった事例 >

- (1) E施設(鞍手郡鞍手町)について、平成30年1月26日付けで認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書及び福岡県基準適合届出保育施設証明書を施設に対して交付した旨の内部通知(子育て支援課保育係から嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所社会福祉課宛て;平成30年5月8日付け)がファイルされているが、届出保育施設一覧には「基準適合届出保育施設」としての掲載がなかった。
- (2) 企業主導型保育事業F施設(糟屋郡粕屋町)について、平成30年1月23日の現地立入調査の結果、「運営の実態なし」との報告書があるが、届出保育施設一覧には、そのような情報の掲載はなかった。

【意見】

県ホームページには、上記のとおり、「届けられた事項をもとに掲載しており、施設からの届出及び県が調査をしたときから現在までに届出内容等の変更がある場合がある」旨の注意が記載されている。しかしながら、掲載情報のうち「基準適合届出保育施設に該当するかどうか」、「施設の開設届出以降の未開設、閉鎖」などの情報は、施設の利用者にとって重要かつ有用な情報であり、施設からの届出による情報ではなく、県の立入調査等によって県が把握できる情報である。

このような重要かつ有用な情報で県が把握できる情報は、届出保育施設が増加している現状を踏まえ、担当部署の体制整備などを検討の上、適時に更新掲載することが望まれる。

ウ 児童家庭課

(ア) 児童相談所関係

① (意見) 市町村地域防災計画への記載要請について

【現状】

県は、県内 6 か所に児童相談所を設置しており、その一つである大牟田児童相談所は、所在する大牟田市の浸水想定区域図によると、1メートル以上2メートル未満の浸水想定区域の中にある。

水防法及び平成 30 年 5 月に改訂された県の地域防災計画(基本編・風水害対策編)において、次のとおり記載されており、市町村は市町村防災計画において、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村防災計画に定めるものとしてされている。

<水防法>

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第 15 条 市町村防災会議(災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第 14 条第 1 項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第 14 条の 2 第 1 項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第 1 項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第 4 号八に掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

(1)～(3) 省略

(4) 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第 3 項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 省略

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第 15 条の 3 において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 省略

(5) 省略

出所：「水防法」

<福岡県地域防災計画>

市町村は、洪水浸水想定区域の指定のあつたときは、市町村防災計画において、(中略)要配慮者利用施設(主として高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの(中略)について、これらの施設の名称及び所在地について市町村防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

出所：「福岡県地域防災計画(基本編・風水害対策編)平成 30 年 5 月改訂」

大牟田市の地域防災計画を見ると、資料編に社会福祉施設等の名称及び所在地が記載されているが、大牟田児童相談所は記載されていない。

一方、大牟田児童相談所では、水防法第 15 条の 3 に基づき避難確保計画（洪水等）を作成している。

大牟田児童相談所は、一時保護所を併設しており、ケアが必要な乳幼児や児童が利用する可能性がある施設である。

<水防法>

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）
第 15 条の 3 第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

出所：「水防法」

【意見】

県は、大牟田市に対し、市町村防災計画において要配慮者利用施設として記載するよう要請することが望まれる。

なお、現地調査の結果、浸水が想定される 1 階部分には、児童相談等に関する資料が保存されている状況であった。利用児童及び職員の安全確保が最優先であるが、それに加え、災害時におけるこれら資料等の移動等取扱いについてもあらかじめ定めておくことが望まれる。

② (意見) 児童相談所における一時保護委託料の請求時期の統一について

【現状】

児童相談所では、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童福祉法第 33 条に基づき、児童の一時保護を行う。

児童の一時保護は、児童相談所の一時保護所の利用を原則とするが、児童の状況によっては、適切な者（以下「一時保護委託者」という。）に一時保護を委託することができる。

< 児童福祉法第 33 条 >

第 33 条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第 26 条第 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第 27 条第 1 項又は第 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

出所：「児童福祉法」

「児童相談所運営指針の改定について」(平成 10 年 3 月 31 日付児発第 247 号厚生省児童家庭局長通知)では、委託一時保護を行う一定の理由として次の場合が挙げられている。

< 一時保護委託が実施される理由 >

- [1] 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難な場合
- [2] 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でないとして判断される幼児の場合
- [3] 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合
- [4] 非行、情緒障害あるいは心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- [5] これまで育ててきた人間関係や育ててきた環境などの連続性を保障することが必要な場合（例えば、その子どもが住んでいる地域の里親・児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員などに委託することが適当な場合）
- [6] 現に児童福祉施設への入所措置や里親への委託が行われている子どもであって、他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関において一時的に援助を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- [7] その他特に必要があると認められる場合

また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、児童福祉法第 28 条第 1 項の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

出所：「厚生労働省ホームページ」

一時保護委託は、児童相談所が一時保護委託先へ児童の一時保護を依頼して実施する。一時保護委託先での一時保護が終了した後、一時保護委託先から児童相談所へ請求書及び児童一時保護費内訳表が送付される。

業務の締め及び請求書送付の時期は明文化されていないため、一時保護委託先によっては、月次締め翌月請求や四半期ごとの請求のところもあれば、一定期間分をまとめて請求するところもある。

本監査の福岡、大牟田及び宗像児童相談所の現地調査において、請求の状況を査閲したところ、次のような状況が発見された。

< 検出事項 >

児童相談所名	検出事項
福岡児童相談所	平成 29 年 9 月に実施した一時保護委託について、平成 30 年 5 月（出納閉鎖期間中）に請求が行われたケース。
宗像児童相談所	平成 29 年 6 月に実施した一時保護委託について、平成 30 年 4 月（出納閉鎖期間中）に請求が行われたケース。

出所：「支出負担行為決議書兼支出命令書」「請求書」及び「児童一時保護費内訳表」を基に監査人作成

このような場合、次のような問題が発生する可能性がある。

< 問題点 >

<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護委託の実施から請求までに大幅なタイムラグがあり、場合によっては支払漏れが生じうる。 ・出納閉鎖期間中の請求であり、仮に予算が足りない場合、流用等の手続に時間を要し、支払えない可能性がある。 ・上記の影響による事務作業の増加の可能性がある。
--

また、一時保護委託の実施から請求の時期が明文化されていない場合、一時保護委託先ごとに請求の時期が異なることになるため、請求書が到達する都度、支払事務を行う必要があり、請求の時期が明文化され請求の時期が統一されている場合と比較して事務作業が煩雑である。

【意見】

業務の締め及び請求書送付の時期を、例えば「当月委託業務実施分を翌月末までに請求する」や「四半期分を四半期終了月の翌月末までに請求」など、一定のルールとして統一するとともに、その旨を明文化することによって、適切な予算執行への対応、請求消込の正確性の確保及び事務作業の効率化を行うことが望まれる。

③ (意見) 児童相談所における給食の献立の共通化について

【現状】

一時保護所を設置する福岡児童相談所、久留米児童相談所、田川児童相談所及び大牟田児童相談所では、保護した児童に対して給食(朝食、昼食、おやつ、夕食)を提供している。

給食は、各一時保護所において担当職員が毎食献立を作成し、それに基づき調理されている。

一時保護所ごとに別々の献立を作成することは、すべての一時保護所の献立を共通化させる場合と比較して、給食に係る事務負担の観点から効率的ではないと考えられる。

【意見】

すべての一時保護所、もしくは他の県施設と献立を共通化させ、各一時保護所における給食に係る事務負担の軽減及び事務の効率化を行うことが望まれる。

(イ) 児童虐待防止対策強化費

< 事業概要 >

事業の概要	・医療機関と地域の関係機関の連携体制の強化及び児童相談所・市町村における児童の安全確認のための体制強化に要する経費
実施状況	・児童虐待防止医療ネットワーク事業 9,482,000 円 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 18,361,000 円

出所：「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間（平成 29 年度）」

< 平成 29 年度歳出決算額 >

（単位：円）

節名	平成 29 年度歳出決算額
報酬	18,595,907
共済費	2,622,655
報償費	2,835,822
旅費	6,264,708
需用費	262,729
委託料	1,235,000
使用料及び賃借料	264,882
負担金補助及び交付金	17,904,140
合計	49,985,843

出所：「平成 29 年度決算節別集計表」

① （結果）市町村に対する補助金の適切な審査について

【現状】

県は、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的として、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る市町村に対し、福岡県子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金を交付している。その算定方法は次のとおり子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金交付要綱（以下、本項において「交付要綱」という。）で定められている。

<子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金の算定方法>

第4条 この補助金の交付額は、次により算出する。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組 (1) 児童福祉司任用資格のための研修(講習会)の受講 <p style="text-align: right;">受講人数×80,000円</p> (2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 <p style="text-align: right;">受講人数×80,000円</p>	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に必要な経費(報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金等)	1 / 3
2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 <p style="text-align: right;">1市町村当たり 3,000,000円</p>		
3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 <p style="text-align: right;">1市町村当たり 660,000円</p>		
4 地域ネットワーク構成員と訪問事業等との連携を図る取組 (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施 実施要項の3(4)の取組のみを実施している場合 <p style="text-align: right;">1市町村当たり 720,000円</p> (2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施 実施要項の3(4)及びの取組のみを実施している場合 <p style="text-align: right;">1市町村当たり 2,520,000円</p>		
5 地域住民への周知を図る取組み <p style="text-align: right;">1市町村当たり 640,000円</p>		

出所:「福岡県子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金交付要綱」

上記別表における「実施要項」とは、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要項であり、事業の内容について次のとおり定められている。

<地域ネットワーク構成員と訪問事業等との連携を図る取組に関する規定>

3 事業の内容

調整機関に職員（非常勤職員等を含む。以下「調整機関職員」という。）を配置し、次の（１）から（５）のいずれかを実施すること。

（１）～（３）省略

（４）地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組

地域ネットワークと訪問事業等の連携を図るため、次の 又は 及び の取組を行う。

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークが訪問者と協力して支援を行う取組。

地域ネットワークの調整機関として子どもや家庭の状況等を把握し、支援機関を選定する際の判断をより円滑に行うための家庭等への訪問による情報収集を行う取組や、利用者支援事業や妊娠・出産包括支援事業等との連携により、要支援事例についての役割分担や、支援対象者が地域ネットワークによるケース管理に移行する場合に必要な相互の調整を図る取組。

（５）省略

出所：「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要項」

本補助金の平成 29 年度の各市町村からの実績報告書を閲覧したところ、宗像市からの実績報告に次のような不備が見受けられた。

A) 補助対象経費の記載誤り

宗像市からの実績報告額算定票では、一部の項目について補助対象経費の額が事業費の額を上回って記載されていた。

<平成 29 年度の宗像市からの実績報告額>

(単位：円)

交付要綱における項目	事業費	補助対象経費	基準額
交付要綱 1 (2)	574,838	428,020	480,000 (6名×80,000)
交付要綱 3	15,000	71,220	660,000
交付要綱 5	278,316	351,440	640,000
合計額	868,154	850,680	1,780,000

出所：「実績報告額算定票（宗像市）」を基に監査人作成

本来、事業費の全部又は一部が補助対象経費となるため、事業費 補助対象経費となるが、上記のように交付要綱 3 及び 5 の項目において、補助対象経費が、それぞれ 56,220 円、73,124 円の計 129,344 円事業費を上回っている。

なお、県によれば、補助金交付額は補助対象経費の合計額を利用して算定されることになるため、内訳の記載を誤っても交付額には影響はないとのことである。

B) 実績報告書の提出遅延
市町村から県への実績報告書の提出期限については、交付要綱に次のように定められている。

< 実績報告の提出期限に関する規定 >

(実績報告)

第10条 市町村長は、補助事業が完了したときは、その日から1月を経過した日又は平成30年4月10日のいずれか早い日までに、様式第6号により知事に報告しなければならない。

出所：「福岡県子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金交付要綱」

しかし、実績報告書を閲覧したところ、宗像市から県への実績報告書日付は平成30年4月13日となっており、期日である平成30年4月10日を過ぎていた。

県から提出期限の厳守を指導した形跡も発見できなかった。

【指摘事項】

上記のように、補助対象経費の記載誤りが見逃されており、また、実績報告の提出期限の厳守が徹底されておらず、県の審査が適切に実施されていたとは言い難い状況が見られた。

県は、補助金等交付規則第13条から第15条までに規定されているとおり、補助金額の確定に当たり、各市町村の補助対象経費の内容など適切な審査を行うことが必要である。その際は、補助金精算のためのチェックリストを準備し、実績報告提出前に各市町村側で一定の自己審査を行ってもらう方法も考えられる。

また、審査時間を確保するためにも、所定の期日までに実績報告書を提出するように各市町村に対して指導することが必要である。

さらに、本来あるべき補助対象経費を算定して補助金の交付が過大と判断される場合は返還を求めることが必要である。

< 補助金の実績報告の審査及び額の確定等に関する規定 >

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した知事が別に定める補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずるものとする。

2 前2条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

出所：「福岡県補助金等交付規則」

(ウ) 社会的養護推進費

< 事業概要 >

事業の概要	<p>様々な理由により、家庭において適切な養育を受けることができない子供たちが健やかに育つよう、里親家庭での養育の推進や、施設等を退所した子供たちが自立した生活を営めるよう、退所後の様々な相談に応じ必要な支援実施する経費</p> <p>(1) 里親委託推進事業 (2) 施設退所児童等自立支援事業 (3) 身元保証人確保対策事業</p>
実施状況	<p>(1) 里親委託推進事業 新規登録里親数 35 世帯 登録里親数 211 世帯</p> <p>(2) 施設退所児童等自立支援事業 利用者の相談支援件数及び居場所来所数等 1,655 件</p> <p>(3) 身元保証人確保対策事業 5 件</p>

出所：「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間（平成 29 年度）」

< 平成 29 年度歳出決算額 >

（単位：円）

節名	平成 29 年度歳出決算額
報酬	4,271,061
共済費	488,790
報償費	392,457
旅費	277,928
需用費	175,000
役務費	13,300
委託料	7,848,764
使用料及び賃借料	2,920
負担金補助及び交付金	5,497,032
合計	18,967,252

出所：「平成 29 年度決算節別集計表」

① （結果）児童養護施設等に対する補助金の適切な審査について

【現状】

県は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設（以下「児童養護施設等」という。）の職員の人材確保を図ることを目的として、児童養護施設等における実習体制等を充実させるための費用の一部に対し、福岡県児童養護施設等の職員人材確保事業補助金を交付している。その算定方法は次のとおり児童養護施設等の職員人材確保事業補助金交付要綱で定められている。

< 児童養護施設等の職員人材確保事業補助金の算定方法 >

第4条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める各項目について、第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表

1 項目	2 補助基準額	3 補助対象経費
学生(実習生)への指導	1日当たり5,940円 ただし、実習1回あたり、83,160円を上限とする。	学生(実習生)への指導にあたる職員の代替職員の雇用経費
学生(実習生)の就職促進	1日当たり5,940円	学生(実習生)の就職前における非常勤職員としての雇用経費

出所：「福岡県児童養護施設等の職員人材確保事業補助金交付要綱」

本補助金の交付申請から補助金の額の確定までに至る一連の書類を閲覧したところ、児童養護施設Gに対する交付に次のような不備が見受けられた。

A) 交付申請から補助金の額の確定までが同日付で実施されている

児童養護施設Gに対する補助金交付に関して、次のとおり、交付申請から交付額の確定までの一連の手続がすべて平成30年3月3日付とされていた。

< 児童養護施設Gに対する各手続の日付 >

交付申請日	交付決定日	実績報告日	交付額確定日
平成30年3月3日	平成30年3月3日	平成30年3月3日	平成30年3月3日

出所：「交付申請書」及び「実績報告書」等を基に監査人作成

福岡県補助金等交付規則において、補助金は、交付申請の内容を適切に審査した上で交付の決定をするものとしてされており、補助事業は、補助金の交付の決定の内容に従って行わなければならない。補助金の額の確定は、事業者からの実績報告の内容を適切に審査した上で行うこととされている。

< 補助金の交付手続に関する規定 >

<p>(補助金等の交付の決定)</p> <p>第4条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実施調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付の決定をするものとする。</p>
<p>(補助事業等の遂行)</p> <p>第9条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基く知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。</p>

2 前項の規定は、補助金等の終局の受領者となるものについても準用する。

(補助金等の額の確定等)

第 14 条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

出所：「福岡県補助金等交付規則」

しかし、本補助金においては、交付申請から交付額の確定までの一連の手続がすべて同じ日付で処理されており、県として適切な審査が実施されているとは考え難い状況であった。

B) 補助事業の実績が未確定にもかかわらず交付額が確定されている

上記のとおり、児童養護施設 G に対する補助金の交付に関しては、交付申請から交付額の確定までの一連の手続が全て平成 30 年 3 月 3 日付とされていた。

また、実績報告書を閲覧したところ、補助金算定の基礎となる実施日数に関して、平成 30 年 2 月 24 日以降について所定の実績明細の添付がなかった。

さらに、次のとおり、対象経費の算定基礎に実績報告書提出日付以降に関するものが含まれていた。

< 補助金交付額の算定について >

(単位：円)

区分	対象経費 実支出額	基準額			交付決定額
		単価	延べ日数	金額	
1 学生(実習生)への指導経費	686,400	5,940	143 日	849,420	686,000
合計	686,400	5,940	143 日	849,420	686,000

出所：「児童養護施設等の職員人材確保事業補助金所要額調書」を基に監査人作成

上記の延べ日数 143 日の内訳は、下表のとおり実績報告書の提出日である 3 月 3 日以前であるものの実績明細の添付がなく実績を確認できない日数 8 日、及び実績報告書提出日を過ぎている日数 12 日が含まれており、これら計 20 日分の延べ日数は補助金の算定基準としては認められないことになる。

< 延べ日数の内訳 >

実績明細の添付有	実績明細の添付無		合計
	実績報告の提出日以前	実績報告の提出日過ぎ	
(平成 29 年 5 月 10 日 ~ 平成 30 年 2 月 22 日)	(平成 30 年 2 月 24 日 ~ 平成 30 年 3 月 3 日)	(平成 30 年 3 月 3 日 ~ 平成 30 年 3 月 15 日)	
123 日	8 日	12 日	143 日

出所：「平成 29 年度歳入歳出決算書抄本」を基に監査人作成

したがって、本来あるべき補助基準額は、5,940 円 × (143 - 20) 日 = 730,620 円とすべきである。

また、対象経費実支出額 686,400 円は次のように計算されており、基準額の算定と同じ 143 日が利用されていた。

<対象経費実支出額の算定>

区分	決算額	算出内訳
学生（実習生） への指導経費	686,400 円	4,800 円 × 143 日

出所：「平成 29 年度歳入歳出決算書抄本」を基に監査人作成

対象経費実支出額についても、本来あるべき基準額は、4,800 円 × (143 - 20) 日 = 590,400 円とすべきである。

以上を踏まえると、本来あるべき補助金交付額は、補助基準額 730,620 円と補助対象経費実支出額 590,400 円とを比較していずれか少ない方の額となるので、590,000 円（千円未満切り捨て）となる。したがって、補助金交付額が 686,000 - 590,000 = 96,000 円過大になっていることになる。

【指摘事項】

県は、補助金等交付規則第 13 条から第 15 条までに規定されているとおり、補助金額の確定に当たり、十分な審査時間を確保し、実績報告内容の詳細を確認して適切な審査を行うことが必要である。

また、本来あるべき補助対象経費を算定して補助金の交付が過大と判断される場合は、返還を求めることが必要である。

<補助金の実績報告の審査及び額の確定等に関する規定>

(実績報告)

第 13 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した知事が別に定める補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第 14 条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 15 条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずるものとする。

2 前 2 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

出所：「福岡県補助金等交付規則」

(エ) 子ども医療対策費

< 事業概要 >

事業の概要	子どもの健康の保持及び福祉の増進を図るため、子どもが必要とする医療を容易に受けることができるように、医療費のうち自己負担分を公費で負担する制度を県単独で下記により実施した。																			
	1 対象者 小学6年生までの子（平成28年10月に対象者拡大） 2 対象経費 （1）3歳以上～小学校就学前までの子 医療費の自己負担分から次の金額を控除した額 通院：800円（限度）/月、入院：500円/日（月7日限度） （2）小学生 通院：1,200円（限度）/月、入院：500円/日（月7日限度） いずれも1医療機関ごとに自己負担 3歳未満は自己負担なし 3 支給方法 現物支給 4 費用負担割合																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">政令市</th> <th colspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>市</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費</td> <td>1/4</td> <td>3/4</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>-</td> <td>10/10</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>		政令市		その他		県	市	県	市町村	医療費	1/4	3/4	1/2	1/2	事務費	-	10/10	1/2	1/2
	政令市		その他																	
	県	市	県	市町村																
医療費	1/4	3/4	1/2	1/2																
事務費	-	10/10	1/2	1/2																
実施状況	1 対象者数（平成30年2月末現在） 子ども 543,529人 2 補助金交付決定額 （単位：円）																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付決定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費</td> <td>4,948,335,000</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>125,459,000</td> </tr> <tr> <td>前年度精算額</td> <td>142,980,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,216,774,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>政令指定都市については、平成19年1月から補助開始</p> 3 医療費公費負担制度運営補助 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>県医師会</td> <td>52,000,000円</td> </tr> <tr> <td>県歯科医師会</td> <td>16,000,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>68,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>		交付決定額	医療費	4,948,335,000	事務費	125,459,000	前年度精算額	142,980,000	合計	5,216,774,000	県医師会	52,000,000円	県歯科医師会	16,000,000円	計	68,000,000円			
	交付決定額																			
医療費	4,948,335,000																			
事務費	125,459,000																			
前年度精算額	142,980,000																			
合計	5,216,774,000																			
県医師会	52,000,000円																			
県歯科医師会	16,000,000円																			
計	68,000,000円																			

出所：「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間（平成29年度）」

< 平成29年度歳出決算額 >

（単位：円）

節名	平成29年度歳出決算額
旅費	29,727
需用費	459,723
役務費	2,490
使用料及び賃借料	20,200
負担金補助及び交付金	5,284,793,371
合計	5,285,305,511

出所：「平成29年度決算節別集計表」

① (意見) 医療費公費負担金制度運営費補助金の見直し検討について

【現状】

県は、子ども医療費支給制度等の医療費公費負担金制度の円滑な運営を図るため、公益社団法人福岡県医師会(以下「県医師会」という。)及び一般社団法人福岡県歯科医師会(以下「県歯科医師会」という。)に対して、福岡県医療費公費負担金制度運営費補助金を交付している。本補助金の対象経費は次のとおり定められており、県医師会に対しては52,000千円、県歯科医師会に対しては16,000千円の補助金が毎年度交付されている。

<福岡県医療費公費負担金制度運営費補助金の補助対象経費>

補助対象事業	補助対象経費	
医療費公費負担制度の運営に関する事業	(1) 地区医師会等に対する指導、啓発及び普及に要する経費 (2) 研修会等に要する経費 (3) 調査、研究に要する経費 (4) 医療費請求に要する経費	給料、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び交付金

出所:「福岡県医療費公費負担金制度運営費補助金交付要綱」を基に監査人作成

現在、県の医療費公費負担金制度としては、子ども医療費支給制度、重度障がい者医療費支給制度及びひとり親家庭等医療費支給制度があり、制度のより円滑な運営を図るため、各医療機関への周知等制度運営に対する補助金が県医師会や県歯科医師会に対して昭和49年度から交付されている。

直近5か年の補助金額及び補助対象経費の推移は次のとおりである。

<補助金額の推移>

(単位:千円)

団体	年度				
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
県医師会	50,386	47,243	52,000	50,500	52,000
県歯科医師会	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000

<補助対象経費の推移>

(単位:千円)

団体	年度				
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
県医師会	50,386	47,324	53,605	50,500	53,042
県歯科医師会	16,020	16,454	16,568	16,221	16,525

出所:実績報告書を基に監査人作成

医療費公費負担金制度開始及び本補助金の交付開始から40年以上が経過しているが、現在、次のような課題が見受けられる。

A) 補助の有効性の低下

医療費公費負担の方法としては、各制度利用者が県負担分を後日市町村等の窓口で受領する「償還払方式」と、医療機関で被保険者証を提示すれば県負担分を支出しなくて済む「現物給付方式」がある。

自治体側でも利用者側でも、後日窓口での事務手続を必要としない「現物給付方式」の方が簡便であるため、県内の市町村では次のとおり、60市町村中47市町村が全ての対象者について「現物給付方式」を採用している。

<各市町村の医療費交付負担方式の状況>

負担方式	入院	通院
一部償還払方式を採用	13 自治体	該当なし
現物給付方式を採用	47 自治体	60 自治体
計	60 自治体	60 自治体

出所：県公表資料「平成 30 年度 子ども医療費支給事業 市町村制度状況一覧」
を基に監査人作成

「現物給付方式」の場合、各医療機関側で公費負担分の請求手続が別途必要となるため、多くの医療機関が加入する団体である県医師会や県歯科医師会に対し、補助金を一括して交付することによって各医療機関の協力を得ることが補助開始時の主要な目的であったと考えられる。

しかし、医療費公費負担金制度が開始されて既に長期間が経過していることから、制度や手続については各医療機関に対して十分に周知されていると考えられる。また、別途必要である請求事務についても、平成 18 年 4 月 10 日付で請求省令が改正され、オンライン請求が制度化されている。オンライン請求では、保険医療機関が審査支払機関の事務点検プログラムを利用し、患者氏名の記録漏れなど事務的な誤りがあるレセプトの事前確認が可能となった。さらに、速やかな修正を可能とする ASP サービスの普及等の影響もあり、各医療機関における事務処理はある程度効率化されているものと考えられる。

支給対象年齢の拡大など一部制度改正が実施されることもあるが、その場合は県側でも制度改正に伴う市町村説明に要する費用、審査支払機関や医師会等との打合わせに要する費用や広報費用など、必要な事業費が予算化されることが通常である。

B) 補助目的と補助対象経費との関係が不明確

本補助金の平成 29 年度の実績報告を確認したところ、県医師会及び県歯科医師会における収支の状況は次のとおりであった。

<県医師会の平成 29 年度補助事業収支状況>

【収入】

(単位：円)

区分	項目	金額
県費補助金	県補助金	52,000,000
県医師会負担金	県医師会負担金	2,105,190
	合計	54,105,190

【支出】

(単位:円)

区分	項目	金額
指導・啓発・普及費	福岡県医報刊行費	1,432,421
	新入会員研修会	400,222
	新規開業指導	43,720
	各医師会長連絡協議会	3,975,989
	各医師会担当理事者会	928,445
	各医師会事務連絡会	193,660
	個別指導	1,762,200
	諸経費	2,010,903
	小計	10,747,560
研修会等費	病院研修会	391,232
	診療所研修会	1,184,920
	ブロック別研修会	6,792,299
	審査委員連絡費	77,940
	関係機関等との打ち合わせ等	445,260
	小計	8,891,651
調査研究費	九州地区保健福祉医療協議会	271,960
	社会保険指導者講習会	629,815
	診療報酬検討委員会	596,600
	都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会	832,930
	小計	2,331,305
請求事務費	各市町村への協力費	10,000,000
人件費	補助対象人件費	22,134,674
	合計	54,105,190

出所:「平成29年度 事業実績報告」を基に監査人作成

< 県歯科医師会の平成29年度補助事業収支状況 >

【収入】

(単位:円)

区分	項目	金額
県費補助金	県補助金	16,000,000
県歯科医師会負担金	県歯科医師会負担金	525,988
	合計	16,525,988

【支出】

(単位:円)

区分	項目	金額
指導啓発費	保険ニュース印刷費	43,977
	郡市区医療保険担当者会旅費	290,600
	代議員旅費	1,178,880
	関係団体との連絡協議会旅費	151,960
	会議資料コピー代	35,200
	通信運搬費	120,000
	インターネット関係費分担	120,000
	職員給与	2,308,260
	小計	4,248,877
研修会費	会員研修会	4,746,131
	郡市区集団研修会旅費	315,100
	通信運搬費	120,000
	インターネット関係費分担	120,000
	小計	5,301,231
調査研究費	理事会旅費	1,235,260
	総務部会旅費	226,660
	医療保険部会旅費	1,508,080
	学部会旅費	235,140
	日歯社保指導者研修会旅費	280,380
	九州各県社保担当者旅費	77,080
	九地連協議会旅費	1,176,200
	二地区役員連絡協議会会費・旅費	183,680
	会議資料コピー代	189,000
	通信運搬費	120,000
	インターネット関係費分担	120,000
	小計	5,351,480
請求事務費	各市町村への協力費	1,624,400
	合計	16,525,988

出所:「平成29年度 事業実績報告」を基に監査人作成

事業実績報告書には上記の収支計算書のほか、各項目の簡単な実施概要が列挙された「事業報告」が添付されており、そこには各医師会長・理事者の連絡協議会や、会員向け研修・研究、機関誌の発行など、当該事業に直接必要な費用ではなく県医師会及び県歯科医師会の団体としての運営に要する費用と考えられる項目が散見された。

さらに、各項目に要した経費の明細や会議録等は添付されていないため、「医療費公費負担制度の円滑な運営を図る」という交付目的に沿った費用が不明である。

このような状況での補助金の交付は、補助目的と補助対象経費との関係性が曖昧になっており、補助金額が妥当なものであるのか判断し難い。

なお、県医師会及び県歯科医師会は必ずしも医師等の加入が義務付けられている団体ではないため、下表のとおり、団体に所属していない医院も一定程度存在すると考えられ、公平性の観点からも現在の補助の在り方には疑問がある。

< 県内医療機関の各医師会への加入状況 >

団体	会員数	県内医院数 (平成30年3月末付)
福岡県医師会	3,906 (平成28年12月1日付) 【病院・診療所の開設者、管理者及びそれに準ずる会員】	5,127 【内訳：病院460、一般診療所4,667】
福岡県歯科医師会	2,445 (平成30年11月1日付) 【診療所の開設者、管理者、法人診療所の理事長】	3,099 【歯科診療所】

出所：県医師会 HP、県歯科医師会 HP、厚生労働省公表資料「医療施設動態調査（平成30年3月末概数）」を基に監査人作成

C) 補助対象団体の良好な財務状況

県医師会及び県歯科医師会の過去3年間の財務状況の推移をみると、次のとおり、正味財産比率はいずれも70%を超え、経常比率もおおむね100%を上回っている。また、いずれも多額の現金預金を有しており、流動比率も200%を超え、良好な財政状態といえる。

< 県医師会の財務指標の推移 >

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総資産	5,138,979	4,266,632	4,071,649
流動資産	1,575,789	872,150	742,507
流動負債	997,247	365,579	355,919
正味財産	4,030,283	3,821,927	3,627,853
経常収益	1,190,612	1,343,018	1,291,008
経常費用	1,143,617	1,266,270	1,265,275
当期経常増減額	46,995	76,747	25,732
< 指標 >			
正味財産比率 $\frac{\text{正味財産}}{\text{総資産}}$	78.4%	89.5%	89.1%
流動比率 $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	158.0%	238.5%	208.6%
経常比率 $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$	104.1%	106.0%	102.0%

出所：「福岡県医師会の決算書」を基に監査人作成

< 県歯科医師会の財務指標の推移 >

(単位：千円)

項目 \ 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総資産	3,636,925	3,659,285	3,615,400
流動資産	602,691	641,463	649,376
流動負債	223,295	213,425	226,879
正味財産	2,653,496	2,649,127	2,634,568
経常収益	789,048	786,124	835,214
経常費用	771,270	792,229	851,033
当期経常増減額	17,777	6,105	15,819
< 指標 >			
正味財産比率 $\frac{\text{正味財産}}{\text{総資産}}$	72.9%	72.3%	72.8%
流動比率 $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	269.9%	300.5%	286.2%
経常比率 $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$	102.3%	99.2%	98.1%

出所：「福岡県歯科医師会の決算書」を基に監査人作成

本補助金は、医療費公費負担金制度の円滑な運営を図るため各医療機関の協力を得るものであり、十分な公益性は認められる。しかし、その実態は上記「B) 補助目的と補助対象経費との関係が不明確」で述べたように運営費補助的な性格を持っており、良好な財務基盤を有する団体に対して補助を行う必要性は乏しいと考えられる。

県は交付先団体に対して決算書等の提出を求めておらず、財務状況や負担能力の確認は行われていなかった。

【意見】

上記で述べたように、医療費公費負担制度及び本補助金は創設から既に長期間が経過しており、補助目的と補助対象経費との関係が不明確になっているため、補助金額に見合った効果があがっているのか、補助金額が妥当であるのかが判断し難い状況となっている。

県は、本補助金の廃止を含め、必要性についてゼロベースで抜本的に見直すことが望まれる。

検討の結果、補助を継続するのであれば、運営費補助的なものとせず、補助対象経費を「各医療機関が公費負担分の請求手続を行うために要する経費」等団体の裁量で対象経費を選択できないよう具体的に定めるとともに、補助対象経費とそれ以外の経費とを明確に区分させることが望まれる。また、その際には県医師会又は県歯科医師会に加入していない医院等への配慮も必要である。

さらに、県として限られた予算の中で補助金の交付が行われていることを踏まえ、団体の財政状況等を勘案して補助率及び補助金額の妥当性を検討し、県医師会及び県歯科医師会のような財政状況が極めて良好であり、十分に自己収入で補うことが可能な団体に対しては、県の負担を可能な限り軽減することを検討することも望まれる。

(オ) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

< 事業概要 >

事業の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、母子家庭及びその児童等の福祉を増進するため、平成 29 年度において次のとおり資金貸付を実施した。						
実 施 状 況	平成 29 年度の貸付実績						
		母子		父子		寡婦	
	住宅資金	1 件	300,000 円	-	-	1 件	1,260,000 円
	技能習得資金	11 件	4,553,200 円	-	-	-	-
	生活資金	11 件	7,014,000 円	-	-	-	-
	転宅資金	4 件	761,800 円	-	-	1 件	200,000 円
	修学資金	174 件	92,771,940 円	5 件	2,016,000 円	3 件	1,716,000 円
	修行資金	12 件	6,509,320 円	-	-	-	-
	就学支度金	63 件	21,275,630 円	6 件	1,831,000 円	-	-
	計	276 件	133,185,890 円	11 件	3,847,000 円	5 件	3,176,000 円

出所：「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間（平成 29 年度）」

①（意見）母子父子寡婦福祉資金貸付における「関係人」の定義の明確化について

【現状】

母子父子寡婦福祉資金貸付は、母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長、併せてその扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として実施される。

また、当該貸付は、「母子父子寡婦福祉資金要領」（以下「要領」という。）及び「母子父子寡婦福祉資金貸付事務手順書」（以下「手順書」という。）に基づき実施される。

資金の種類、貸付対象及び資金の用途といった母子父子寡婦福祉資金貸付の制度概要は次のとおりである。

< 制度概要 >

No.	資金の種類	貸付対象	資金の用途
1	事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金
2	事業継続	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金
3	住宅	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	住宅の新築、購入、増改築又は補修するのに必要な資金
4	就職支度	母子家庭の母 父子家庭の父 又は児童及び寡婦	就職する際に直接必要な被服、履物等を購入する資金
5	技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	事業を開始又は就職するために必要な知識・技能を修得するのに必要な資金 高等学校に修学する場合、その修学及び入学に必要な資金

6	生活	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦 (生活安定貸付は母子家庭の母又は父子家庭の父になって7年未満の者のみ)	技能、資格習得に専念している期間の生活を維持するために必要な資金
			医療・介護を受けることに専念している期間の生活を維持するために必要な資金
			離職し、就労意思及び能力を有するにも関わらず職業に就くことができない状況にある場合の職業に就くまでの期間を維持するために必要な資金
			母子家庭の母になって7年未満の者の生活安定のために必要な資金 【一括貸付】養育費の取得に関わる裁判等をするのに際し必要な資金
7	転宅	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	住居を移転するのに際し必要な資金
8	修学	母子家庭の母 父子家庭の父 又は寡婦が扶養している子	高校、高等専門学校、短大、大学又は専修学校に修学させるために必要な資金
9	修業	母子家庭の母 父子家庭の父 又は寡婦が扶養している子	事業を開始又は就職するために必要な知識・技能を修得するのに必要な資金
10	就学支度	母子家庭の母 父子家庭の父 又は寡婦が扶養している子	小学、中学、高校、高専、短大、大学、専修学校又は、修業施設へ入学、入所させるに際して必要な資金
11	医療介護	母子家庭の母 父子家庭の父 又は児童及び寡婦	医療を受けるのに必要な資金 介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金(医療、介護を受ける期間がおおむね1年以内の場合に限る)
12	結婚	母子家庭の母 父子家庭の父 又は寡婦が扶養している子	子の結婚に際し必要な資金

出所：「母子父子寡婦福祉資金貸付の概要」を基に監査人作成

母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の状況を確認するため、「償還指導記録」を査閲したところ、借受人、連帯借受人、連帯保証人のいずれでもない「関係人」と折衝を行い、「関係人」から償還を受けている事案があった。

県は、連帯借受人や連帯保証人にはなれないものの借受人との連絡・調整のため機能してくれる人を「関係人」として母子父子寡婦福祉資金貸付システムに登録している。

実際に、借受人、連帯借受人又は連帯保証人と直接折衝ができない場合には、これらに代わって「関係人」に対して折衝を行っている。また、借受人が自らの給料から「関係人」に渡している償還金については、「関係人」から領収している。

【意見】

当該貸付の償還に重要な役割を担う「関係人」の定義が、「要領」及び「手順書」に明記されておらず、「関係人」に対してどの程度の折衝が可能か不明瞭である。

したがって、「要領」又は「手順書」において「関係人」を明確に定義するとともに、「関係人」に対して折衝可能な範囲を明確にすることが望まれる。

エ 障がい福祉課

(ア) 医療的ケア児支援費

< 事業概要 >

事業の概要	医療的ケア児等への適切な支援を可能とするコーディネーターの育成 医療的ケア児等への総合的な支援拠点の設置 医療型短期入所事業所設置支援事業
実施状況	医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施 北九州市総合療育センターの整備に対する助成 重症心身障がい児入所施設における実地研修の実施

出所：「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間（平成 29 年度）」

< 平成 29 年度歳出決算額 > (単位：円)

節名	平成 29 年度歳出決算額
委託料	1,901,691
負担金補助及び交付金	23,352,000
合計	25,253,691

出所：「平成 29 年度決算節別集計表」

- ① (意見) 北九州市立総合療育センター整備事業費補助金に係る交付事務の適時性の確保について

【現状】

北九州市立総合療育センター整備事業費補助金は、医療的ケア児等への医療や福祉の総合的な支援拠点を設置し、円滑かつ適切な支援を行うことを目的として、次のとおり、北九州市（以下「市」という。）が実施する北九州市立総合療育センター（以下「センター」という。）の建替えに要する経費の一部を補助するものである。

< 北九州市立総合療育センター整備事業費補助金の概要 >

項目	内容				
補助対象事業	センターにおいて、医療的ケア児等の総合外来の用に供するセンターの建築費				
交付の対象等	市が行う補助対象事業に必要な経費のうち、直接要した本工事費及び付帯工事費（移転補償費を除く。以下同じ。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。				
補助対象経費	市が行うセンターの建替えに必要な施設整備事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とし、次項により算出した額を交付額とする。 補助対象経費の区分及び補助率は、次のとおりとする。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費の区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) センターの建替えに必要な施設整備事業のうち工事費（本工事費、付帯工事費）</td> <td>補助対象経費の 2 分の 1 以内</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費の区分	補助率	(1) センターの建替えに必要な施設整備事業のうち工事費（本工事費、付帯工事費）	補助対象経費の 2 分の 1 以内
補助対象経費の区分	補助率				
(1) センターの建替えに必要な施設整備事業のうち工事費（本工事費、付帯工事費）	補助対象経費の 2 分の 1 以内				

出所：「北九州市立総合療育センター整備事業費補助金交付要綱」

平成 29 年度における補助対象経費及び交付額の算定内容は次のとおりである。なお、補助対象事業であるセンターの建替え工事は、平成 29 年度から平成 30 年度まで実施されるが、補助金は年度ごとに交付している。

< 補助対象経費及び交付額の算定内容 >

項目	内容
補助対象経費の算定	<p>【前提】</p> <p>工事費総額 7,729,038,360 円</p> <p>屋外附帯工事 89,478,989 円</p> <p>平成 29 年度支払額（中間前払） 2,640,150,000 円</p> <p>延床面積 18,952.24 m²</p> <p>総合外来部分（補助対象）の延床面積 348.09 m²</p> <p>1 m²当たりの工事費（（ - ） ÷ ） 403,095 円</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>× = 140,313,000 円 千円未満切捨て</p> <p>【H29 補助対象経費】</p> <p>×（ ÷ ） = 47,929,000 円 千円未満切捨て</p>
交付額の算定	<p>H29 補助対象経費の 1/2 以内</p> <p>47,929,000 円 × 1 / 2 = 23,964,500 円 > 23,352,000 円（交付額）</p>

出所：「平成 29 年度補助事業実施計画経費積算書」を基に監査人作成

平成 29 年度の本補助金の交付手続は次のとおり実施されている。

補助金対象期間は平成 29 年度であるが、北九州市立総合療育センター整備事業費補助金交付要綱（以下、本項において「交付要綱」という。）の施行が平成 30 年 2 月 14 日、補助金交付決定が平成 30 年 3 月 5 日と、年度末近くとなっている。また、補助対象経費の一部は補助金の交付決定前に支出されている。

< 平成 29 年度における補助金交付手続の状況 >

日付	内容	実施者
H29. 4 . 17	センター整備事業費（補助対象経費）の支払い（中間前払金）	市（業者へ支払）
H30. 1 . 26	センター整備事業費（補助対象経費）の支払い（中間前払金）	市（業者へ支払）
H30. 2 . 14	交付要綱制定（決裁）	県
H30. 2 . 14	交付要綱施行	県
H30. 2 . 23	補助金交付申請	市（県へ提出）
H30. 3 . 5	補助金交付決定	県（市へ通知）
H30. 3 . 7	補助金概算払い請求	市（県へ請求）
H30. 3 . 30	概算払い請求に基づく支払	県（市へ支払）
H30. 3 . 31	履行確認	県
H30. 4 . 5	センター整備事業費（補助対象経費）の支払い（中間前払金）	市（業者へ支払）
H30. 4 . 10	終了実績報告（第 9 号様式）	市（県へ提出）
H30. 4 . 13	センター整備事業費（補助対象経費）の支払い（中間前払金）	市（業者へ支払）
H30. 4 . 27	センター整備事業費（補助対象経費）の支払い（部分払金）	市（業者へ支払）
H30. 5 . 23	完了実績報告（第 8 号様式）	市（県へ提出）
H30. 5 . 31	補助金交付額確定	県（市へ通知）

出所：「総合療育センター整備事業費支払額一覧表」「交付要綱」「起案文書添付資料」「補助事業完了実績報告書」「平成 29 年度北九州市立総合療育センター整備事業費補助金の額の確定通知書」を基に監査人作成

福岡県補助金等交付規則及び交付要綱では、補助金交付決定前に補助対象経費を支出することを禁止していない。

しかし、福岡県補助金等交付規則には、次のとおり、補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容に従い、補助事業等を行わなければならないとされている。すなわち、福岡県補助金等交付規則の趣旨としては、補助事業等の遂行は補助金交付決定後になされると想定している。この趣旨に鑑みれば、補助金の交付決定前に補助対象経費の一部が支出されている取扱いは望ましいとは言えない。

< 補助事業等の遂行に関する規定 >

第9条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基く知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

出所：「福岡県補助金等交付規則」

【意見】

県は、より適切な補助金執行のため、交付要綱の施行等の事務手続について時間的余裕をもって行うとともに、福岡県補助金等交付規則の趣旨に従い、補助対象経費は補助金交付決定後に支出されたものに限定することが望まれる。

② (意見) 交付要綱に規定された様式等による適切な指導について

【現状】

また、北九州市立総合療育センター整備事業費補助金交付要綱(以下、本項において「交付要綱」という。)では実績報告について次のとおり規定している。

<実績報告>

第 11 条 市は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、第 8 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の 4 月 30 日までに第 9 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

出所：「北九州市立総合療育センター整備事業費補助金交付要綱」

第 8 号様式(補助事業完了実績報告書)と第 9 号様式(補助事業年度終了実績報告書)との違いは、前者は補助事業が単年度で完了する事業の場合に用いる実績報告であるのに対し、後者は補助事業が単年度では完了せず翌年度も継続する場合に用いる実績報告である点にある。

当該事業は単年度(平成 29 年度)で実施する事業であり、そのため事業が完了したときは第 9 号様式ではなく、第 8 号様式による実績報告書を平成 30 年 4 月 10 日までに受領しなければならなかった。

しかし、県は、平成 30 年 4 月 10 日に第 9 号様式による「補助事業年度終了実績報告書」及び平成 30 年 5 月 23 日に第 8 号様式による「補助事業完了実績報告書」の各報告書を市から受領していた。

【意見】

本補助金は、当該事業に限定したものであり、この交付要綱の適用を受ける補助金はないが、今後同様の補助金交付の場合は、県は、交付要綱に規定された様式や提出期限を遵守するよう、補助事業者である市に対して適切に指導することが望ましい。

(イ) 在宅心身障がい児対策費

< 事業概要 >

事業の概要	心身障がい児療育キャンプ事業 障がい児等療育支援事業 厚生労働省児童家庭局長通知 ・ 障害児等療育支援事業実施要綱 在宅支援外来療育等指導事業 厚生労働省児童家庭局長通知 ・ 障害児等療育支援事業実施要綱 その他			
実 施 状 況	【心身障がい児療育キャンプ事業】			
	事業名	委託先	委託額	参加人員
	在宅重症心身障がい児(者)療育キャンプ事業	公益財団法人 H	1,119,960 円	39 人
	自閉症児療育キャンプ事業	社会福祉法人 I	650,010 円	20 人
	幼児ダウン症児療育キャンプ事業	団体 J	405,420 円	14 人
	心身障がい児療育訓練事業	社会福祉法人 K	4,402,600 円	204 人
	肢体不自由児療育キャンプ事業	公益財団法人 L	1,388,000 円	85 人
	計	7,965,990 円	362 人	
	【障がい児等療育支援事業】			
	委託先 社会福祉法人等 12 団体			
	実施施設 障がい児(者)施設 12 施設			
	委託金額 42,469,480 円			
	【在宅支援外来療育等指導事業】			
	委託先 北九州市			
	実施施設 北九州市総合療育センター			
	委託金額 2,288,640 円			

出所：「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間(平成 29 年度)」

< 平成 29 年度歳出決算額 >

(単位：円)

節 名	平成 29 年度歳出決算額
委託料	52,724,110
合計	52,724,110

出所：「平成 29 年度決算節別集計表」

① (意見) 障がい児等療育支援事業における四半期ごと精算書の契約書への規定及び事業実績の適切な把握について

【現状】

県は、在宅の身体障がい児(者)、知的障がい児(者)、精神障がい者、難病患者等(以下「在宅障がい児(者)」という。)のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児(者)施設の有する機能を活用し、身近な地域で療育指導、相談等及び各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、もって地域の在宅障がい児(者)及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として、障がい児等療育支援事業(以下「支援事業」という。)を次のとおり実施している。

<事業の内容及び平成29年度実施件数>

事業名	内容	H29年度実施件数
(1) 在宅支援訪問療育等指導事業	ア 巡回相談 この事業は、支援施設に相談・指導を担当する職員等で編成された相談・指導班を設置し、相談・指導を希望する在宅障がい児(者)の家庭に定期的若しくは随時訪問し、又は相談・指導を必要とする地域を巡回する等の方法により、地域の在宅障がい児(者)及びその保護者に対して各種の相談・指導を行うもの。	2,331件
	イ 訪問による健康診査 この事業は、障がい及び介護の状況等から医療機関における健康診査を受けることが困難な在宅障がい児(者)の家庭を訪問し、健康診査を実施するほか、必要に応じて、介護等に関する指導、助言を行い、あわせて各種の相談に応じるものとする。	
(2) 在宅支援外来療育等指導事業	この事業は、在宅障がい児(者)及び保護者に対し、外来の方法により、各種の相談・指導を行うものである。	3,293件
(3) 施設支援一般指導事業	この事業は、障がい児通所支援事業所及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、在宅障がい児(者)の療育に関する技術の指導を行うものである。	医師あり 1件
		医師なし 1,029件

出所：「福岡県障がい児等療育支援事業実施要綱」「平成29年度療育等支援事業実績件数」を基に監査人作成

県は、原則として、13の障がい保健福祉圏域に1か所ずつ、支援施設を経営する社会福祉法人等(以下「委託法人等」という。)に委託して支援事業を実施しており、支援事業の実施に要する経費として、単価にそれぞれの実施件数を乗じて得た金額を委託法人等へ支払っている。

実施に要する経費及び対象経費は次のとおりである。

<実施に要する経費の単価及び対象経費>

実施に要する経費	対象経費
次により算出された額の合計額	事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料、及び賃借料、備品購入費
1 在宅支援訪問療育等指導事業 7,180円×年間相談指導延件数	
2 在宅支援外来療育等指導事業 2,790円×年間相談指導延件数	
3 施設支援一般指導事業 (1)医師を雇い上げた場合 22,090円×年間相談指導延件数	
(2)医師を雇い上げない場合 18,140円×年間相談指導延件数	

出所：「福岡県障がい児等療育支援事業実施要綱」

福岡県障がい児等療育支援事業委託契約書（以下「契約書」という。）に添付されている請求書等の各種様式の名称は次のとおりである。

< 各種様式名称 >

様式番号	名称
様式第1号	請求書
様式第2号	福岡県障がい児等療育支援事業 支援内容報告書（四半期分）
様式第3号	福岡県障がい児等療育支援事業 実施状況報告書 （福岡県障がい児等療育支援事業 請求明細）
様式第4号	施設一般指導事業記録

出所：「契約書」

契約書に添付されている各種様式には「四半期分」と記載されており、四半期ごとに作成することが前提となっている。これに従い、委託法人等は四半期ごとに支援内容及び実施状況についての業務実績を集計した上で、請求書等を県に提出している。県は、請求書等に基づき四半期ごとに精算払を行っているが、その支払い方法は契約書には規定されていない。

さらに、契約書では、委託法人等に対し、毎年度事業終了後10日以内に県に対して事業実績報告書を提出するよう求めている。しかし、県は、四半期ごとに支援内容及び実施状況についての業務実績及び請求書を入手していることを理由に、契約書第7条に規定する「事業実績報告書」については入手しておらず、委託法人等が要綱において規定されている「対象経費」の範囲にしたがって適切に執行したか、確認を行っていない。

< 事業終了後の事業実績報告書の提出 >

<p>（報告書の提出） 第7条 乙（監査人注：委託法人等）は、甲（監査人注：県）に対し、毎年度事業終了後10日以内に、事業実績報告書を提出しなければならない。</p>

出所：「契約書」

【意見】

県は、四半期ごとの支援内容及び実施状況報告に基づく精算払いについて契約書に規定することが望まれる。

また、支援事業の事業実績を適切に把握するため、事業終了後には年度を通した事業実績報告書を入手し、また、必要に応じて事業実績報告書の内容について委託法人等へ確認を行うなどして、当該年度全体の事業実績の把握及び事業計画との整合性の確認を行うことが望まれる。

(ウ) 発達障がい児者等支援費

< 事業概要 >

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業 ・相談支援従事者等に対する研修 ・保育士及び幼稚園教諭等に対する研修 ・大人の発達障害者及びその家族のための交流会 ・かかりつけ医等研修発達障がい者対応能力向上研修
実施状況	<p>発達障がい者地域支援マネージャー派遣件数（延）117名</p> <p>相談支援従事者等に対する研修</p> <p>（10月16日 筑紫野市生涯学習センター 38名）</p> <p>（12月18日 福津市カメラアホール 46名）</p> <p>保育士及び幼稚園教諭等に対する研修</p> <p>（8月4日、8月28日 久留米リサーチ・パーク 35名）</p> <p>（9月13日、9月27日 筑紫野市生涯学習センター 36名）</p> <p>（9月26日 田川青少年文化ホール 29名）</p> <p>（10月11日 リバースプラザ古賀 30名）</p> <p>大人の発達障害者及びその家族のための交流会</p> <p>（6～3月/全10回 コミュニティのおがた等 80名）</p> <p>（6～3月/全10回 クローバープラザ 190名）</p> <p>かかりつけ医等研修発達障がい者対応能力向上研修</p> <p>（11月5日 早期支援、精神保健・精神医療 17名）</p> <p>（2月18日 医学 71名）</p>

出所：「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間（平成29年度）」

< 平成29年度歳出決算額 >

（単位：円）

節名	平成29年度歳出決算額
委託料	25,362,992
合計	25,362,992

出所：「平成29年度決算節別集計表」

① （結果）発達障がい児者等支援事業における仕様書と実績の相違について

【現状】

県は、発達障がい児者等支援推進事業の一環として、発達障がい者支援拠点病院指定に伴う業務（以下「病院指定業務」という。）を委託している。

病院指定業務の目的と業務内容は次のとおりである。

< 病院指定業務の目的及び内容 >

<p>事業目的</p> <p>最新の医学的見地から指導・助言する「発達障がい者支援拠点病院」を指定し、地域の医療機関や発達障がい者支援センター等の諸機関の専門職に対して、研修の実施、相談支援に関わる職員の知識や技術の向上、各地域の医療・福祉・保健・教育関係機関相互の連携体制の構築などの必要業務機能の強化充実を図ることを目的とする。</p> <p>事業内容</p> <p>（1）発達障がい者支援センタースタッフ養成研修及び症例検討会を年2回実施</p> <p>（2）発達障がい者支援スタッフ会議及び情報交換を2か月に1回実施</p>
--

- (3) 発達障がい者支援関連の以下の研修に対する講師派遣又は技術的支援
 (研修内容及び研修資料の確認)
 - ・ 保護者向け研修 4 箇所 1 回ずつ
 - ・ 保育士・幼稚園教諭・施設等支援員向け研修 4 箇所 1 回ずつ
 - ・ 相談支援従事者等に対する研修 1 箇所 1 回
 - ・ 発達障がいのある人及びその家族の集い場づくり交流会 2 箇所 1 回ずつ
 - ・ 発達障がいに関する医師等に対する研修の監修 3 回
 - ・ 啓発研修 1 回
- (4) 発達障がい者支援整備検討委員会への参加
- (5) 医師等からの相談支援業務
 研修の機会を利用し、地域のかかりつけ医からの相談を直接、もしくは用紙(アンケートを含む)で受付回答する
- (6) 学校等現場訪問支援
 特別支援学校及び特別支援学級、児童福祉施設を各一か所以上訪問

出所：「業務委託仕様書」

平成 29 年度の病院指定業務の実施状況を閲覧した結果、業務内容のうち(4)について、県が開催する予定であった「発達障がい者支援整備検討委員会」の開催が見送られたため、業務受託者は「発達障がい者支援整備検討委員会への参加」という項目を実施していないことが判明した。

この点に関し、業務委託仕様書に記載された業務が実施できなかったことによる仕様書の変更及び委託料の減額はされておらず、業務委託仕様書の変更及び委託料の減額の要否について、県において検討が行われた文書は確認できなかった。

また、県は、発達障がい児者等支援事業の一環として、発達障がい支援研修事業(以下「研修事業」という。)を委託している。

研修事業の目的と事業内容は次のとおりである。

< 研修事業の目的 >

本事業は、発達障がい児者及びその家族が、早期に診断・相談を受け、早いうち(幼少期)から適切な支援を受けるため、相談支援所、保育園及び幼稚園という発達障がい児者に携わる支援機関の充実に加え、最初に相談を受け又は診察することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障がいに関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施し、発達障害を診療できる医師をさらに増やし、症例に応じた診療について、県内医師の知識共有を進め、医療機関による支援の充実を図るものである。

出所：「随意契約伺」

< 研修事業内容 >

2	研修日数	
	発達障がい支援医学研修	3 時間を 2 回
	発達障がい精神医療研修	3 時間を 2 回
	発達障がい早期総合支援研修	3 時間を 2 回
	~ 略 ~	

<p>4 業務内容</p> <p>(1) 研修の企画・運営に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所が実施する発達障がい支援医学研修、発達障がい精神医療研修及び発達障がい早期総合支援研修の内容を踏まえ、県障がい福祉課及び国の発達障がい支援医学研修修了者等との協議により、研修内容を企画すること。 ・会場の手配及び設営、研修当日の受付、講師及び受講者への対応、研修当日の進行、研修資料及び修了証の印刷、その他研修運営に関する業務を行うこと。 ・研修受講者からのアンケートの検証及び及び集約並びに研修報告書の作成を行うこと。 <p>(2) 会計に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師への報償費、旅費等の支払い ・会場使用料の支払い ・その他、堅守開催に係る経費の支払い
--

出所：「研修事業仕様書」

研修事業の仕様書「2 研修日数」には、3つの研修項目ごとに3時間を2回（合計18時間）実施することが記載されている。また、予定価格の算定においても、3つの研修項目ごとに3時間を2回実施することを前提として積算されている。

実績報告書によると、平成29年度における研修事業の実施状況は次のとおりである。

< 研修事業の実施状況 >

日付	研修内容	時間
H29.9.17	開催中止 9月17日開催予定の発達障がい早期総合支援研修が、台風18号の影響により急遽中止となったため、11月5日の1回を発達障がい精神医療研修から発達障がい早期総合支援研修に変更した。	
H29.11.5	発達障がい早期総合支援研修	9:30～12:20
	発達障がい精神医療研修	13:50～17:00
H30.2.18	発達障がい支援医学研修	9:30～12:30
	発達障がい支援医学研修	14:00～17:00

：丸数字は研修項目ごとの実施回数を表す。

出所：「実績報告書」を基に監査人作成

研修項目のうち、発達障がい早期総合支援研修及び発達障がい精神医療研修については、台風の影響によって仕様書において求められている2回の実施がなされていない。

県は平成29年9月15日に研修の開催日を変更する旨、受託者に連絡していた。

研修内容の一部の中止に伴う仕様書の変更や委託料の減額はされていない。

この点につき県の見解は、次のとおりである。

<仕様書の変更や委託料の減額を行わなかった理由に対する県の見解>

仕様書の変更や委託料の減額の要否について、書面としては残っていないが、受託者と連絡をとり、次のとおり内部で検討を行った。

委託料については、開催回数が減ったとはいえ、受託者は当日の講師の日程確保や資料作成等の準備行為を行っている。また、開催日の振り替えにより、資料差し替えのための印刷製本費や講師との調整、受講者への連絡等の追加費用・業務も発生しているため、減額しないこととした。

金額の変更を伴わない仕様の変更なので、仕様の変更は口頭による連絡で済ませることとした。

出所：県の回答

仕様書の変更及び委託料の減額の要否について、所管課内部において検討を行ったとのことであるが、県において検討が行われた文書は残っておらず、検討内容の妥当性を検証することができなかった。

【指摘事項】

県は、やむを得ない事情により受託者が業務内容を変更する場合は、変更の妥当性及び委託料減額の要否を検討し、その検討過程及び内容を文書に記録保存する必要がある。

② (意見) 発達障がい支援研修事業における参加者の増加策の検討について

【現状】

県は、発達障がい支援研修事業により実施する研修の受講定員等について、仕様書に次のとおり定めている。なお、受講定員を60名程度とした根拠について、平成29年度の事務事業評価書によると、「発達障がいの対応を行っている医療機関リスト」に記載されている約70施設のうち、小児科等が30施設あり、各施設から2名程度の参加を見込んで積算されている。

< 受講定員等に関する仕様書の規定 >

3 受講定員	各回60名程度とする。 ~略~
9 その他	(1) ホームページへの掲載等による周知については、福岡県が行う。 ~略~

出所：「研修事業仕様書」

実際の受講者数は次のとおりである。

< 事業実績 >

日付	研修内容	申込者	受講決定者	キャンセル	修了者
H29.11.5	発達障がい早期総合支援研修	14名	14名	6名	8名
	発達障がい精神医療研修	14名	14名	5名	9名
H30.2.18	発達障がい支援医学研修	45名	45名	7名	38名
	発達障がい支援医学研修	41名	41名	8名	33名

出所：「実績報告書」

実際の受講者数は、すべての枠で研修事業仕様書が想定する受講定員60名を下回っている。特に11月5日に開催した研修は最終的な修了者が午前8名、午後9名と極めて少なかった。

その理由について、県へのヒアリングを行ったところ、地域のかかりつけ医及び医師会等の関連団体との連携が不足しており、研修内容の具体的な周知が不足していたとのことである。

なお、平成29年度事務事業評価書では、仕様書の受講定員を下回った理由について、次のとおり記載している

< 仕様書の受講定員を下回った理由 >

<p>【目標達成の状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医師に受講の呼びかけを広く行ったが、受講してもらいたい医師に日程、研修内容を余裕をもって伝えることができていなかった。 ・研修内容について、医師以外のメディカルスタッフや市町村職員を対象とした方が効果的な内容が含まれており、医師等への呼びかけを行っておらず、研修内容と参加対象者のミスマッチがあった。
--

出所：「平成29年度事務事業評価書（既存事業分）」

【意見】

県は、発達障がい支援研修の実施について、県医師会など医療従事者の所属する団体等への広報を積極的に実施し、より具体的な研修内容及び趣旨の周知に努めることで、参加者の増加を図ることが望まれる。

オ 保護・援護課

(ア) 子ども支援オフィス関係

<事業概要>

事業の概要	平成 28 年 3 月に策定した福岡県子どもの貧困対策推進計画に基づき、子どもの健全な育成と貧困の連鎖の防止を図る。 子ども支援オフィス運営費 子どもの貧困対策の推進に関する有識者会議の運営 子どもの未来応援地域ネットワーク支援事業
実施状況	子ども支援オフィス運営費 貧困の状況にある又は貧困の状況に陥るおそれのある子育て世帯に対するワンストップ型かつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、保護者及び子どもが抱える課題の解決を図る。(平成 29 年度 相談件数：538 件) 子どもの貧困対策の推進に関する有識者会議の運営 有識者会議を設置し、子ども支援オフィスの活動に対する助言と「福岡県子どもの貧困対策推進計画」に盛り込まれた各施策を評価、分析し、必要な提言を行うことにより、計画の実効性向上を図る。(平成 29 年度開催回数：1 回) 子供の未来応援地域ネットワーク支援事業 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど創意工夫を凝らした地域ネットワークを形成することを目的とする。(市町村事業のため、県は交付金の取りまとめ事務のみ実施。)

出所：「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間（平成 29 年度）」

① (意見) 子ども支援オフィス事業における出張相談会の実施状況について

【現状】

子ども支援オフィス事業は、自立相談支援事業の一環として、子ども支援オフィス事業実施要領（以下「実施要領」という。）に従い、次の目的で実施される事業である。

<事業の目的>

本事業は、貧困状態に陥っている、又はそのおそれのある子ども及びその保護者（以下「支援対象者」という。）からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、当該世帯に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、保護者に対する就業の斡旋等さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、子ども及びその保護者の貧困状態からの脱却を図るとともに、貧困の連鎖の防止を図ることを目的とする。

出所：「福岡県子ども支援オフィス事業実施要領」

子ども支援オフィス事業を含む自立相談支援事業の受託者は、相談支援の拠点となる事務所を設置し、委託業務を実施する。

平成 30 年 4 月 6 日現在の事業実施地域別の事務所の設置場所は、次のとおりである。

<事務所の設置場所（平成 30 年 4 月 6 日現在）>

事業実施地域	事務所設置場所
筑紫郡・糟屋郡	糟屋郡粕屋町
遠賀郡・鞍手郡	遠賀郡水巻町
朝倉郡・三井郡・三潴郡・八女郡	久留米市
京都郡・築上郡	行橋市
嘉穂郡・田川郡	田川市

出所：「自立相談支援機関 相談窓口一覧」を基に監査人作成

自立相談支援事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）において、事務所の設置場所から遠方にある郡部の町村については、出張相談会を実施する旨記載されている。

< 出張相談会 >

<p>9 出張相談会の実施</p> <p>事務所から遠方にある郡部の町村については、町村と協議の上、出張相談会（月1回以上を目安とする。）を計画して実施すること。</p>

出所：「仕様書」

平成 29 年度における出張相談会の開催状況は次のとおりである。

< 出張相談会の開催状況 >

1. 自立相談支援事務所（筑紫郡・糟屋郡）

町村名	開催頻度	開催回数	相談受付件数	備考
那珂川町	月 - 回	全 - 回	全 - 件	日時を定めた出張相談会という形式ではなく、町と相談の上、個別に相談支援員が出張訪問を行う形で相談対応を実施。 （新宮町は、町に相談室ができたため、町の相談室に粕屋オフィスの相談支援員が訪問する形で対応。）
宇美町	月 - 回	全 - 回	全 - 件	
篠栗町	月 - 回	全 - 回	全 - 件	
志免町	月 - 回	全 - 回	全 - 件	
須恵町	月 - 回	全 - 回	全 - 件	
新宮町	月 - 回	全 - 回	全 - 件	
久山町	月 - 回	全 - 回	全 - 件	
粕屋町	月 - 回	全 - 回	全 - 件	

2. 自立相談支援事務所（遠賀郡・鞍手郡）

町村名	開催頻度	開催回数	相談受付件数	備考
芦屋町	月 - 回	全 - 回	全 9 件	<ul style="list-style-type: none"> ・筑紫郡・糟屋郡と同様、町と相談の上、個別に出張訪問する形で対応。 ・相談受付件数は、相談室以外の場所で初回面談した件数を記載。
水巻町	月 - 回	全 - 回	全 4 件	
岡垣町	月 - 回	全 - 回	全 15 件	
遠賀町	月 - 回	全 - 回	全 8 件	
小竹町	月 - 回	全 - 回	全 5 件	
鞍手町	月 - 回	全 - 回	全 9 件	

3. 自立相談支援事務所（朝倉郡・三井郡・三潴郡・八女郡）

町村名	開催頻度	開催回数	相談受付件数	備考
筑前町	月 1 回	全 12 回	全 9 件	役所 23 件、自宅 18 件、自立事務所 5 件
大刀洗町	月 1 回	全 12 回	全 3 件	役所 9 件、自宅 5 件、自立事務所 7 件
大木町	月 1 回	全 12 回	全 4 件	役所 6 件、自宅 11 件、自立事務所 5 件
広川町	月 1 回	全 12 回	全 10 件	役所 8 件、自宅 5 件、自立事務所 9 件
東峰村	年 1 回	全 1 回	全 0 件	なし

：備考欄の件数は面談を行った延べ件数を示したものの。

4．自立相談支援事務所（京都郡・築上郡）

町村名	開催 頻度	開催 回数	相談受 付件数	備考
苅田町	年 1回	全 1回	全 1件	面談 1件
築上町	年 1回	全 1回	全 3件	面談 2件
上毛町	年 1回	全 1回	全 1件	面談 1件
吉富町	年 1回	全 1回	全 0件	
みやこ町	年 1回	全 1回	全 1件	面談 1件

5．自立相談支援事務所（嘉穂郡・田川郡）

町村名	開催 頻度	開催 回数	相談受 付件数	備考
桂川町	年 1回	全 1回	全 0件	
香春町	年 1回	全 1回	全 1件	面談 1件
添田町	年 1回	全 1回	全 1件	面談 1件
糸田町	年 1回	全 1回	全 0件	
川崎町	年 1回	全 1回	全 2件	面談 2件
大任町	年 1回	全 1回	全 0件	
赤村	年 1回	全 1回	全 0件	
福智町	年 1回	全 1回	全 0件	

：福智町では、役場での巡回相談会とは別に、学校で一度巡回相談会を開催した。
（上記のカウントには入れていない。内容は登校拒否、学業費滞納についての相談。）
出所：「平成 29 年度 出張相談会（巡回相談会）開催実績」

平成 29 年度の出張相談会の実施状況をみると、「月 1 回以上を目安とする」とした仕様書の要件を満たしていない事務所が散見される。

その点につき、県の見解は次のとおりである。

< 出張相談会に対する県の見解 >

- ・業務委託仕様書では、「事務所から遠方にある郡部の町村については、町村と協議の上、出張相談会（月 1 回以上を目安とする。）を計画して実施すること。」と規定し、出張相談会の実施を指示していたところ。
- ・この仕様書上の規定は、遠方の町村に対する相談支援の配慮によるものであったが、実際に相談会を実施した結果、日時を設定した出張相談会を実施しても利用者が低調であること、日程が合わなかったため利用者の希望日程で改めて相談対応を行う事例も多かったことなど、出張相談会の実施を仕様書上に明記してまで実施を必須化する必要性は乏しいのではないかという状況が見えてきた。
- ・自立相談支援事務所の中には、町村との協議を行った上で、定例の出張相談会という形式によらず、町村や利用者個人からの個別の求めに応じて出張相談を適宜行うこととしたところもある。
- ・今後も地域の特性に応じて、必要がある地域においては出張相談会を実施するが、次年度以降の仕様書については出張相談会に係る記載の見直しを含めて検討を行うこととした。

出所：「県の回答」

県の見解にもあるように、実際の相談会の実施状況を考慮すると、出張相談会の実施頻度について「月1回以上を目安とする」とする仕様書の記載は実情に即していない可能性がある。

【意見】

県は、日時や場所を指定した出張相談会の形式にこだわることなく、例えば個別の出張相談の実施も対象にするなど、受託者が相談者の日程及び地域の特性に見合った相談業務の実施が可能となるよう、仕様書の記載をより実態に即した内容に見直すことが望まれる。

② (意見) 子ども支援オフィス事業における広報の充実強化について

【現状】

子ども支援オフィス事業における面談に至った相談者(以下「初回面談者」という。)について、平成29年度における紹介元の状況は次のとおりである。

<紹介元の状況>

事業実施地域	紹介元件数	
筑紫郡・糟屋郡 (粕屋オフィス)	役所	69件 40.1%
	社会福祉協議会	32件 18.6%
	インターネット	9件 5.2%
	上記以外	62件 36.1%
	計(初回面談者数)	172件 100%
遠賀郡・鞍手郡 (水巻オフィス)	役所	29件 38.2%
	ちらし・リーフレット	9件 11.8%
	インターネット	3件 3.9%
	上記以外	35件 46.1%
	計(初回面談者数)	76件 100%
朝倉郡・三井郡・三潁郡・八女郡 (久留米オフィス)	同居家族の相談から	16件 32.0%
	役所	7件 14.0%
	インターネット	1件 2.0%
	上記以外	26件 52.0%
	計(初回面談者数)	50件 100%
京都郡・築上郡 (行橋オフィス)	同居家族の相談から	22件 36.7%
	役所	13件 21.7%
	インターネット	2件 3.3%
	上記以外	23件 38.3%
	計(初回面談者数)	60件 100%
嘉穂郡・田川郡 (田川オフィス)	保健福祉事務所	9件 18.0%
	役所	6件 12.0%
	インターネット	0件 0.0%
	上記以外	35件 70.0%
	計(初回面談者数)	50件 100%

: 紹介元件数は、上位2か所及び「インターネット」の件数を記載している。

出所: 事業実施地域ごとの「福岡県自立相談支援事務所事業報告書」を基に監査人作成

紹介元の状況を見ると、役所、社会福祉協議会、保健福祉事務所など、関係機関からの紹介、及び同居家族の相談などの関係の近い人からの紹介が中心となっている。

【意見】

確かに、支援対象者は関係機関と何らかの関係を有していることが多く、子ども支援オフィスと関係機関とが連携を密にし、情報の共有を図っていくことによってより多くの支援対象者と接点を持つことが可能となる。

しかし、支援対象者が、関係機関や家族などと主だった接点を持たない場合、支援を受ける機会が限られてしまうことが考えられる。特に支援対象者が子どもの場合は、社会との接点が成人よりも少なく、相談を受けるきっかけが限られてしまう可能性がある。

その点、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）などのインターネットを介した子ども支援オフィスに関する情報提供は、関係機関との接点がなくても、誰でも閲覧が可能であり、支援対象者が支援を受ける機会を増加するという観点から、非常に重要な広報手段である。

子ども支援オフィスのホームページについては、受託者が作成しているものの、特段更新が行われていない。インターネットの検索サイトによる検索性もあまり良いとは言えず、例えば「福岡 子ども 悩み」という文言で検索しても該当するホームページにたどり着くことは難しい。また、SNSも利用しているものの、最終更新日は2年前となっている。

また、実際にインターネットを介して面談するに至った支援対象者は、全体の約3%と低迷している。

なお、SNSの機能には、拡散性（情報をよりたくさんの人に届ける機能）と双方向性（情報の発信者と受信者がお互いにやりとりができる機能）がある。SNSの双方向性を利用した相談対応については、表情が見えないことによる誤解の発生の可能性など難しい側面があるものの、制度の周知及び認知度向上のための拡散手段として適切に利用することは一定の有用性があるものと考えられる。

県は、事業の受託者とともに、ホームページの更新（検索性の向上も含む）や、SNSの拡散性を用いた事業内容の広報を積極的に行い、潜在的な支援対象者にも広く事業の存在が届くようにすることが望まれる。

③ (意見) 高校生の就学継続のための訪問相談支援事業における広報の充実強化について
【現状】

高校生の就学継続のための訪問相談支援事業(以下「訪問相談支援事業」という。)は、「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援費」の一環として、高校生の就学継続のための訪問相談支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)に従い、次の目的で実施される事業である。

< 訪問相談支援事業の目的 >

本事業は、生活保護受給世帯または生活困窮世帯に属する高等学校等在学年齢の子どもを対象として、訪問相談支援事業を行うことにより、もって自己肯定感の向上及び就学意識の醸成を図り、当該世帯の子どもが高等学校等への就学を継続できるよう支援を行うものである。

出所：「高校生の就学継続のための訪問相談支援事業実施要領」

平成 29 年度の相談受付等の実績は次のとおりである。

< 相談受付等の実績 >

オフィス名	受付	初回面談	訪問	電話
粕屋オフィス	44 件	21 件	86 件	157 件
水巻オフィス	17 件	10 件	7 件	71 件
行橋オフィス	15 件	14 件	29 件	130 件
田川オフィス	11 件	8 件	55 件	171 件
合計	87 件	53 件	177 件	529 件

：訪問件数は、初回面談のための訪問及び継続相談による訪問件数をカウントした。

出所：「福岡県高校生の就学継続のための訪問相談支援事業報告書」

不登校などで中退のおそれのある対象者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者が置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを「アセスメント」という。初回面談からアセスメントにつながった件数は 53 件中 27 件であり、その割合は 51%である。なお、以下のアセスメント件数は、高校生本人のアセスメントシート作成に係る件数であり、高校生本人ではなく親に問題があった場合には、自立相談支援事務所でプランを作成したため、以下には含まれていない。

< アセスメントとプラン件数 >

オフィス名	アセスメント件数	プラン件数
粕屋オフィス	13 件	6 件
水巻オフィス	6 件	2 件
行橋オフィス	5 件	5 件
田川オフィス	3 件	3 件
合計	27 件	16 件

出所：「福岡県高校生の就学継続のための訪問相談支援事業報告書」

アセスメント 27 件について、相談に至った経緯ごとの件数は次のとおりである。

< 経緯と件数 >

経緯	件数	割合
自立相談支援事務所（子ども支援オフィス）	8 件	30%
保護者（身元引受人）からの連絡	7 件	26%
家族・知人からの連絡	5 件	18%
福祉事務所からの紹介	2 件	7%
本人自ら連絡	2 件	7%
高等学校からの連絡	1 件	4%
町村役場（子ども家庭担当部署）	1 件	4%
社会福祉協議会	1 件	4%
合計	27 件	100%

出所：「福岡県高校生の就学継続のための訪問相談支援事業報告書」

相談に至った経緯を見ると、自立相談支援事務所（子ども支援オフィス）が最も多く、次いで保護者（身元引受人）からの連絡、家族・知人からの連絡となっている。

また、本人自ら連絡は 2 件（7%）で、学校で入手した案内カードを見て電話又は来所につながったケースがあった。

【意見】

支援対象者は高校生であり、主な接点は学校であることから、高等学校への案内カードの配布による相談への誘導は一定の効果が期待できると考えられる。

一方、支援対象者が不登校である場合など、高等学校とのつながりが通常の場合と比較して希薄な場合もある。その場合には、SNS などのインターネットを介して訪問相談支援事業に関する情報提供を行うことにより、関係機関との接点がなくても、支援対象者が訪問相談支援事業の存在を知る機会を増加させることができる。したがって、ホームページや SNS を用いた訪問相談事業に関する情報提供は、非常に重要な広報手段であると考えられる。

しかし、訪問相談支援事業のホームページについては、受託者が作成しているものの、特段更新が行われていない。また、インターネットの検索サイトによる検索性もあまり良いとは言えず、例えば「福岡 高校生 悩み」という文言で検索しても該当するホームページにたどり着くことは難しい。また、SNS については利用していない。

実際に高校生本人からの連絡によりアセスメントにつながった件数は 2 件と少数である。

なお、SNS の機能には、拡散性（情報をよりたくさんの人に届ける機能）と双方向性（情報の発信者と受信者がお互いにやりとりができる機能）がある。SNS の双方向性を利用した相談対応については、表情が見えないことによる誤解の発生の可能性など、難しい側面があるものの、制度の周知及び認知度向上のための拡散手段として適切に利用することは一定の有用性があるものと考えられる。

県は、事業の受託者とともに、ホームページの更新（検索性の向上も含む）や、SNS の拡散性を用いた事業内容の広報を積極的に行い、潜在的な支援対象者にも広く事業の存在が届くようにすることが望まれる。

④ (意見) 子ども支援オフィス事業及び高校生の就学継続のための訪問相談支援事業における実績の適切な確認について

【現状】

子ども支援オフィス事業及び高校生の就学継続のための訪問相談支援事業の2事業(以下「当該2事業」という。)は、平成29年度については同じ受託者が実施しており、かつ、実施場所(事務所)も同じ場所であった。

当該2事業は、事業内容及び支援対象者が類似していることから、積極的な協力体制の下、当該2事業を実施していくことによってより高い相乗効果が期待できる。したがって、当該2事業の事業者が同じであり、事務所も同じ場所を実施することには一定の合理性がある。

しかし、当該2事業は個別の事業であり、実績報告は別々になされるものであることから、その人件費及び共通して発生する経費は、明確に区分経理する必要がある。

そのため、県は事業の実績報告の精査に当たり、それぞれ事業における人員体制及び経理の適切性を検証する必要がある。

しかし、県における実績報告の精査において、未確認の事項が発見された。

未確認の事項及び想定される問題点は次のとおりである。

<未確認の事項及び想定される問題点>

項目	未確認の事項	想定される問題点
人件費	それぞれの事業の勤務実績表は入手したが、それぞれの事業に所属する人員の出勤簿との照合までは行っていなかった。	2事業の両方で人件費が計上されていないか確認できない。
家賃、駐車場、借上げ車両費など	共通して発生すると想定される経費について、当該2事業で適切に按分されているか、確認していない。	2事業の両方で経費が計上されていないか確認できない。

出所：ヒアリングを基に監査人作成

【意見】

県は、実績報告の精査に当たり、当該2事業における人件費及び経費の経理の適切性を検証し、適切な事業の執行を確保するため、当該2事業における人件費については勤務実績表と出勤簿との照合を行うこと、また、家賃など当該2事業で共通して発生すると想定される経費についてはその按分状況の適切性の確認を行うことが望まれる。

⑤ (意見) 子ども支援オフィス事業及び高校生の就学継続のための訪問相談支援事業における事業の統合の検討について

【現状】

自立相談支援事業(子ども支援オフィスを含む)と高校生の就学継続のための訪問相談支援事業(以下「当該2事業」という。)は、ともに同じ場所で同じ受託者が実施している。

当該2事業は、事業内容及び支援対象者が類似していることから、積極的な協力体制の下、当該2事業を実施していくことによってより高い相乗効果が期待できる。したがって、当該2事業の事業者が同じであり、事務所も同じ場所を実施することには一定の合理性がある。実際に当該2事業を実施するに当たり、それぞれの事業の相談員の間で緊密な連携を図っている。

<連携の状況>

福岡県自立相談支援事業(子ども支援オフィスを含む)
<p>昨年度から子ども支援オフィスと高校生の就学継続のための訪問相談支援事業が併設された。子どもに特化した課題を含め子どもから高齢者まで、包括的な支援が出来るようになった。</p> <p>高校生の就学継続のための訪問相談支援事業では、子ども支援オフィスと連携したり、進学費用等で困っている高校生や親御さんには家計相談支援事業との連携が効果的であった。</p>
高校生の就学継続のための訪問相談支援事業
<p>子ども支援オフィスに高校生就学相談支援員(以下、支援員)を配置し、仕事や将来を考える上で重要な時期である高校生に対して、福岡県保健福祉(環境)事務所や子ども支援オフィスと連携して訪問相談支援を行った。</p> <p>自立相談支援事務所(子ども支援オフィス)を入口として相談に繋がった割合が一番多かった。</p>

出所:「平成29年度福岡県自立相談支援事務所事業報告書」及び「平成29年度福岡県高校生の就学継続のための訪問相談支援事業報告書」を基に監査人作成

このように、自立相談支援事業(子ども支援オフィスを含む)と高校生の就学継続のための訪問相談支援事業は、緊密な連携を図っており、一定の効果을上げている。

しかし、緊密な連携を図っているからこそ、対象を「高校生」に特化した高校生の就学継続のための訪問相談支援事業と、子育て世帯の親(保護者)及び子どもを支援する子ども支援オフィスを別の事業として実施するメリットは、事業の実施上ではあまり想定されない。例えば高校生と小中学生のきょうだいがいる家庭に対する支援の場合、現状では、家庭全体を子ども支援オフィスの相談員が対応する一方、特に高校生に対しては子ども支援オフィスの相談員に加えて高校生の就学継続のための訪問相談支援事業の相談員も対応することとなる。仮に両事業を一本化して同じ事業で実施した場合には、一つの家庭に対して同じ相談員が対応することができ、支援がよりスムーズに実施できる可能性がある。なお、当該2事業は国庫補助を受けて実施しているため、現状では、国庫補助のメニューに則って事業を分けて実施している。

【意見】

県は、相談員がより実態に即した支援を行える体制を整備するとともに、より効率的かつ効果的な支援を行うため、当該2事業の統合を検討することが望まれる。なお、当該2事業を統合して実施する場合には、国庫補助に関する実績報告を行うため、国庫補助のメニューに応じた実績報告を事業の実施者に対して求めることが望まれる。

(イ) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援費

< 事業概要 >

事業の概要	<p>貧困が子ども世代へ継承(貧困の連鎖)されることを防止するため、学習支援の取組みを行う。</p> <p>子どもの学習支援事業 学習支援ボランティア人材バンク事業 子どもへの食品提供事業 高校生の就学継続のための訪問相談支援事業</p>
実施状況	<p>子どもの学習支援事業 生活保護世帯及び生活困窮世帯の小中学生を対象に、大学生や教育OB等の学習支援ボランティアの協力のもと、公共施設において、宿題、予習・復習などの学習支援や居場所の提供、連絡相談等を実施。</p> <p>実施：16町19会場、参加登録数：243人 学習支援ボランティア人材バンク事業 学習支援ボランティアを県が一括して募集・登録し、ボランティアを必要とする学習支援事業自治体に対し、マッチングや人材情報の提供を実施。</p> <p>登録者数：292人、マッチング件数：53件 子どもへの食品提供事業 法人等が企業から無償提供された食品を、学習支援の場に参加する子どもたちに提供。また、事業を実施するにあたって必要な経費(配送スタッフへの謝金、運搬や調理に要する器具の購入等)について補助を実施。</p> <p>食品提供実施箇所数：35箇所、補助団体数：3団体 高校生の就学継続のための訪問相談支援事業 生活困窮世帯の高校生に対する相談支援を通じて、キャリア意識の育成と就業意識の向上を通じて高校中退の防止を図った。</p> <p>相談件数：87件、訪問件数：177件</p>

出所：「定期監査・決算等審査調書 定期監査・決算等審査対象期間(平成29年度)」

< 平成29年度歳出決算額 >

(単位：円)

節名	平成29年度歳出決算額
旅費	602,990
委託料	38,321,331
負担金補助及び交付金	124,719
合計	39,049,040

出所：「平成29年度決算節別集計表」

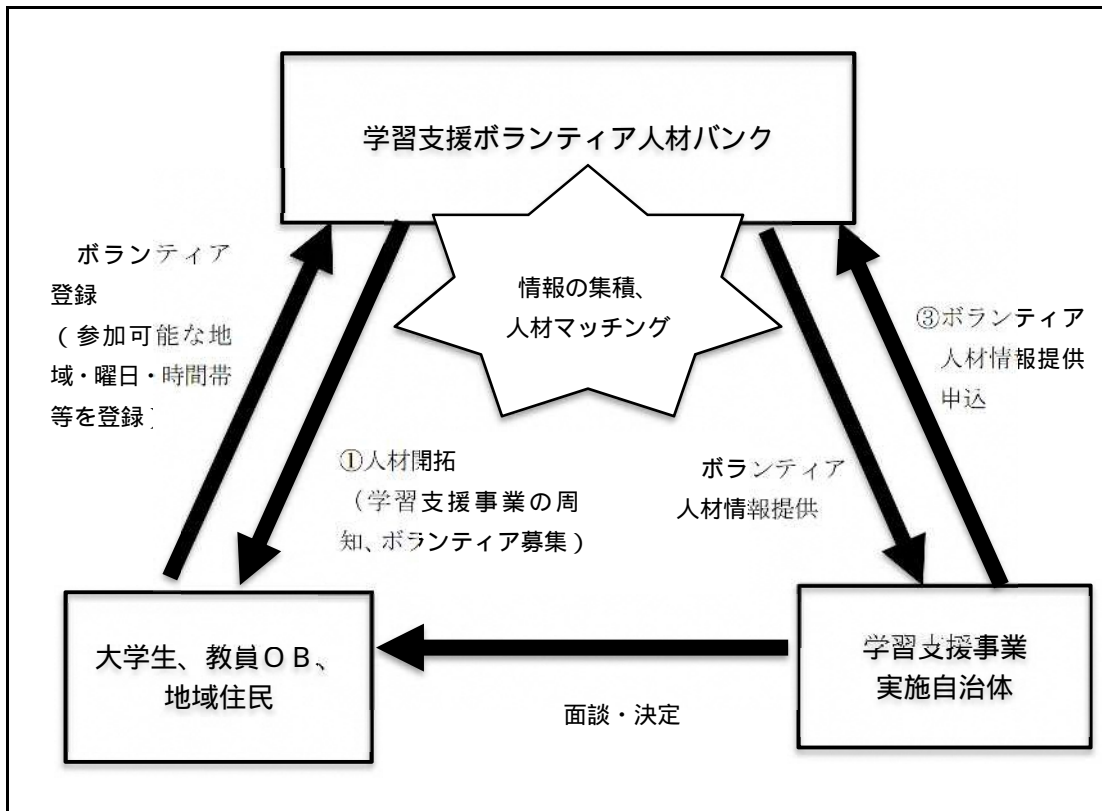
① (意見) 学習支援ボランティア人材バンク事業のさらなる活用策の検討について

【現状】

学習支援ボランティア人材バンク事業は、県及び県内各市町村が実施する「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」の学習支援ボランティアを、県が一括して募集及びマッチングすることによって事業の安定的な運営を図るために、委託により実施される事業である。

事業スキーム図は次のとおりである。なお、県(受託者)は下図の「情報の集積、人材マッチング」を行うため、「人材開拓」及び「ボランティア人材情報提供」の業務を中心に実施している。

<事業スキーム図>



出所：「学習支援ボランティア人材バンク事業について」

平成 29 年度における人材バンク登録者数の目標は 1,400 名とされており、実績は次のとおりである。

<平成 29 年度実績>

人材バンク登録者数	292 名
大学生	104 名
教員 OB	33 名
その他	155 名
マッチング実施（自治体への情報提供）事業数	24 事業
マッチング実施（自治体への情報提供）人数	53 名
生活困窮者自立支援制度に係る事業	38 名
上記以外の事業	15 名
マッチング実施人数のうち、採用成立数	40 名

出所：「学習ボランティア人材バンク事業に係る月次報告（3月末時点）について」を基に監査人作成

平成 29 年度の人材バンク登録者数は 292 名であり、目標登録者数 1,400 名の約 2 割である。

県及び受託者は、ボランティアの登録拡大のための周知・広報として、県内の大学、短期大学、専門学校等や各市町村に対するリーフレットの配布、学生や退職予定の教員に対する周知依頼、県内大学や公共施設等における説明会の開催、県ホームページへの情報掲載、県や市町村への情報掲載などに取り組んだものの、目標登録者数には達しなかった。

また、マッチング実施事業数(24事業)のうち、16件が県の「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」の受託者であった。

【意見】

県は、人材バンク登録者数を増加させるため、大学、短期大学、専門学校等へのアプローチを強化することが望まれる。具体的には、各大学等へ訪問し、担当職員への事業の説明、リーフレットの配布を行うことに加え、学生向けの説明会を実施する頻度をこれまで以上に増加させるなど、大学生等の人材バンク登録者数の増加策を実施することが望まれる。

また、教員OBの人材バンク登録状況も平成29年度は33名と少数にとどまっていることから、退職予定者及び教員OBへの周知徹底を図ることが望まれる。具体的には、平成29年度において実施した退職者辞令交付式等における説明会及び福岡県退職教職員協会に所属する教員OBに対する事業説明を今後も引き続き実施し、事業の更なる周知を図ることが望まれる。なお、教員OBへの事業の周知は継続しながら、周知の範囲を現職の教員に広げるための方策を今後検討することも考えられる。

さらには、学習支援ボランティア人材バンク事業の意義は、県だけでなく、各市町村における様々な事業にも利用してもらいマッチング件数を増やすことにある。したがって、県の実施事業だけでなく、市町村が実施する事業にも広く活用してもらうため、引き続き市町村との連携を強化し事業内容の周知徹底を図ることが望まれる。

(4) 教育庁教育振興部

ア 社会教育課

(ア) 社会教育関係団体補助金

< 事業概要 >

事業の概要	・社会教育関係団体育成に要する経費 (意見の記載事項を参照)
実施状況	・福岡県地域婦人会連絡協議会ほか社会教育関係団体 10 団体に対する助成 (意見の記載事項を参照)

- ① (意見) 補助金額を上回る繰越金がある場合に補助金を交付する合理性等の検討及び検討結果の記録保存について

【現状】

社会教育関係団体育成事業とは、公共性のある適切な活動を行う社会教育関係団体に対して、県が補助を行うことにより、社会教育のより一層の充実振興を図る事業である。

本補助金の概要は次のとおりである。

< 社会教育関係団体補助金の概要 >

補助金名	社会教育関係団体補助金
交付の目的	県内の社会教育関係団体を育成助長するために、当該団体が補助対象事業を実施するために必要な経費の一部を県が補助し、もって社会教育の振興に寄与することを目的とするものである。
根拠法令	社会教育法第 6 条
交付対象者	県単位の社会教育関係団体
交付対象事業	1 青少年の健全育成に関する事業 2 学校教育・家庭教育の振興充実に関する事業 3 子ども会活動の振興充実に関する事業 4 PTA 活動の振興充実に関する事業 5 婦人会活動の振興充実に関する事業 6 公民館活動の振興充実に関する事業 7 視聴覚教育の振興充実に関する事業 8 社会教育委員活動の振興充実に関する事業
交付対象経費	給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金
交付の金額	県が予算の範囲内で決定する(定額)

出所：「社会教育関係団体補助金交付要綱」を基に監査人作成

平成 29 年度において、社会教育関係団体に対し県が交付した補助金の実績は次のとおりである。

< 平成 29 年度における社会教育関係団体への補助実績 >

(単位：円)

補助事業者名	確定額
福岡県子ども会育成連合会	3,657,000
日本ボーイスカウト福岡県連盟	1,140,000
一般社団法人ガールスカウト福岡県連盟	380,000
福岡県公立高等学校 PTA 連合会	2,375,000
福岡県特別支援学校 PTA 連合会	95,000

福岡県地域婦人会連絡協議会	11,970,000
福岡県 PTA 連合会	6,725,000
福岡県公民館連合会	1,900,000
福岡県視聴覚教育協会	1,140,000
福岡県社会教育委員連絡協議会	950,000
計	30,332,000

出所：「平成 29 年度社会教育関係団体補助金確定一覧」を基に監査人作成

補助対象事業者に対する平成 29 年度における補助金を調査したところ、福岡県公立高等学校 PTA 連合会及び福岡県 PTA 連合会について、補助金額を上回る繰越金が生じていた。このため、当該 2 団体については平成 27 年度から平成 28 年度の補助金交付状況についても追加で調査した。

その結果、福岡県公立高等学校 PTA 連合会については、平成 28 年度及び平成 29 年度において、補助金額を上回る繰越金が計上されていた。

< 福岡県公立高等学校 PTA 連合会 >

(単位：円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
前年度からの繰越金		102,860	2,672,240	2,943,664
収入	補助金	2,375,000	2,375,000	2,375,000
	補助金以外	20,635,810	20,202,447	20,175,750
	計	23,010,810	22,577,447	22,550,750
支出	補助対象経費	17,787,430	19,509,023	19,369,554
	補助対象外経費	2,654,000	2,797,000	2,489,664
	計	20,441,430	22,306,023	21,859,218
収支差額		2,569,380	271,424	691,532
次期繰越金		2,672,240	2,943,664	3,635,196

出所：「社会教育関係団体補助金事業実績報告書」を基に監査人作成

福岡県 PTA 連合会については、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 期間連続して、補助金額を上回る繰越金が計上されていた。

< 福岡県 PTA 連合会 >

(単位：円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
前年度からの繰越金		11,898,119	14,684,717	14,327,312
収入	補助金	6,325,000	6,725,000	6,725,000
	補助金以外	26,961,430	26,475,445	26,258,615
	計	33,286,430	33,200,445	32,983,615
支出	補助対象経費	28,397,615	27,690,670	27,281,518
	補助対象外経費	2,102,217	2,867,180	2,652,096
	基金への積立	-	3,000,000	4,000,000
	計	30,499,832	33,557,850	33,933,614
収支差額		2,786,598	357,405	949,999
次期繰越金		14,684,717	14,327,312	13,377,313

出所：「社会教育関係団体補助金事業実績報告書」を基に監査人作成

前述のとおり、補助対象事業者の中には補助金額を上回る繰越金が生じている団体がある。この点につき県の見解は、次のとおりである。

< 県の見解 >

県が団体へ交付している補助金は研修事業等に対する補助であり、県は団体の繰越金と補助金交付には直接的な関連性がないと認識している。

補助対象事業者の中には補助金額を上回る繰越金が生じている団体があるが、県は、翌年度当初の団体活動の運営資金として妥当な金額であると認識している。

出所：「県の回答」

【意見】

当該事業は、社会教育関係団体が実施する研修事業等に対して補助金を交付する事業である。これは、社会教育の振興に寄与するものであり、実施事業における公益上の必要性はあると考えられる。

しかし、前述のとおり、補助対象事業者の中には補助金額を上回る繰越金が生じている団体があるが、補助金額を上回る繰越金がある団体の場合、補助金を交付することの合理性や適格性等を再検討することが望まれる。

このため、県は、引き続き、補助金額を上回る繰越金がある団体の場合は、補助金を交付することの合理性や適格性等を検討するため、その目的の範囲内で、そのような状況が生じている理由及び当該団体の財政状況を把握するとともに、合理性等の検討過程及び結果について、文書に記録し保存することが望まれる。

以上